

横浜市外郭団体

協約等一覧

令和7年1月現在

目 次

1	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	1
2	(公財)横浜市国際交流協会	5
3	(公財)三溪園保勝会	7
4	(公財)横浜市観光協会	10
5	(株)横浜国際平和会議場	13
6	(公財)横浜市スポーツ協会	15
7	(公財)横浜市芸術文化振興財団	18
8	(公財)木原記念横浜生命科学振興財団	21
9	(公財)横浜企業経営支援財団	23
10	横浜市信用保証協会	27
11	(公財)横浜市消費者協会	30
12	(公財)横浜市シルバー人材センター	33
13	横浜市場冷蔵(株)	36
14	横浜食肉市場(株)	39
15	(株)横浜市食肉公社	42
16	(公財)よこはまユース	45
17	(福)横浜市社会福祉協議会	48
18	(公財)横浜市総合保健医療財団	52
19	(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会	56
20	(福)横浜市リハビリテーション事業団	59
21	(公財)横浜市緑の協会	64
22	(公財)横浜市資源循環公社	68
23	横浜市住宅供給公社	71
24	(公財)横浜市建築保全公社	76
25	横浜シティ・エア・ターミナル(株)	81
26	横浜高速鉄道(株)	85
27	(一社)横浜みなとみらい21	88
28	(株)横浜シーサイドライン	91
29	横浜港埠頭(株)	93
30	(公財)帆船日本丸記念財団	96
31	横浜ベイサイドマリーナ(株)	99
32	横浜ウォーター(株)	104
33	横浜交通開発(株)	108
34	(公財)横浜市ふるさと歴史財団	111
35	(公財)よこはま学校食育財団	117

※ 協約等に記載の団体名及び所管課は策定当時の情報を記載しています。

※ 以下の団体の情報が変更となっています。

団体名	項目	変更前	変更後
(公財)横浜市男女共同参画推進協会	【所管課】	政策局男女共同参画推進課	政策経営局男女共同参画推進課
(公財)三溪園保勝会	【所管課】	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課	にぎわいスポーツ文化局観光振興・DMO地域連携課
(公財)横浜市観光協会	【団体名】	(公財)横浜観光コンベンション・ビューロー	(公財)横浜市観光協会
	【所管課】	文化観光局観光振興課	にぎわいスポーツ文化局観光振興・DMO地域連携課
(株)横浜国際平和会議場	【所管課】	文化観光局MICE振興課	にぎわいスポーツ文化局MICE振興課

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会
所管課	政策局男女共同参画推進課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画しようとする市民の主体的な活動を支援し、男女共同参画社会の実現に資する
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少や高齢化が進む中、横浜市の人口が2019年をピークに減少が見込まれており、市の経済成長や地域力の低下をもたらすことが懸念されている。横浜市は全国に比べて女性の労働力率が低い一方で、働いていない女性の多くが就労を希望しており、女性の経済活動への参画については、大きなポテンシャルがある。 ・ひとり親世帯、若年無業者、非正規雇用者の増加に伴う経済格差や世代間格差の拡大により、困難な立場にある男女は増えている。特にDVの年代別被害経験では、女性の年代が低いほど被害を受けた人の割合が高くなっており、若い世代のDVが顕在化している（内閣府平成29年度「男女間における暴力に関する調査」）。更に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会環境が急激に変化し、労働環境の悪化やDVの深刻化等の影響が出てきている。 ・国においても女性活躍やハラスメントに関する法制定や改正も進み、企業は行動計画の策定やハラスメントの相談窓口の設置などの対応が必要となっている。特にセクハラについては、10人に1人が被害を受けたと回答しており（横浜市平成30年度「男女共同参画に関する市民意識調査」）、その対策が喫緊の課題となっている。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	第4次横浜市男女共同参画行動計画及び現在策定を進めている第5次横浜市男女共同参画行動計画に基づき、「女性の活躍のさらなる推進」、「安全・安心な暮らしの実現」、「誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり」等を進めるため、市民一人ひとりに寄り添った支援、地域や企業のニーズに根差した支援を実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

2 団体経営の方向性等

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ ■無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和2年度～令和6年度	協約期間設定の考え方	指定管理受託期間

3 目標等

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① あらゆる分野における女性の活躍

ア 公益的使命①	働きたい・働き続けたい女性への就業等支援		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の年齢別階級別労働力率のグラフは「M字」のカーブを描いているが横浜市はM字の底が全国に比して深いことが課題である。 ・横浜市「女性の就業ニーズ調査」(令和元年度)によると、かつて仕事をしていたが現在はしていない人のうち、結婚・出産・育児を機に仕事を辞めた女性は約7割いるが、就業意欲はあるが求職活動の方法が分からない、勤務時間等の都合により子育てと両立できる仕事が見つからないなどの悩みを抱えるなど、女性ならではの課題を抱える方が多くいる。 ・このような就労前の不安相談等については、ハローワークでの対応が難しく、ひとりひとりのニーズに寄り添った支援が必要である。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	女性としごと 応援デスク 年間利用件数 2,000件/年(3館合計)	主要目標の設定根拠及び公益的 使命との 因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークで対応が難しい、就職、再就職や転職、職場復帰に関する女性特有の不安や悩みに寄り添い、きめ細やかな支援を行うことにより、女性の潜在力の発揮に繋げる。 ・目標数値については、過去の実績を踏まえ、2,000件/年とする。
	(参考) 平成28年～令和元年度実績の 平均値: 1,978件		
主要目標達成に向けた 具体的な取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング、就活ナビゲーター面談、就労支援相談等において、職歴や経験、スキル、本人の希望に即してアドバイスを行うなど、就職や再就職、ステップアップにつながる転職を支援する。 ・相談のなかで、家族や職場の人間関係などの課題を抱えていることがわかった場合、男女共同参画センターで実施している各種の相談につなげるなど、総合的な支援も行う。 ・地域の公共施設(地域子育て支援拠点、地域ケアプラザ等)へのアウトリーチによる相談、ミニセミナーを実施し、女性就労者の底上げをはかる。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・就労関係機関・部署との連携を進めるとともに、市民に対する広報・周知を実施する。 	

② 安全・安心な暮らしの実現

ア 公益的使命②	困難な立場にある男女への支援		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「男女間における暴力に関する調査」(内閣府平成29年度)によると、約6人に1人が交際相手から暴力(いわゆるデートDV)を受けた経験がある。 ・デートDVの根絶のためには、予防や事案が深刻化する前の早期介入が重要であるとされているが、同調査によると、誰にも(どこにも)相談しなかった人が4割を占め、とりわけ相談機関への相談は極めて少ない。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭で過ごす時間が増加したため、DVの深刻化も課題として顕在化してきている。 ・一方で、「情報通信白書」(総務省平成30年版)によると、10代、20代はコミュニケーション手段としてSNSを用いる割合が多いことがわかっているが、現状では電話・面接以外の相談手段がなく、SNS世代のニーズに対応しきれていない。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	SNSを活用したデートDV相談の実施	主要目標の設定根拠及び公益的 使命との 因果関係	<p>これまで実施してきた、中学・高校でのデートDV防止啓発出前講座のアンケートでは、生徒の約1割が「デートDVにあたることを家族や友人から見たり、聞いたりしたことがある」と回答。「デートDVをしたこともあるし、されている」「自分にあてはまってびっくりした」などの記述もあり、その受け皿として、SNSを活用した相談を実施する。</p>
	(参考) 令和元年度実績: -		
主要目標達成に向けた 具体的な取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止啓発出前講座の実施状況を受けて、以下に取り組む。 令和2年度 SNS相談の設計・試行実施 令和3年度 SNS相談の試行実施(令和2年度の試行よりも拡充) 令和4年度 SNS相談の本格実施 以降、PDCAによる見直しを進める。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・DV施策推進連絡会やDV相談支援センター連絡会等を通じて、関係機関・部署との連携を進める。 ・若年層に向けて、成人式等の機会を利用した広報・啓発を実施する。 	

③ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

ア 公益的使命③	ハラスメント防止対策の推進		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間に職場や学校等においてセクハラ行為を受けた人の割合は、女性は14.8%、男性は5.0%となっており、男女ともに、4年前の調査より割合が上がっている。(横浜市平成30年度「男女共同参画に関する市民意識調査」) ・セクハラやマタハラを防止するために必要な措置を講じることは企業に義務づけられているが、防止対策を実施している企業は、セクハラが49.0%、マタハラは31.1%に留まっている。さらに、企業規模が小さいほど、ハラスメント防止策への取組割合も低い現状がある。(横浜市平成29年度「男女共同参画に関する事業所調査」) ・今般パワハラ防止策に取り組みことを企業に義務づける労働施策総合推進法の改正があり、義務化(大企業は令和2年6月1日から、中小企業は令和4年4月1日から)に向けて企業自身が取り組むことが必要であるが、99%が中小企業である横浜市においては、特に中小企業への支援が求められている。企業に対する個別支援を通して、経営層を始め、従業員に対して、ジェンダー視点に基づいたハラスメント予防と対策について啓発していく必要がある。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>ハラスメント研修に参加もしくは講師派遣を受けた企業等の数: 24社(団体)/年</p> <p>(参考)平成27年度~令和元年度実績の平均値:20(団体)</p>	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハラスメント防止対策の推進」は大きな社会課題となっており、男女共同参画社会の実現に向けた社会づくりの根幹にかかる重要な施策である。 ・ハラスメント防止研修セミナーや研修講師派遣により、企業等における取組の推進に繋げていく。 ・目標数値については、過去の実績を踏まえ、24社(団体)/年とする。
	主要目標達成に向けた具体的取組		団体
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントについて国等の動きを随時情報共有するとともに、ハラスメント防止研修について企業への働きかけ、広報等を実施する。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<p>財務基盤の安定・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般正味財産額に大きく影響する当期経常増減額が、平成24年度から27年度までマイナスであったため、近年は自主財源の増加に向けた取組を強化してきた。 ・この取組により平成28年度から令和元年度は当期経常増減額がプラスで推移している。 ・自主財源の増加に向けた事業と団体の公益的使命達成に向けた効果のバランスを検証し、財務基盤の安定化を維持する必要がある。 		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>一般正味財産額を同水準の金額に維持</p> <p>(参考)令和元年度一般正味財産期末残高:135,338千円</p>	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・一般正味財産額の堅持は、財務基盤の安定・強化に直結 ・公益的使命を継続して果たすためには、財務基盤の安定・強化は不可欠
主要目標達成に向けた具体的取組	団体		<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況を定期的(月次、四半期、半期)に確認し、執行予定を適宜調整する。 ・自主財源収入を確保するための増収策を検討、実施するとともに男女共同参画推進事業の質と量を保ちながらコストを見直すことで、収支バランスを維持する。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターの指定管理者としての指定管理料及び団体運営及び事業実施に係る補助金による支援を行う。 	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	公益的使命を果たしていくための高度な専門性の維持・向上		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	人材育成の考え方や研修制度、人事評価等を含めた人材育成計画の策定・実施	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の基本的な考え方等を明示し、計画的に人材育成を図ることが、専門性の維持・向上につながる。 ・団体の公益的使命を継続的に果たすためには、高度な専門性や広い視野を持つ人材の育成は不可欠
	(参考) 令和元年度実績： —		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に求められる「役割」「能力」や研修制度、人事評価制度など当団体における人材育成のベースとなる人材育成計画を策定し、計画的な人材育成に取り組みます。 ・令和2年度 内容の検討 令和3年度 計画策定 令和4年度 実施 以降、随時見直しをしながら運用を継続 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市における人材育成や人事評価に係る情報の提供を随時行う。 	


協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市国際交流協会
所管課	国際局政策総務課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜の国際都市としての歴史的・文化的特性を継承しつつ、その一層の発展に向けて、異なる文化や価値観をともに認め、尊重し合える豊かな社会づくり、国際交流・国際協力の促進を図ることを目的とする。(定款より抜粋)
(2) 設立以降の環境の 変化等	改正入管法(2019年4月施行)や日本語教育の推進に関する法律(同年6月施行)、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(2018年12月閣議決定)とともに、横浜市に住む外国人は約10万人(市内人口の3%)に及んでいる。かつての国際交流から、多文化共生社会の実現に向けた当事者への支援や、当事者とともに取り組む地域づくりに活動の軸足が移行してきた。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	外国人住民の生活基盤の充実、地域でのつながりを促進する取組や多様な文化的背景等を活かした在住外国人の活躍推進による多文化共生のまちづくりの推進

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和4年度～7年度	協約期間設定 の考え方	市及び団体の中期計画に整合性をとる。

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

多様な視点で進める多文化共生のまちづくり

ア 公益的使命	外国人住民の生活基盤の充実を図るためには、地域とのつながりづくりが欠かせない。そのため、取組とともに、多様な文化的背景等を活かした在住外国人の活躍促進による、多文化共生のまちづくりを推進する。		
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	外国人の居住長期化に伴い生活課題が多様化している。また、言葉の壁や地域活動に係る情報不足により、参加意欲があってもなかなか活動につながらない。多文化共生のまちづくりに向けては、様々な組織や関係者との連携・協働の機会づくりが必要である。 令和4年2月に開始されたロシアのウクライナ侵略に伴う避難民の受入については、横浜市と連携し、地域で安心して暮らしていけるよう最大限の支援により貢献していく。また、これにより培った知見やノウハウ、関係団体との協働の成果を今後の事業展開に繋げていく。		
ウ 公益的使命達成に向けた 協約期間の主要目標	①連携・協働団体数の増(団体) R4: 532、R5: 538、R6: 544、 R7: 550 ②連携・協働プロジェクトの増 (事例) R4: 21、R5: 24、R6: 27、 R7: 30 ③地域活動やボランティア活動 に関わる外国人の延べ人数の増 (人) R4: 1,500、R5: 1,800、R6: 2,100、R7: 2,500 (参考) 令和3年度実績: ①526団体 ②17事例 ③1,161人	主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係	外国人が勤める企業、教育機関、地域ケアプラザなどの社会福祉施設、自治会・町内会などとの連携・協働により、情報の多言語化や外国人の受入れ基盤づくり、地域日本語教育等の充実が図られる。また、これらの地域活動やボランティア活動に関わる外国人も増加する。

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・居住環境、教育、医療等、地域で生活する中で生じる様々な課題・ニーズに様々な関係機関と連携し、多言語での相談・情報発信、日本語学習支援、子ども若者支援等の事業に取り組む。 ・外国人が地域で住民のつながりを持つためには、まずはその地域を知ることが重要であり、自治会・町内会単位の活動情報を伝えるための支援を行う。 ・通訳以外の活躍機会も創出し、地域活動やボランティアに関わる外国人住民を増やす。 ・語学を含む様々な講座を通じて、多文化共生への理解を有する地域住民を増やし、その理解をさらに深めていく。 ・様々な団体との連携・協働を通じ、ウクライナ避難民への相談対応・情報発信、日本語学習支援等に取り組む。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・一元的相談窓口及び日本語学習支援センター事業は、外国人材受入環境整備の最重要事業であり、その機能強化や満足度の向上に引き続き取り組む。 ・団体と協働し、地域課題解決コーディネーターの配置や、国際交流ラウンジを拠点とする地域団体・外国人当事者の活躍を支援し、本市における多文化共生の草の根の拡大に取り組む。 ・団体の各事業における市民満足度の検証を行い、事業の推進・見直しに継続的に取り組む。 ・ウクライナ避難民が安全・安心に横浜での生活を送れるよう、庁内一丸となり、団体とも連携しながら支援事業を実施する。

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	団体では、平成25年度以降、市からの事業費補助に代わり特定資産（横浜市補助対象事業対応特定資産）を取り崩して一部事業費に充当している。しかし、当協約期間中に当該特定資産が枯渇する見込みであり、財務基盤が不安定化する可能性がある。 （参考）特定資産充当対象事業：10事業 特定資産充当額：68,739千円 特定資産残高：296,424千円		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	特定資産充当対象事業の見直しを進め、経営基盤の安定・強化を実現する。 R4 対象事業の再点検 R5 事業見直し案の作成（存廃・縮小・経費削減等） R6 見直し事業の実施及び検証 R7 持続可能な財務基盤の確立 （参考）令和3年度実績 対象事業の検討開始	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	①団体内部の事業評価会議において、対象事業の公益性、意義、効果、事業手法、代替性等について点検し、廃止を含めた見直しを行うことで事業経費・人件費等の縮減に繋げる。 ②そのうえでなお、公益に基づく必要性の高い事業については、市との必要な協議を経て、公費による事業継続を目指す。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 市との協議、また事業評価・企画会議等を通じて事業を精査し、費用対効果を更に高める。既存事業の核である多文化共生推進課の事業パフォーマンスを上げるため、日本語、多言語相談、市民通訳ボランティア等で相互連携を図り、より公益性・利便性の高い事業の創出につなげる。	市 ・団体所管局の事業推進に当たって、団体をはじめとする民間の知見・ノウハウを生かし、限られた財源を有効に活用するため、事業内容を精査し、可能なもののアウトソーシングを引き続き進める。 ・アウトソーシング事業の成果や受託者の取組を検証し、適正に評価する。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	組織の活性化と持続性の確保のため、職員の高齢化・年齢構成の偏り、配置の硬直化の解消が必要である。また、来所者の満足度を高め、誰もが生き生きと働ける職場づくりに向け職場環境を改善する必要がある。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①常勤職員年齢構成の適正化 R4：平均年齢54歳未満、R5：53歳未満、R6：52歳未満、R7：50歳未満 ②職員仕事満足度の向上（民間の調査手法を活用） R4：-0.38（やや低）→-0.18、R5：+0.02、R6：+0.22、R7：+0.42（やや高） （参考）令和3年度実績 ①職員平均年齢：56.0歳 ②職員仕事満足度調査の結果 満足度：-0.38	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	①計画的に職員を採用していくことで平均年齢を若年化、年齢構成を平準化していくとともに、働き方改革に対応できるようテレワーク環境、職場環境の改善を進める。 ②コミュニケーション強化やプライバシー保護の向上に配慮した働きやすい執務環境を整備し、来所者の利便性や職員の仕事満足度を高める。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 ①職員のリタイアにあわせた計画的な人材補充（R4年度4名/R5年度2名/R6年度1名） ②コミュニケーションの強化とプライバシーの向上に向けた職場環境改善プロジェクト	市 多文化共生を担う人材の確保について、団体の自主性を尊重しつつ、所管局としても中長期的な職員配置計画について団体と必要な協議の場を持つなど、適切にコミットするとともに、可能な支援を行う。	

協 約 等

団体名	公益財団法人三溪園保勝会
所管課	横浜市にぎわいスポーツ文化局 観光振興課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	国民共有の文化遺産である重要文化財建造物等及び名勝庭園の保存・活用を通して、歴史及び文化の継承とその発展を図り、日本の文化を世界に発信する。(定款より)
(2) 設立以降の環境の 変化等	重要文化財及び名勝庭園の保存には莫大な資金を要し、団体では設立当初から、国や自治体が多く部分を負担する形で、その資金を確保してきた。しかし、近年では、税込減等を背景として、団体としての自主財源確保がより求められるようになっている。 また、前協約期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大によって国内外からの観光需要が大幅に縮小した。さらに、今期にかけては、原料や人件費を含む物価高騰から施設維持コストは増加の一途を辿っている。このため、文化施設・観光施設の多くが深刻な経営難に陥っている。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	(2)に記載の環境変化が生じているが、団体の公益的使命に変更はない。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有	無	
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	-		
(4) 協約期間	令和5年度～令和7年度	協約期間設定 の考え方	団体において経営上の目標を設定した期間に一致させた。
(5) 市財政貢献に向けた 考え	文化財の維持管理に加え、その他施設の整備や維持管理に対して、国費・県費の積極的な活用により、市補助金の負担軽減を目指す。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

有料来園者数・外国人来園者数の増及び来園者不満の解消

ア 公益的使命	国民共有の文化遺産である重要文化財建造物等及び名勝庭園の保存・活用を通して、歴史及び文化の継承とその発展を図り、日本の文化を世界に発信する。(定款より)
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	より多くの方に庭園・文化財に接する機会をもっといただく意味においても、また、文化財及び名勝を維持・保存するための費用を獲得する意味においても、外国人を含む有料来園者の獲得は非常に重要な課題である。

ウ 公益的使命感達成に向けた協約期間の主要目標	(I) 有料来園者数 5年度 278,000人 6年度 295,000人 7年度 313,000人 (II) 外国人来園者数 令和5年度：30,000人 令和6年度：40,000人 令和7年度：50,000人 (III) 来園者満足度調査 令和5年度～令和7年度 …5段階の満足度評価のうち、下位2段階(「不満」、「大変不満」)の回答数が全体回答数の2.0%以下 ※参考：令和4年度実績 (I) 有料来園者数：247,415人 (II) 外国人来園者数：13千人 (平成30年度実績：48千人) (III) 5段階の満足度評価のうち、下位2段階(「不満」、「大変不満」)の回答数の割合：2.4%		主要目標の設定根拠及び公益的使命感との因果関係	(I) 来園いただき文化財及び名勝を直接感じていただく事は、団体の公益的使命感に直結する。また、維持・保存のための費用獲得の面においても有料来園者獲得の意味は大きい。 目標値は、団体が設定した経営目標を参考に設定した。 (II) 日本文化の世界への発信を定款に掲げる団体として、外国人に来園いただき文化財及び名勝を直接感じていただく事は、団体の公益的使命感に直結する。 目標値は、今期協約期間中にコロナ前の水準まで戻すことを想定して設定した。 (III) 公益的使命感の達成及び来園者を獲得するためには、来園者が不満を感じる施設であってはならず、不満要因の解消という点で設定した。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体 <ul style="list-style-type: none"> ・有料来園者数の目標値を月別及びイベント別に設定し、実績評価を実施する。 ・より集客性の高いイベントを企画し情報発信を行う。特に、桜、蓮、紅葉等をテーマとするイベントでは、TV・新聞等での情報発信を積極的に行う。 ・旅行会社や市内ホテルとの連携を強化し、来園促進を図る。 ・電子チケット会社等との連携を強化し、新たなPR及び販売促進を図る。 ・海外向けTV番組・CM撮影等の積極的受入れ、及びJNTO・横浜市・YCVB等との連携強化により海外現地への発信を強化する。 ・クルーズ客船や市内外資系ホテルとの連携強化による来園促進を実施する。 ・来園者満足度データを月別に集計、評価、改善を行う。 		市 <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報媒体等の積極的かつ効果的な活用 ・庁内、局内の事業等と連携し、相乗効果を高めるとともに三溪園の利用促進 ・横浜市で唯一無二の重要文化財を有する日本庭園としての情報発信、施設整備の支援 ・保勝会の経営機能強化支援、催事や広報等の企画・実行支援

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	感染症流行の長期化は、観光や貸館の市場自体を大きく変化させた。バス旅行や大規模披露宴の需要は大幅に減少し、自宅で楽しめる娯楽の普及を受けて集客施設間の競争はますます激化している。これらを背景に、三溪園においても、有料来園者数及び施設利用件数の低迷が続き、事業収入が著しく減少している。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	事業収益： 令和5年度 356,000千円 令和6年度 384,000千円 令和7年度 412,000千円 (参考) 令和4年度実績： 265,755千円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	目標値は、団体が設定した経営目標を参考に設定した。 令和5年度末にはコロナ前の事業収益(令和元年度：286,468千円)を上回り、以降についても更なる収益拡大を掲げている。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 <ul style="list-style-type: none"> ・入園料の改定を検討・実施する。 ・有料来園者獲得を目的としたイベントの実施、及び情報発信を継続する。 ・庭園・貸館利用の拡充施策を検討・実施する ・クラウドファンディング等、新たな資金確保スキームを検討・導入する。 	市 <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報媒体等の積極的かつ効果的な活用 ・庁内、局内の事業等と連携し、相乗効果を高めるとともに三溪園の利用促進 ・横浜市で唯一無二の重要文化財を有する日本庭園としての情報発信、施設整備の支援 ・保勝会の経営機能強化支援、催事や広報等の企画・実行支援 ・国費・県費の積極的な活用に向けた調整 	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>専門技術の知識・スキル及びサービスレベルの向上並びに効率的な組織体制の構築</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>(I) 専門技術の知識・スキルの向上のための外部研修参加 2回/年</p> <p>(II) 職員・ボランティア研修の開催 ・ボランティア研修 2回/年 ・職員（経営）研修 1回/年</p> <p>(III) 業務の棚卸し・効率化</p> <p>----- (参考) 令和4年度実績： (I) 外部研修参加 2回 (II) ボランティア研修開催 2回 (III) 日常の職員ミーティングにおいて複数回に分けて実施した。 (IV) オンライン寄附システムを本格的に運用開始した。</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>施設の魅力向上を図るうえで、現場担当者のスキルの向上は不可欠である。</p> <p>(I) 知識や技術を要する職員に対して、効果的に学ぶ機会を設ける。</p> <p>(II) ボランティアガイドのサービスレベル及び職員の経営意識の向上を狙い、それぞれ団体内研修を開催する。</p> <p>(III) 各担当業務の棚卸しを行い、業務・スケジュールの可視化を実施する。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を外部研修へ参加させる。 ・ボランティア向けの研修を開催する。 ・職員向け経営研修を開催する。 ・総務課、事業課の業務分担見直しを行う。 	
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する研修に対する参加働きかけ ・保勝会の経営機能強化支援 	

協 約 等

団体名	公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー
所管課	文化観光局 観光振興課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜市及び神奈川県を中心とする産業・技術等の情報資源や歴史的・文化的資源を活用し、国内外からの観光客の誘致・コンベンションの誘致および滞在支援等を行うことにより、横浜市及びその周辺地域における観光・MICEの振興を図る。
(2) 設立以降の環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの流行による観光・MICE産業の脆弱性の顕在化 ・観光ニーズの多様化（コロナ禍を踏まえた人々の観光に対する意識の変化、価値観の多様化、余暇時間の増加、個人のライフスタイルの変化など） ・政府主導による積極的な観光推進体制（VISIT JAPAN キャンペーン、日本版DMO制度など） ・高度情報化の進展（インターネット等を利用した幅広い各種情報の受発信が飛躍的に拡大） ・地域間競争の激化（他都市MICE施設の開発、各種交通網の整備による旅行者の行動圏域拡大） ・環境意識の高まり（大量生産・大量消費を前提とした社会のあり方が根本的に問われている） ・市内人口減少と少子高齢化の進展（地域経済の活性化に向けた交流人口の拡大が必要）
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>コロナで打撃を受けた横浜の観光・MICE産業を回復させるべく、トレンドを正確に把握し、戦略的に事業を推進することで、観光消費拡大に結びつけていきます。また、行政や民間事業者などとビジョンを共有し、観光・MICEの推進により市内経済の活性化に貢献します。</p> <p>観光・MICE振興は国を挙げて地方創生の柱として期待されています。市中中期計画2022～2025においても、引き続き観光・MICE推進による横浜経済の活性化が必要となります。そのため、幅広い関係者が、横浜に息づく暮らし、自然、歴史、文化、産業など多様な資源を活用しながら、観光・MICEを軸とした事業を行うことで、地域の人々と来街者が共生する場を提供し、双方が豊かになるまちづくりを進めます。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和4年度～7年度	協約期間設定 の考え方	財団の中期計画と一致

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

「横浜市中期計画（2022～2025）」（素案）における政策指標（観光消費額 4,026 億円）の達成

ア 公益的使命	DMOとして、地域の関係者を巻き込んだオール横浜での体制を構築し、様々な事業者が持つ資源をとりまとめ、マーケティングに基づいた、ターゲットの設定・観光コンテンツの創出・受入環境の整備等を行い、観光・MICE施策を主体的に推進することで、横浜の誘客力強化と消費拡大へつなげ、市と一体となって、「横浜市中期計画 2022～2025」（素案）に掲げる政策指標である観光消費額を達成する。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	人口減少、少子高齢化が進む中で、横浜市の持続的な発展を実現するためには、観光・MICEの振興による交流人口の拡大、及び横浜経済の活性化が必要不可欠である。 当財団の使命を果たすため、観光トレンドを捉えたマーケティングのもと、地域の関係者を巻き込みながら政策を立案する体制の構築が必要である。また、財団がDMOとして、地域の多様な声をまとめ上げた政策を市に積極的に提言していくことが求められている。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	令和7年度に観光消費額 4,026 億円の達成。 【R4：2,868 億円、 R5：3,264 億円、 R6：3,779 億円、 R7：4,026 億円】 (参考) 令和3年度実績：1,769 億円	主要目標の設定根拠及び公益的 使命との 因果関係	「横浜市中期計画 2022～2025」（素案）における政策指標として、観光消費額 4,026 億円を掲げている。 当財団は、マーケティングに基づき戦略的に事業を展開するとともに、地域の多様な関係者と連携しながら、市と一体となって、指標達成を目指す使命があるため。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> 検索エンジンでの各種検索ワード等を分析し、来訪者の興味関心や特性等を把握するほか、人流分析ツールを用いて市内各エリアの人流や回遊性を分析するなど、ビッグデータ等のデジタル技術を活用したマーケティングに基づく戦略的な予算編成とステークホルダーを巻き込んだ事業展開（R4～）。 横浜の観光に関する課題解決、及び施策の創出につなげるためのフォーラムを開催するなど、DMOとして地域の多様な関係者と合意形成の手法を検討（R4～）。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> 施策実現に向けた予算確保、及び財団との調整。 事業の効果を最大限発揮させるための支援や関係機関との調整（R4～）。 地域の多様な関係者と合意形成の手法の検討支援（R4）。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	持続可能な観光・MICEを推進するため、積極的に国の補助金や支援制度を活用し、市の補助金だけに依存しない体制を構築する必要がある。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	令和4～7年度にかけて、累計10件以上の国費を活用した事業の実施。 【R4：2件、R5：2件、R6：3件、R7：3件】 ----- (参考) 令和3年度実績：1件	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	国費の活用により、事業規模を縮小することなく、財団の総収入額に対する市補助金の比率を下げるができるため。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に国費を活用するため、DMO登録の継続。 国費の活用を常に意識した事業設計。 民間事業者との連携による国費の活用。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> YCVBへの情報提供・共有、及び支援。 	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	観光・MICE振興を進めるとともに、DMOとして地域の多様な声をまとめ上げ、横浜の観光にとって必要な政策立案を行い、市に積極的に提言していくことが求められている。そのために必要な専門的知識を有する人材の育成や、デジタル化社会で必要とされるスキルの習得、クリエイティブなマインドの形成、それらを実現するための組織体制の構築が急務となっている。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	専門知識習得に向けた職員研修や外部機関との交流の実施： 正規職員全員受講 【R4：人材育成計画の策定・見直し、計画に基づき受講 R5：正規職員の30% R6：正規職員の60% R7：正規職員の100%】 ----- (参考) 令和3年度実績： マーケティング担当者向けに情報分析システム研修を実施	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	財団のマーケティング機能を高め、地域のニーズにしっかりと応えられる人材を育成し、組織体制を強化することで、横浜の観光・MICE振興に貢献していくことが、DMOの重要な役割と考えるため。また、多様な関係者と共創連携することで、一体となった観光・MICE推進体制の構築に貢献できるため。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成に関して計画の策定・見直し（R4）。 時勢に合わせた職員向け研修の実施や、事業者と財団職員の交流機会の創出。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> より効果が得られるようYCVBへの研修情報提供・支援、及び指導。 	

協 約 等

団体名	株式会社横浜国際平和会議場
所管課	文化観光局 MICE 振興課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜市の国際交流活動の推進と国際文化都市の形成を図るため、「みなとみらい 21 事業」のリーディングプロジェクトとして昭和 62 年に団体が設立され、平成 3 年にパシフィコ横浜が開業した。
(2) 設立以降の環境の 変化等	新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した度重なる行動制限等により、催事の開催中止、延期、規模縮小を余儀なくされ、パシフィコ横浜を取り巻く経営環境は激変した。施設稼働率が最も落ち込んだ令和 2 年度以降、催事開催件数はゆるやかな回復傾向にあるが、オンライン、ハイブリッド開催等、MICE の開催形式は多様化し、国際会議の開催については、引き続き不透明な状況が続いている。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	社会経済活動が正常化に向かいつつあるなか、安全・安心な開催環境を提供し、新常态に柔軟に対応することで、新規顧客の開拓や新たな市場の創出へ取り組み、開催件数・来場者数を回復させ、地域経済の更なる発展・賑わい創出・国際化へ貢献する。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	-		
(4) 協約期間	令和 4 年度～6 年度	協約期間設定 の考え方	団体の中期経営計画と同期間

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

MICE 開催による市内経済活性化への貢献

ア 公益的使命	MICE 開催による地域経済の発展や賑わいの創出への貢献		
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	コロナ禍により大幅に落ち込んだ MICE 需要を早急に回復させる必要がある。		
ウ 公益的使命達成に向け た協約期間の主要目標	全施設の平均稼働率 62%以上 ・ 令和 4 年度 53% ・ 令和 5 年度 58% ・ 令和 6 年度 62% (参考) 令和 3 年度実績：38%	主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係	・ 現在の予約状況とコロナ禍からの回復状況を加味し、設定。 ・ 再び多くの大規模催事を誘致開催することで、多数の来場者を集客するとともに、市内へ送客することで地域経済の発展に貢献。

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	安全・安心な開催環境を提供するとともに、オンラインやハイブリット開催などの需要も確実に取り込む。また、after コロナを見据え、横浜市・横浜観光コンベンション・ビューローとの連携強化等を通じ、アジア太平洋地域でのプレゼンス向上と新規顧客の開拓に取り組む。
	市	引き続き横浜観光コンベンション・ビューロー等と協働し、新規顧客の開拓を進め、MICE主催者を支援することで、市内経済の発展や賑わいの創出につなげていく。

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	コロナ禍の影響を受けた赤字決算を早期に改善し、黒字決算を確保・維持する必要がある。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・協約最終年度に売上高 96.5 億円を達成 ・協約期間を通じて黒字決算を確保 	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・売上目標は、現在の決定及び決定が見込まれる催事の会場使用料売上を基に、算出 ・会場使用料収入等の増加に取り組むとともに、コスト削減へ取り組むことで、黒字決算を確保。
	(参考) 令和3年度実績		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	安全・安心な開催環境の提供に加え、感染対策に配慮した新たな商品開発と提案で売上を確保する。コスト面では、高騰する水光熱費の削減に取り組むとともに月次損益の精度を高め、機動的な事業計画の見直しや委託費の固定・変動比率の組み換え等により、コスト削減を図る。	
	市	パシフィコ横浜の持続的経営に向け、収支状況を改善し早急に黒字化するよう、施設側の経営努力を促しつつ、引き続き横浜観光コンベンション・ビューロー等と協働し、経済効果の高いMICE誘致に取り組むとともに、安全・安心なMICEが開催できるよう主催者を支援する。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	目指す人材像の設定を明確にし、MICE 業界をけん引する人材を育成することが必要。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	人材育成ビジョンを策定し、MICE 業界をけん引する人材を育成。 令和4年度 育成ビジョン策定 令和5年度 評価制度の見直し 令和6年度 評価制度運用開始	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研修や自己啓発支援等を実施してきたが、目指す人材像などの設定が曖昧であった。 ・目指す人材像を明確にした上で、研修を実施。
	(参考) 令和3年度実績：		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成ビジョンを策定し、それに基づいたキャリアパスの設定や、評価制度・研修制度等の再構築を行う。 ・環境の変化に応じたメンタルヘルスケア、ストレスケアを目的とした研修の実施。 	
	市	団体が策定した計画に沿って人材を育成できるよう、引き続き情報提供・助言等を行う。	

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市スポーツ協会
所管課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜市民の体育・スポーツを振興し、もって横浜市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与すること
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会は、1929年の設立以後、スポーツの普及・振興、市民の健康づくりに寄与することをめざし、生涯スポーツや競技スポーツ振興事業に加え、施設の管理・運営やスポーツ情報の提供、レクリエーション振興など、時代とともに活動の幅を広げてきました。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化に伴い、市民のスポーツへの関わり方やニーズが多様化しており、それに合ったサービスや機会の提供が求められています。 ・共生社会の実現に向けて、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、だれもが親しめるスポーツによる貢献が期待されています。 ・子育て世代のスポーツ実施率が低迷しており、これらの世代がスポーツに向かいやすくなるような環境づくりと、スポーツが健康に与える効果の訴求による意識への働きかけを進めることが、市民のスポーツ実施率向上の鍵となっています。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なライフスタイルやニーズに合ったスポーツ機会を提供するため、市場動向や市民ニーズを的確にとらえ、スポーツの普及・振興に引き続き取り組んでいく必要があります。 ・共生社会の実現に貢献するため、インクルーシブスポーツやパラスポーツの取組の継続と強化が求められています。また、市民のスポーツ実施率向上に向けて、子育て世代などのターゲットを明確にした取組を推進していく必要があります。 ・事業実施にあたっては、加盟団体等との連携により、地域レベルで誰もが持続的かつ自発的にスポーツ活動を楽しめる環境づくりの整備が必要です。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・前協約の期間と同期間 ・横浜市スポーツ協会第6期中期計画の期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	事業参加者数の増加による参加料収入等の増収をめざします。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 取組	<p>①すべての市民が生涯にわたって、あらゆるスポーツ活動に親しむことができる機会の提供</p> <p>②だれもがスポーツに親しめる、インクルーシブなスポーツ機会の提供</p> <p>③親子・子育て世代がスポーツに親しみやすい機会の提供</p>	
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>①競技スポーツ、地域スポーツなど、さまざまな視点からスポーツの普及・振興に引き続き取り組んでいく必要があり、市民がスポーツ・健康づくりを日常化できるように、多様なライフスタイルやニーズに合ったスポーツ機会を提供することが求められています。また、事業参加者数の回復には、利用者の満足度向上のために既存サービスの付加価値を高めていく必要があります。</p> <p>②年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、だれもがスポーツに親しめるインクルーシブスポーツの取組については、既存事業を引き続き継続していくほか、インクルーシブの概念に沿った新たな事業展開が求められています。</p> <p>③親子・子育て世代のスポーツ実施率向上には、該当代が参加しやすい開催日時・内容を反映した教室プログラム等の充実が求められています。</p>	
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①教室やイベント、個人利用等の参加者数 172 万人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度：121 万人 ・令和 7 年度：143 万人 ・令和 8 年度：172 万人 <p>(参考) 令和 5 年度実績：132 万人</p> <p>②インクルーシブスポーツに取り組む加盟団体数 12 団体以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度：8 団体 ・令和 7 年度：10 団体 ・令和 8 年度：12 団体 <p>(参考) 令和 5 年度：6 団体</p> <p>③親子・子育て世代が参加できる教室やイベントの参加者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度：27,700 人 ・令和 7 年度：33,100 人 ・令和 8 年度：38,200 人 <p>(参考) 令和 5 年度：26,721 人</p>	<p style="text-align: center;">主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p> <p>①令和 5 年度実績をもとに目標値を設定／多くのスポーツ機会を提供し参加者を増やすことで、市民のスポーツの日常化につなげます。</p> <p>②令和 5 年度実績をもとに目標値を設定／だれもがスポーツに親しめる機会を提供することで、共生社会の実現につなげます。</p> <p>③令和 5 年度実績をもとに目標値を設定／該当代が参加しやすいスポーツ機会を提供することで、市民全体のスポーツ実施率向上につなげます。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>①当協会管理施設においては、多様なライフスタイルや利用者ニーズをとらえ、教室プログラム等の内容や実施回数・時間等の見直しを行います。また、当協会加盟団体や民間企業、プロスポーツチーム等との連携により、既存サービスの付加価値を高める取組や新たな事業を実施し、より多くの市民が参加できる事業を展開することで、参加者数の回復につなげます。</p> <p>②加盟団体の意向や現状・課題等のヒアリングを行い、実施候補となる団体には事業提案や助言など、実現に向けた支援を行います。また、取組実施団体の事例共有の場を設けるなど、各団体の関心・意欲向上につなげます。</p> <p>③親子・子育て世代が参加しやすい開催日時・内容等のニーズをとらえ、既存の教室プログラム等の見直しにより充実を図ります。当協会管理施設である 12 区のスポーツセンターを主な拠点として、新たな取組の実施を検討していきます。</p>
	市	<p>庁内での調整を図りながら、団体との連携を強化し、支援していきます。</p>

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題		当協会が長期的に公益的使命を果たし、横浜市のスポーツ振興に貢献していくためには健全な財務基盤が必要となります。	
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標		自己資本比率の向上 ・令和6年度：63.1% ・令和7年度：64.9% ・令和8年度：66.6% (参考) 令和5年度実績：61.5%	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係 資産における自己資本の比率の向上を図ることで財務基盤の健全性を保ちます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	市民の多様なライフスタイルやニーズに合った事業をより多く展開し、収入を確保することで、確実に赤字を回避し自己資本比率の向上を目指していきます。	
	市	団体の安定した経営に向けて、適切に連携・指導していきます。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題		スポーツ振興の専門組織として、これまで培った知識や経験を継承しつつ、安全で効果的な運動を実施するための知識や技術などを有した人材を増やすことが必要です。	
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標		スポーツ・健康増進等に関する資格の新規取得者 延べ40人以上 ・令和6年度：14人 ・令和7年度：14人 ・令和8年度：14人 (参考) 令和5年度実績：14人	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係 スポーツや健康増進等に特化した公的認定機関の資格を取得することで、一定水準以上の専門知識を身につけることができ、確かな知見に基づいたスポーツ指導を行うことができます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	データベース化した人事情報に基づき、職員の意向や経験、適性などを考慮し、協会事業に資するため選定した資格の保持者を確実に増やしていきます。	
	市	団体が策定した計画に沿って人材を育成できるよう、引き続き助言等を行います。	

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
所管課	にぎわいスポーツ文化局文化振興課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	当財団は、芸術文化を総合的に振興することにより、横浜独自の魅力ある都市創造のための社会基盤の整備を推進し、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与することを目的とする。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の文化施策の変化（法令等） <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法一部改正による指定管理者制度の導入（平成 15 年） ・劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 6 月 27 日公布） ・文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 23 日公布・施行） ・文化芸術推進基本計画（令和 5 年通知第 2 期） 2 市の文化施策の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方（横浜市文化観光局平成 24 年 12 月） ・横浜市中期計画（2014-2017、2018-2021、2022-2025） 3 社会状況の変化 <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展（子ども・子育て政策） ・SDGs の取り組み、地域コミュニティの変化 ・コロナ禍の影響による活動制限からポストコロナへの移行 ・民間文化施設の増加、公立文化施設の老朽化（大規模改修および長期休館） 4 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人への移行（平成 21 年）
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民が文化芸術活動を行う環境づくり、場づくりの推進による心豊かな生活の実現 2 子どもの創造性や感受性を育む文化芸術体験や、年齢や障がいの有無などにかかわらず誰もが文化芸術に触れる機会の充実 3 文化施設の運営、文化芸術事業及び他分野との連携を通して、多様な人たちが過ごせる場を拓き、交流やにぎわいを創出

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和 6 年度～ 7 年度	協約期間設定 の考え方	横浜市中期計画及び当財団の 中期経営計画
(5) 市財政貢献に向けた 考え	事業収入及び利用料金収入の向上、国等の助成金等を含めた外部資金の獲得等		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 文化施設における文化芸術体験機会の創出

ア 取組	文化施設における多様な文化芸術体験を通じ、心豊かな市民生活の実現に寄与する。				
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	より多くの方に文化芸術活動に親しんでいただくため、財団が運営する文化施設の特色を生かした事業や文化芸術体験ができる機会を創出して、市民の文化芸術への参加及び文化施設の利用を促進する。				
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	財団運営6施設の来場者数 対象施設：横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜にぎわい座、横浜赤レンガ倉庫1号館、大佛次郎記念館、横浜市民ギャラリー (休館中の横浜能楽堂、次期指定管理選定に係る2施設：市民ギャラリーあざみ野、磯子区民文化センターを除く) 来場者数 R6年度 1,358千人 R7年度 1,617千人 (参考) 令和5年度実績： 1,138千人	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画—事業方針1及び2に基づく取組 ・来場者数は、文化芸術活動への市民の体験機会や関心を示す指標となる。また文化芸術活動に触れる多様な機会を創出することで、心豊かな市民生活の実現につなげる。 ・新しい利用者層を開拓すること等により、コロナ禍以前の来場者数等への達成を目標とする。 		
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">主要目標達成に向けた具体的取組</td> <td>団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の専門性や特色を活かした事業の実施 ・地域の団体や企業、教育機関や福祉施設等との協働による事業の実施 ・多様な世代に向け、紙媒体及びSNS等インターネットの活用による広報展開とメディアへのアプローチ </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報媒体を利用した広報・プロモーションへの協力 ・市関係部局、学校等との関係構築の支援 </td> </tr> </table>	主要目標達成に向けた具体的取組	団体
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の専門性や特色を活かした事業の実施 ・地域の団体や企業、教育機関や福祉施設等との協働による事業の実施 ・多様な世代に向け、紙媒体及びSNS等インターネットの活用による広報展開とメディアへのアプローチ 			
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報媒体を利用した広報・プロモーションへの協力 ・市関係部局、学校等との関係構築の支援 			

② 文化施設以外での文化芸術の提供

ア 取組	年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済事情等に関わらず、誰もが文化芸術に触れる機会を創出することで、心豊かな市民生活の実現に寄与する。				
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・都心臨海部の文化施設に出かけることが難しい方へ、地域の身近な場所で文化芸術に触れる機会を創出する継続的な取り組みが必要。 ・次代を担う子どもたちの創造性を育むため、子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出することが必要。 				
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	財団運営7施設及び財団事務局 対象施設：横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、横浜にぎわい座、横浜赤レンガ倉庫1号館、大佛次郎記念館、横浜市民ギャラリー (次期指定管理選定に係る2施設：市民ギャラリーあざみ野、磯子区民文化センターを除く) 【地域へのアウトリーチ実施場所】 令和6年度 85箇所以上 令和7年度 85箇所以上 (参考) 令和5年度実績： 82箇所	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画事業方針1に基づく取組 ・地域の施設や公共空間、教育機関をはじめとした財団所管施設以外の場所や、各文化施設の特色を生かし、地域コミュニティを意識した事業の取り組みを継続的に進める。誰もが身近な場所で芸術に触れる機会をはかる指標となる。 		
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">主要目標達成に向けた具体的取組</td> <td>団体</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、福祉施設、地域施設等、地域の身近な場所でのアウトリーチ事業の実施 ・公共空間を活用した文化芸術事業や区民文化センター等の地域文化施設との協働事業の実施 ・施設休館中でも、芸術に触れることができる展示や講座を行うことなどによる、市内外への情報の発信 </td> </tr> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報媒体を利用した広報・プロモーションへの協力 ・市関係部局、学校等との関係構築の支援 </td> </tr> </table>	主要目標達成に向けた具体的取組	団体
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、福祉施設、地域施設等、地域の身近な場所でのアウトリーチ事業の実施 ・公共空間を活用した文化芸術事業や区民文化センター等の地域文化施設との協働事業の実施 ・施設休館中でも、芸術に触れることができる展示や講座を行うことなどによる、市内外への情報の発信 			
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報媒体を利用した広報・プロモーションへの協力 ・市関係部局、学校等との関係構築の支援 			

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・正味財産期末残高は一定水準を維持しているため、法人の経営状況は健全で安定した運営をしているといえる。 ・一方、収支の面では、各指定管理施設は物価高騰の影響により、横浜市からの指定管理料上乗せを得て収支均衡を達成している。法人の自立性の向上、自己資金の適切な活用等が課題である。 		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>財団運営施設の自己収入額 計6施設 横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜にぎわい座、横浜赤レンガ倉庫1号館、大佛次郎記念館、横浜市民ギャラリー（休館中の横浜能楽堂、市民ギャラリーあざみ野、磯子区民文化センターを除く） 令和6年度7億1千4百万円 令和7年度7億6千8百万円</p> <p>(参考) 令和5年度実績： 7億1千2百万円</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画経営基盤3に基づく取組 ・コロナ禍や物価高騰を経験し、不確実性の高い状況の中でも、安定的に公益事業を継続するため、市からの指定管理料及び補助金以外の自己収入増を達成し、剰余金を積み立てて自己資本比率を高め、財政基盤を強化することが必要である。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客目線の取組強化による来場者増とそれに伴う事業収入増 ・遺贈寄附など新たな財源の開拓 ・ユニークベニューによる収入や民間協賛金等の外部資金の積極的な獲得努力 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財政状況について共有するとともに、業務観察などを通じて健全な財政運営を支援 ・国の補助制度に関する情報収集や申請支援などを通じた、外部資金獲得の協力 	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたる安定的な組織運営を行うため、組織の年齢構成偏りの是正、経験豊富なベテラン職員から次世代職員へのスキル及びノウハウ継承、若手職員確保と育成が必要。 ・変化する社会状況に応じた職員の対応能力、総合芸術文化財団としての専門性を強化するための人材育成（採用含む）体制が求められる 		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>若手職員の定期採用と育成 マネジメント能力及び専門性を強化するための研修実施 令和6年度：階層別（職員と管理職、全5階層）に集合型研修とeラーニングを実施、受講率：90%以上 令和7年度：前年度の水準を継続 ・「人材マネジメントポリシー後期育成プラン」の検証</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ・若手職員の採用 ・「人材マネジメントポリシー後期育成プラン」の運用開始 ・階層別集合型研修：受講率91.2% ・階層別eラーニング：受講率98.4%</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画経営基盤1、2及び「人材マネジメントポリシー後期育成プラン」に基づく取組 ・人材育成や評価制度の見直し、効率的に業務に取り組める環境の創造などの人事施策を展開する。 ・総合的な芸術文化施設運営組織として信頼を得て組織運営を展開するため、研修を通じた専門性強化が求められる。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の年齢等バランスを配慮した計画的採用試験の方法の検討と実施 ・シフト勤務職員が受講しやすいスケジュールでの実施及び研修参加者アンケートから課題を抽出し、次期研修計画に反映 ・人事制度の検証のために、職員アンケート等を実施、改善点の検討 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の取組事例などを共有するなど、必要な支援を行う 	

協 約 等

団体名	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団
所管課	経済局イノベーション推進課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	財団は、学术交流及び学術奨励を行い、広く社会に生命科学研究の重要性を伝えるとともに、生命科学における大学や研究機関と産業界等との共同研究の組織化を推進し、その有機的連携を図ること及び自ら共同研究に参画して実施することをもって、神奈川県内の生命科学の振興とその応用による産業の活性化に寄与することを目的とする。
(2) 設立以降の環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の少子高齢化が急速に進む中、横浜市においても超高齢化社会の進展や人口減少など、横浜経済を取り巻く状況は厳しさを増している。 ・国において持続可能な社会の実現と経済成長の両立を可能とするイノベーションとしてバイオものづくりの取組みが推進されてきている。 ・中小企業のデジタル化や新たなビジネス創出等に対する意識も高まっており、さらに 2050 年の脱炭素社会の実現に向け、環境分野への進出等を検討する企業も増加している。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	引き続き中・長期的な視点に立って事業の改善や財政基盤の安定化に努め、生命科学の振興とその応用により産業活性化に寄与する取組を進める。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定の考え方	団体の中期経営計画及び横浜市中期4か年計画
(5) 市財政貢献に向けた考え	市内の産業振興を推進することによる雇用の増及び税の増収を目指す。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 取組	生命科学に関する共同研究開発の推進及び産業活性化		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい経営状態である市内事業者に対して、産学官金の連携により、社会課題解決や中小企業のチャレンジ支援につながる、新たなビジネスモデルを創出することが必要。 ・ 社会的要望が高まってきている脱炭素・GXについてバイオを活用したイノベーションが求められている。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①資金獲得(公的、共同研究)の件数 累計3件(1件/年) ②研究開発プロジェクトの件数 累計60件(20件/年) ③上記プロジェクトの実現に向けたマッチング件数 累計150件(50件/年)	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	横浜市中期4か年計画(2022-2025)及び過去の実績に基づき、必要な件数を設定。研究開発プロジェクト創出やマッチング、企業・大学等の相談対応により、共同研究開発の推進及び産業活性化を目指す。目標設定について、今年度から主要目標①として資金獲得件数を掲げている。この目標を

		(参考) 令和5年度実績： ①0件 ②33件 ③177件		達成するため、②プロジェクト創出件数は前回の協約と同数であるが、今まで以上に手厚い支援を行い、プロジェクトの質を高めていく。また、③マッチング件数については、これまでオンラインイベントを通じて成立したものが多かったが、オンラインでのマッチングはプロジェクトの創出につながるものが少なかった。新たな目標である資金獲得につながるプロジェクトを創出する質の高いマッチングの成立に向け対面でのマッチングイベントを中心にする事から目標数を50件/年とした。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> • IDEC や YOXO BOX 関係者等と連携しながら、市内中小企業に対する個別相談、展示会 (BioJapan 等)、イベント等でのマッチング推進、海外展開等の販路開拓などを行うことで、新たな事業分野への参入を支援する。 • セミナーやイベントを通じて、市内の大学や研究機関と企業間のマッチングを促進することで、社会課題の解決に向けた新たなビジネスモデルを創出する 		
	市	<ul style="list-style-type: none"> • 社会情勢や企業等のニーズを踏まえて、団体と共に社会課題の解決を目指すイノベーションを推進するための施策を検討する。 • 本市の他事業や関係団体との連携、本市のイベント、広報ツール等を効果的に活用し、団体が担っているオープンイノベーションの取組が効果的な事業となるよう支援する。 		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	生命科学振興とその応用による産業活性化等の公益的使命達成に向けて、安定的な財務基盤の確保が必要。			
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標		①YBIC 稼働率 97%以上による安定的な収益確保 ②YBIC の修繕及び設備更新等に向け、年間 3,000 万円以上の積立を実施、もしくは修繕等に利用 (参考) 令和5年度実績： ①稼働率100% ②修繕積立若しくは修繕費 7,800 万円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	①YBIC における高稼働率 (97%以上) を維持し、安定的な賃料収入を得ていく。1 室程度は空室とし、設備更新及び館内増床等に対応できるようにしながらも、着実に借入金返済できるよう 97%に設定。 ②築15年を迎える YBIC の稼働率を維持するため、積立金を確保し、定期的な修繕及び設備更新を実施。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ①YBIC の高稼働率維持に向け、WEB での募集周知や企業へのアプローチなど、積極的なリーシング活動を推進。 ②中長期的な修繕計画の着実な実施と、将来の修繕及び設備更新に向けた積立を実施。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> • 団体の財政状況について情報共有し、安定的な財務基盤確保のために適切に関与していく。 • スタートアップ支援や企業誘致等の本市の取組と連携し、団体の行う YBIC へのリーシング活動等を支援する。 		

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> • 令和7年度からスタートする改正公益法人法に基づく新制度への対応が必要。 • 生命科学や産業振興に寄与する幅広い専門知識の習得が必要。 			
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標		①会計経理等の研修受講 5回/年以上 ②研修受講及び、セミナーや交流会への参加 100 回/年以上 (参考) 令和5年度実績： ①10回 ②120回	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> • 研修受講を通じ適正な会計管理等を推進する。 • 研修、セミナーや交流会等に参加し、企業や研究者とのネットワークを構築することで、最新の生命科学や産業振興に寄与する専門能力を習得。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> • 研修受講による基礎的な知識とともに、セミナー等での交流を通じ、社会情勢の変化に対応する専門的な知識を習得。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> • 本市で行われる研修等について積極的に情報提供し、団体の人材育成を支援する。 		

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜企業経営支援財団
所管課	経済局中小企業振興課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	財団は、市内中小企業等の経営基盤の安定・強化、経営革新、新事業創出、創業の促進を図るための支援事業及び産業関連施設の管理運営事業を行い、もって横浜経済の活性化及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
(2) 設立以降の環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内唯一の横浜市中心企業支援センター・中核的支援機関としての指定・認定を受け、中小企業等が抱える多様な課題に対してワンストップサービスを提供できる体制が整備されている。 ・昨今の中小企業を取り巻く経営環境は、原材料不足や急激な為替変動、深刻化する人口減少や人手不足等、依然として不透明な状況にある中、脱炭素やDX、SDGsへの対応等、新たな需要の創出や経営者・企業の自己変革、自走による成長・発展が求められる。 ・各保有施設等の老朽化に伴い、大規模修繕に係る経費負担が増大し財政状況がひっ迫してきたことから、財団にとって真に必要な中小企業支援に注力していくために、段階的に保有施設等の最適化に取り組んでいる。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	中小企業等が抱える課題やニーズはこれまで以上に多様化・複雑化していることから、個々の状況に寄り添ったきめ細かな支援により適切な課題解決を提示するとともに、フォローアップを含めた継続した支援により、中小企業等の成長・発展に寄与していく。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ (無)		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間(3年間)と同期間
(5) 市財政貢献に向けた考え	中小企業支援を通じて、市内経済の活性化に寄与する。 保有施設の大規模修繕にかかる支出は、財団・市財政に影響を及ぼすため、引き続き、最適化の検討が必要。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 市内中小企業の経営課題の解決

ア 取組	中小企業者が抱える様々な課題や、創業・新規事業に関する疑問などについて、総合的に対応する相談窓口の設置と専門家派遣による経営コンサルティング等の実施により、経営課題の解決を図る。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	原材料不足や価格高騰、人手不足等の環境変化により、市内中小企業の経営課題がこれまで以上に多様化しており、財団に求められる支援も多様化・複雑化している。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	相談実施後、経営課題の解決につながった・解決のきっかけになったと評価した企業の割合: 毎年度 95%以上	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	経営課題の解決割合が増えることは、中小企業の持続的な成長・発展につながり、市内経済の活性化に寄与する。
	(参考) 令和5年度実績: -		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> 企業の経営課題が多様化・複雑化する中、企業が抱える潜在的課題を抽出・解決していくために、研修の実施による職員のスキル向上を図る。 窓口相談の利用者に対し、相談後に「相談前に抱えていた経営課題が解決できたか」に関するアンケート調査を実施。 結果を分析し、経営課題の解決に上手く繋がらなかった相談対応に対しては、今後の支援手法や体制等を改善する。 	
	市	地方公共団体や関係機関が実施する中小企業支援に関する情報や、職員の知識の向上につながる研修情報の提供を行う。	

② 企業の事業ステージに応じた支援

ア 取組	<p>財団では、創業から企業の成長・発展の段階まで、ワンストップで一貫した支援を実施できる強みを有している。</p> <p>創業希望者に対しては、セミナー・イベントの実施等、幅広い支援策を有効活用してもらい、新規創業を促す。</p> <p>成長・発展段階の企業に対しては、取引機会の提供を通じ、事業拡大に貢献する。さらに、国内市場の縮小により、海外市場も積極的に取り入れ、グローバル展開を支援する。</p> <p>それぞれの支援先企業の事業ステージに応じた支援を実施し、市内中小企業の成長・発展を支援していく。(創業支援、企業間のマッチング支援、海外ビジネス展開支援)</p>		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>創業希望者に対し、窓口相談での対応に加え、他の支援策も合わせて、活用してもらうことで、創業プランを実現化するまで、相談者のモチベーションを維持させながら、創業に至らすことが課題である。</p> <p>成長・発展段階の企業に対し、コロナ禍を経て、国内外問わず、オンラインによる商談が増えたが、リアルによる商談の有効性も改めて、見直されている。そのため、ハイブリッド型の商談機会の提供や、AI機能等のデジタル技術を応用した商談機会の提供等、工夫が必要。</p> <p>経営基盤の強化を図る企業に対し、海外展開を含めた支援内容を周知し、認知度を高めるとともに、他機関と連携しながらサポートしていく必要がある。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①新規の創業につながった件数: 120件</p> <p>【令和6年度: 40件、令和7年度: 40件、令和8年度: 40件】</p> <p>②製造業等のマッチングに至った件数: 750件</p> <p>【令和6年度: 250件、令和7年度: 250件、令和8年度: 250件】</p> <p>③海外展開につながった件数: 240件</p> <p>【令和6年度: 80件、令和7年度: 80件、令和8年度: 80件】</p>	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<p>創業から企業の成長・発展ステージに応じた成果指標としている。</p> <p>創業者数や企業間のマッチング、海外展開が増えることは、企業の事業拡大につながり、市内経済の活性化に寄与する。</p>

		(参考) 令和5年度実績: ①新規の創業につながった件数: 38件 ②製造業等のマッチングに至った件数:306件 ③海外展開につながった件数:44件	
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	①個別の相談対応に加え、セミナーやイベントの実施等、幅広い支援策を有効活用してもらい、新規創業を促す。 ②③職員のほか、企業OB等の外部専門人材と連携し、企業間マッチングや展示会出展の機会を提供する等、マッチング成立や新たな海外ビジネス展開を促す。	
	市	団体と事業担当課で相互に連携しながら、市内企業への支援を進めていく。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題		保有施設の老朽化に伴う大規模修繕に係る経費負担が、財務面に大きな影響を及ぼす可能性がある。 市内唯一の中小企業支援センターとして、本来の企業支援業務に注力できるよう施設の保有・管理運営のあり方を引き続き、検討する必要がある。	
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標		横浜金沢ハイテクセンターの売却、保有施設の劣化調査実施と中長期修繕計画の見直し及び横浜市金沢産業振興センターの管理運営手法の見直し 令和6年度 横浜金沢ハイテクセンターの売却完了、保有施設の劣化調査実施及び中長期修繕計画の見直し、横浜市金沢産業振興センターの管理運営手法の見直し 令和7年度 計画の推進・検証・見直し 令和8年度 計画の推進・検証・見直し (参考) 令和5年度実績: 横浜金沢ハイテクセンターの売却手続き	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係 保有施設の最適化に向け、令和元年度に横浜メディアセンターを売却、令和5年度には横浜金沢ハイテクセンターの売却に向けた手続を行った。 保有施設の老朽化に伴い、大規模修繕等に係る経費負担の増大が見込まれる。 横浜市金沢産業振興センターの最適化は、地元との調整も踏まえ、段階的に管理運営手法を見直ししながら、実行する必要がある。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体	保有施設の劣化調査を実施し、中長期修繕計画の見直しを行う。また、公共施設の保守管理経験のある嘱託職員を雇用し、専門的な知見・経験も取り入れ、保有施設の適切な管理に努める。
	市	財団が所有する施設の意義等を踏まえ、市における資産活用基本方針や公共施設等総合管理計画等を参考に助言を行い、財団と連携して最適化に向けたあり方検討を進めていく。	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>これまで、企業支援の専門性を高めるため、各職員がそれぞれ外部研修を受講し、受講後は他の職員にも支援ノウハウ・スキルの共有化が図られるように報告会を実施してきた。さらに、組織力の強化のため、令和4年度からは新たに階層別（係長以上）研修を実施。 今後、ますます企業の経営課題が多様化・複雑化する中で、より専門性を高める必要がある。また職員の段階的な定年引上げに伴い、役割や能力等を再整理する必要がある。</p>	
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>・販路開拓や事業承継等の企業支援の専門スキル向上に加え、ロジカルシンキング向上に関する研修も合わせて実施する。 ・段階的な定年引上げに伴い、既存の人材育成計画に新たな役割や能力を定め、運用する。</p> <p>令和6年度 研修実施（15回）、 新たな人材育成計画の策定 令和7年度 研修実施（15回）、計画運用、 課題の改善 令和8年度 研修実施（15回）、計画運用、 課題の改善</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ・研修14回</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p> <p>・企業の経営課題が多様化・複雑化する中、企業が抱える潜在的課題を抽出し、企業に理解してもらう必要がある。そのため、企業支援の専門スキル向上に加え、文章力・対話力等のロジカルシンキング研修も実施する。 ・段階的な定年引上げに伴い、これまで蓄積した経験やネットワークを60歳後も組織に還元し、モチベーションを維持しながら働き続ける環境整備が必要。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p> <p>・外部研修の受講後は、支援スキルの平準化を目指し、内部で共有報告会を実施する。 ・文章力強化等のロジカルシンキング研修の受講後は、企業の支援事例の原稿作成等、実践の場を設ける。</p>	<p>市</p> <p>随時、研修情報の提供を行う。</p>

協 約 等

団体名	横浜市信用保証協会
所管課	経済局金融課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>横浜市信用保証協会は、戦災で廃虚となった横浜市内の経済を復興するため、横浜市が中心となり、金融機関、商工会議所、商工組合中央会、業者団体等の協力を得て、全国で4番目、戦後初めて発足した、信用保証協会法に基づく認可法人です。</p> <p>横浜市内の中小企業・小規模事業者（以下、「市内事業者」）が金融機関から借入をする際、当協会が保証人になることで信用力を補完し、資金調達をスムーズにする役割を担っています。</p>
(2) 設立以降の環境の 変化等	<p>平成30年4月に信用保証協会法が改正され、市内事業者の経営改善や生産性向上を一層進めていくため金融機関と保証協会が連携すること及び保証利用企業に対する経営支援が法律上明記されました。また令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者に、過去最大の金融支援（信用保証）を行い、現在はコロナ禍で多くの借入を行った市内事業者が増えていることから、資金繰り支援に加え、経営改善を促す経営支援に取り組んでいます。さらに、令和6年度からは経営支援の取組に関する効果検証を行い、多様化・複雑化する市内事業者の課題に応じた効果的な経営支援を実施していくことが国から求められています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<p>コロナ禍の資金繰り支援フェーズから市内事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援フェーズへの転換期にあることを認識し、一層の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す支援に取り組めます。加えて、引き続き事業継続や新たな事業展開を図る市内事業者が円滑に資金調達できるよう保証業務を着実に実施し、横浜経済活性化に貢献します。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	団体の中期事業計画期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	市内事業者の課題に応じた経営支援や信用保証を提供しつつ、横浜市から財務面での支援を受けない経営の自主自立性を維持することにより、市財政に貢献していきます。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 取組	多様化・複雑化する市内事業者の課題に応じた効果的な経営支援により、横浜経済活性化に貢献します。
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	新型コロナウイルス感染症関連の保証制度等の利用により借入債務が増加し返済負担が重くなっている市内事業者に加え、物価高や人手不足等の課題に直面して支援が必要と考えられる市内事業者も存在していることから、個々の事業者の課題把握と必要に応じた支援に取り組む必要があります。

ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	経営支援実施先のうち、経営改善意欲が向上した企業割合 80%以上の達成 【6年度:80%以上、7年度:80%以上、8年度:80%以上】		主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	多様化・複雑化する市内事業者の課題に応じた効果的な経営支援を実施していくためには、経営者の経営改善意欲を向上させていく必要があります。そのため、当協会の経営支援（専門家派遣）をご利用いただいた市内事業者に対し支援完了時にアンケートを実施し、経営改善意欲が向上した企業割合 80%以上の達成を目指します。
	主要目標達成に向けた具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会の経営支援をご利用いただいた市内事業者の声を内部で共有し、経営改善意欲が向上した等、当協会の経営支援事業に対する満足度を高めるための方策を検討・実施します。 ・当協会での改善施策の提言から経営課題解決のための実行支援に繋げるため、必要に応じて中小企業支援機関への橋渡しを行います。 		
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関や中小・小規模事業者に対し、市の中小企業融資制度と合わせて、団体の経営支援事業についても情報提供します。 ・国の「再生支援の総合的対策」のもと、市・団体・他の中小企業支援機関（金融機関、横浜企業経営支援財団等）等の関係機関の連携により、中小・小規模事業者の経営支援を着実に進めます。 		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<p>横浜市より受けている助成金等のうち信用保証料助成金は、横浜市中小企業融資制度要綱に基づき市内事業者への支援の一環として助成されているものであり、中小企業の利便性向上と横浜市の事務負担軽減を踏まえ、横浜市が当協会に交付しているものであり、実際の受益者は市内事業者となります。また、代位弁済補填金は、横浜市の政策的融資の推進と市内事業者の振興に資することを目的に交付されているものです。</p> <p>今後は、継続的な物価高や人手不足、後継者問題がコロナ禍で疲弊した市内事業者に追い打ちをかけ代位弁済額の増加が見込まれる厳しい環境にあります。引き続き横浜市から出資金などの財政的な支援を受けずとも財務の健全性を維持し、自主自立した経営基盤を維持していく必要があります。</p>			
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	基本財産の維持 【6年度:292億円、7年度:292億円、8年度:292億円】 (参考) 令和5年度実績:292億円		主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	<p>信用保証協会は信用保証協会法に基づき、保証債務の最高限度額（基本財産×50）を定款に定めています。</p> <p>そのため、経済危機時や大規模災害時における信用保証の利用急増にも対応できるよう基本財産を確保し、財務の健全性を維持する目標としました。</p>
	主要目標達成に向けた具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の市内事業者の課題に応じて専門家を派遣し経営改善を進めることで、代位弁済の抑制や保証債務の良質化に努め、当協会の財務の健全化を図ります。 ・政策保証を活用しながら市内事業者のライフステージに合わせた資金繰り支援や、様々な社会的課題の解決に向けた資金繰り支援、返済負担が重くなっている市内事業者に対する借換支援に取り組み、市内事業者の事業継続を支援します。 		
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財政状況について随時共有を受け、他の外郭団体の状況など適宜情報提供等を行い、出資比率の低下に向け、団体が経営・財務の健全性を維持し自主自立した経営を目指す取組を支援します。 ・市内中小・小規模事業者の資金繰りを支える制度融資のメニューの構築や保証料助成など、市内中小企業の利用しやすい制度設計により、横浜市信用保証協会の利用促進につなげます。 		

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>効果的な経営支援を実施していくため、また、保証業務を着実に実施していくためには、職員の専門性の高い知識が不可欠です。多様化・複雑化する市内事業者の課題に応じた支援ができるよう、職員の専門性を高めていくことが課題です。</p>				
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>多様化・複雑化する市内事業者の課題に応じた支援に対応できる公的資格（中小企業診断士、全国信用保証協会連合会主催の「信用調査検定」）新規取得者数の確保【6年度：3人、7年度：3人、8年度：3人】</p> <p>(参考)令和5年度既取得者数:63人／94人</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>自主退職等による資格取得者数減少に加え、新卒職員の採用により資格を持たない職員の増加が見込まれますが、新たに資格を取得する職員を増加させ、専門性の高い人材を確保することを目標としました。</p> <p>資格取得者数確保により多様化・複雑化する市内事業者の課題に応じた市内事業者に対する効果的な支援に繋がります。</p>		
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="437 600 496 904"> <p>団体</p> </td> <td data-bbox="496 600 1481 904"> <ul style="list-style-type: none"> 全職員に対し、自己啓発の重要性や意識づけを高める周知や研修を行い、自己啓発意欲の向上に努めます。 新卒採用の取組として採用説明会に加え仕事体験を実施し、入協後のミスマッチを減らすなど、自主退職による資格取得者数減少を防ぐよう努めます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 904 496 1093"> <p>市</p> </td> <td data-bbox="496 904 1481 1093"> <ul style="list-style-type: none"> 市の中小・小規模事業者向けの支援施策の情報提供を積極的に行い、団体職員の自己啓発意欲の向上に寄与します。 団体が策定した計画のとおり専門性の高い人材の確保・育成できるよう、人材育成に関する情報提供等を行います。 </td> </tr> </table>	<p>団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全職員に対し、自己啓発の重要性や意識づけを高める周知や研修を行い、自己啓発意欲の向上に努めます。 新卒採用の取組として採用説明会に加え仕事体験を実施し、入協後のミスマッチを減らすなど、自主退職による資格取得者数減少を防ぐよう努めます。 	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の中小・小規模事業者向けの支援施策の情報提供を積極的に行い、団体職員の自己啓発意欲の向上に寄与します。 団体が策定した計画のとおり専門性の高い人材の確保・育成できるよう、人材育成に関する情報提供等を行います。
<p>団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全職員に対し、自己啓発の重要性や意識づけを高める周知や研修を行い、自己啓発意欲の向上に努めます。 新卒採用の取組として採用説明会に加え仕事体験を実施し、入協後のミスマッチを減らすなど、自主退職による資格取得者数減少を防ぐよう努めます。 				
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の中小・小規模事業者向けの支援施策の情報提供を積極的に行い、団体職員の自己啓発意欲の向上に寄与します。 団体が策定した計画のとおり専門性の高い人材の確保・育成できるよう、人材育成に関する情報提供等を行います。 				

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市消費者協会
所管課	経済局消費経済課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>当団体は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の権利を尊重し、消費者教育及び啓発活動を推進するとともに、消費者被害救済を支援することによって、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的としています。</p>
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>昭和 54 年の団体設立当初から横浜市消費生活総合センター（当時は横浜市消費者センター）の運営管理を担い、指定管理制度が導入された平成 18 年度からは 4 期にわたって指定管理者として、実績を積み重ねています。また、平成 15 年度から横浜市指定定期検査機関として、特定計量器定期検査業務を受託しています。なお、当団体は、公益法人制度改革に伴い、平成 24 年 11 月に公益財団法人に移行しました。</p> <p>消費者行政は、平成 21 年に消費者庁が発足し、消費者安全法の施行、消費者契約法や特定商取引法の改正など様々な法整備が進められています。しかしながら、消費者被害や契約上のトラブル等は減少傾向を見せず、次々と悪質な事例も発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民生活や市内経済に深刻な影響を及ぼすとともに横浜市の財政状況も厳しさを増しています。</p> <p>加えて、スマートフォンの普及など情報化社会の進展等の影響で消費者被害や契約トラブルの内容が複雑化・多様化するとともに、高齢者等配慮を要する消費者の地域での見守り、令和 4 年 4 月の成年年齢引下げに伴う若者の消費生活トラブルの防止、持続可能な消費者市民社会の形成といった課題への取組が急務となっています。</p> <p>また、国においては、デジタル社会に即した相談業務のデジタル・トランスフォーメーションアクションプランが検討されており、本市においてもその対応を進めていくことが今後求められていくことが見込まれています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>変化する社会課題に適切に対応していくため、市役所・区役所等の関係機関との連携と適切な役割分担のもと、消費生活相談や消費者教育・情報発信、計量検査など消費者施策の現場を担い、行政に比べて小回りが利くといった当団体の特性を最大限に発揮して、横浜市の消費者施策の一翼を担っていきます。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和 4 年度～ 8 年度	協約期間設定 の考え方	主要施設の指定管理受託期間

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 消費生活に関する相談及び苦情処理

ア 公益的使命	消費者の利益の擁護及び増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	他都市と比較しても、年間を通して多くの消費生活相談を受け付けるなか、近年では高齢化、成年年齢引き下げ、キャッシュレス、グローバル化、ICT化など社会構造の変化に伴い消費生活トラブルは複雑化・多様化しています。このような状況下においても引き続き、相談者の自主解決のサポートをはじめ、高齢者等支援が必要な場合は、相談者に寄り添った丁寧な相談対応を行う必要があります。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	① 相談解決率 毎年度 98%以上 ② あっせん解決率 毎年度 90%以上 (参考) 令和3年度実績： ① 相談解決率 (99.1%) ② あっせん解決率 (90.6%)	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	相談解決(自主交渉への助言・情報提供、あっせん解決、他機関紹介等)やあっせん解決の割合が増えることは、より多くの消費者被害の救済につながることになり、公益的使命である安全で快適な消費生活の実現に寄与します。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	消費生活相談の範囲は広く、相談窓口には様々な分野の相談が寄せられます。そのような多種多様な、商品やサービスの契約及び悪質商法等に関する苦情相談や問い合わせに対し、担当する消費生活相談員を中心に、相談者への丁寧な聴き取り、事実関係の把握、トラブルの原因究明を行うとともに、消費者の権利が守られているか等法令や最新の情報等駆使し、問題解決に向けて責任を持って対応します。	
	市	相談解決率、あっせん解決率を随時確認しながら、相談の傾向や件数の把握に努めるとともに、相談員の人材育成を支援し、主要目標の達成を補助します。	

② 消費者教育・情報発信啓発

ア 公益的使命	消費者の利益の擁護及び増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	高齢化・情報化社会の進展に伴い消費者被害は増加・複雑化・深刻化しています。成年年齢引き下げに伴う若者の被害増大が懸念されます。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	ホームページアクセス数 前年度実績を上回る 訪問数 前年度実績を上回る ページビュー数 前年度実績を上回る (参考) 令和3年度実績： ホームページアクセス数 189,291件 訪問数 350,589件 ページビュー数	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	消費者が契約時の注意事項やトラブル事例などの知識を得ることは、不本意な契約や無用なトラブルの回避に有効です。使いやすいホームページの工夫や最新情報の提供に努めています。コロナ禍での外出自粛などにより、センターホームページのアクセス数は着実に増える傾向にあり、これは消費者が知識を得て自ら問題を解決しようとする意識の高まりを示すものと考えます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	消費生活教室等の機会を活用してセンターホームページのPRを積極的に行うとともに、チャットボットやFAQの充実、動画ギャラリーのコンテンツ拡充など、消費者の役に立ち閲覧しようと思われるホームページ作りを推進します。	
	市	市民自らが調べ、解決するツールとしてのセンターホームページについて、市も連携してPRをすることで、認知度を高めます。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	団体の財源のほとんどを市からの指定管理料、委託料及び補助金で賄っている中、神奈川県消費者行政推進事業費補助金が順次終了となることに伴い、令和7年度以降には指定管理料も減額（現状の団体収入予算比▲8～9%程度）となります。現行の事業精査を行い必要な経費を見直すとともに、相談応需など市民サービスの水準を適切に維持しながら、持続可能な団体経営を進めていく必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	年度末の一般正味財産額（公益目的の事業に係る剰余金を除く。）を前年度末の水準に維持 （参考） 令和3年度実績：43,394千円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	持続可能な団体経営を進め公益的使命を継続して果たしていくためには、財務基盤の安定が不可欠であり、一般正味財産を堅持することは、団体の財務基盤の安定・強化に直結します。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	最重要事業である消費生活相談のサービス水準を適切に維持しながら、将来にわたって団体経営が持続可能となるよう、人件費を含めた費用対効果を検証し、支出の最適化を図ることで、正味財産期末残高を維持・確保します。	
	市	費用対効果の検証や支出の最適化について団体とともに検討しながら、他の助成制度の活用などによって事業費負担の削減を図り、消費生活相談業務の水準維持を目的とした財源の確保に努めます。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	内容が複雑化・高度化・多様化する消費生活相談等に対応するためには、消費生活相談員の幅広い知識と経験が必要不可欠であり、法令や専門的知識を常にブラッシュアップさせることが必須となります。また、経験豊富なベテラン相談員の定年退職等により経験年数の短い相談員が増加しており、質の高い消費生活相談サービス等を安定的に提供できる職員体制を維持していく必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	① 専門知識研修(内部研修) 受講率 100%(毎年度) ② ステップアップ研修(外部研修) 相談員一人あたり 年1回以上参加(毎年度) （参考）令和3年度実績： ① 専門知識研修 出席率 92.2% ② 外部研修 相談員一人あたり 1.05回/年	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	専門知識研修(内部研修)やステップアップ研修(外部研修)に参加し、相談員のスキルアップを図ることで、質の高い消費生活相談サービス等を安定的に提供できる職員体制を維持します。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	消費生活相談の複雑化・高度化・多様化や相談者の高齢化に対応するとともに、消費者教育としての出前講座等の講師としてのスキルアップも図るため、相談員の専門知識研修(内部研修)のほか、国民生活センター等の外部機関によるステップアップ研修(外部研修)に各相談員が計画的に参加します。	
	市	消費者行政や消費者被害の動向を適宜情報共有することで、研修の受講による相談員の継続的なスキルアップを補助します。	

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市シルバー人材センター
所管課	経済局雇用労働課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。
(2) 設立以降の環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正による企業等の定年引上げ等の影響により、60歳代の会員が減少し、会員の高齢化が進んでいる。 ・ 少子高齢化がより一層加速し、これに伴って高齢者に対する労働需要の高まりが想定される。 ・ インボイス制度の導入や人件費、材料費等の高騰により支出が増大し、収支環境が悪化している。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシェアリング等の柔軟で多様な就業機会の提供を通じて、会員や発注者の意向を踏まえながら、高齢者(会員)の生きがいつくりや、地域の活性化に寄与していく。 ・ 会員が持つ様々なスキルを活かせる就業先の開拓に努めるとともに、市の外郭団体として、市の中長期計画等に紐づく各種政策の推進に寄与していく。 ・ 徹底した収支の見直しにより、中長期的に安定した団体運営に努めることで、会員に継続してサービスを提供していく。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	-		
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	団体策定の基本計画期間
(5) 市財政貢献に向けた考え	収支の見直しを徹底し、自主自立の運営を目指す。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 多様な高齢者の就業を通じた生きがいの創出と地域社会づくりへの寄与

ア 取組	会員や発注者の意向を踏まえながら、複数会員によるワークシェアリングや柔軟で多様な就業機会の提供を行うことにより、高齢者（会員）の生きがいつくりや、地域の活性化に寄与する。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の希望する職種（事務系）と、発注者側が求めている職種（清掃等）との間にギャップがある。 ・ 会員の高齢化に伴い、短時間就業など柔軟で多様な働き方を希望する高齢者が増加している。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	就業実人員：6,400人 （6年度 6,250人、7年度 6,350人、8年度 6,400人） （参考）令和5年度実績：5,784人	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	ワークシェアリングを最も進めた事務所実績（令和4年度1人当たりの配分金：年間約37万円）を基に就業実人員を設定。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の就業ニーズが高い分野（主に事務系）を中心に、市の各区局を含む新規就業先の開拓を継続的に行うとともに、SMS等を通じて会員に就業先の情報を提供する。 ・ ミスマッチによる失注（就業機会の損失）を防ぐためにはより多くの就業可能な会員が必要ことから、オンライン会員登録やスマートフォン講座を通じた新規会員登録を勧奨する。 ・ ワークシェアリングを通じて、柔軟で多様な働き方を実現することで、より多くの会員に就業機会を提供する。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の事業に関する受注を拡大するため、受注実績等を基に幅広い業務の履行が可能であることを市内各区局に広く周知する。 	

② 外郭団体として市の政策推進への寄与

ア 取組	多彩な会員の知識・スキルを活かし、「子育て支援」など市の中期計画の政策に掲げられている事業に関する業務の受注獲得を強化することにより、市の政策推進に寄与する。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	会員が保有する知識・スキルや、団体への発注のメリットの理解が浸透していないため、市内各区局の発注先の選択肢となりえていない。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	子育て支援などの市の中期計画の政策に掲げられている事業に関する業務の受注件数：年間2件以上 （参考）令和5年度実績：1件 市立保育所環境整備委託業務	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	市からの受注内容は広報よこはま等の配布や清掃業務が多くを占めているが、令和4年度に配布や清掃以外の事業に関する業務で複数件の大口契約の受注実績ができた。こうした公的サービスを安定的に提供していくという、市の外郭団体としての役割を踏まえ、従来の受注業務以外についても、積極的に受注獲得を行っていく。 市からのこうした業務の受注件数は、令和3年度：0件、令和4年度：4件、令和5年度：1件であったことから、各年2件以上の受注を目指す。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の受注実績のPRや、会員のスキルをまとめたスキルシートを利用して積極的に市内各区局への営業活動を行う。 ・ 研修の実施等を通じて会員の能力開発・向上を行い、新規分野の着実な業務履行に対応する。 ・ 受託した事業に関する業務を確実に履行することで、受注実績及びノウハウを蓄積し、受注拡大の好循環につなげる。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注を拡大するため、受注実績等を基に幅広い業務の履行が可能であることを市内各区局に周知し、利用の拡大を促進する。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	インボイス制度の導入や、人件費、材料費等の高騰による収益減に対応するため、徹底した収支見直しにより財政基盤を強化する必要がある。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①期間中の合計契約金額 99 億円 【単年度平均 33 億円】 ②期間中の収支均衡の達成・維持 (参考) 令和 5 年度実績： ①契約金額 3,258,099 千円 ②収支 △31,921 千円	主要目標の 設定根拠 及び財務に 関する 課題との 因果関係	団体の経営安定のため、徹底した収支改善に取り組む必要がある。 収益については、大口受注契約の減少傾向等により、契約金額の大幅増は見込めない状況にあるが、現在の事業規模の維持や収益率向上（事務費率の改定や経費削減）の必要がある。 これらにより、収支バランスをマイナスにしない経営を行う。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	・(1)の各取組を通じて収入額を増やすとともに、発注者に御理解いただきながら、団体の主たる利益である手数料を改定し、利益増を図る（事務費率 10%→20%）。 ・事務所再編や本部移転を通じた固定費の削減や業務のデジタル化（会報や配分金明細書の電子化等）により、支出を抑制する。	
	市	・庁内や関係団体との調整等を通じて事務所再編や本部の移転を支援する。 ・受注を拡大するため、受注実績等を基に幅広い業務が可能であることを庁内各区局に周知し、利用の拡大を促進する。（再掲）	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	人員の適正配置による組織マネジメントの強化や収支改善の実現のために組織再編が求められている。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①事務所再編（6 事務所→4 事務所） ②適正な人員配置による組織運営（事務所の常勤職員 1 人当たりの継続担当会員*数：200 人以上） *継続した業務（2 か月以上）で就業している会員 ※6 年度：事務所の再編 7～8 年度：職員の標準業務量に基づく職員数の見直し・適正な配置 (参考) 令和 5 年度実績： ①6 事務所 ②年間 174 人	主要目標の 設定根拠 及び人事・ 組織に 関する 課題との 因果関係	組織マネジメントの強化や収支改善の実現のためには、事務所の再編や職員 1 人当たりの標準業務量の設定を通じた適正な人員配置が必要である。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	・事務所の再編を行う（6 事務所→4 事務所）。 ・事務所再編を機に、職員 1 人当たりの指標に基づく業務量に応じて、職員数を配置し、マネジメント体制を強化する。	
	市	・庁内や関係団体との調整等を通じて事務所再編を支援する。 ・団体が適切に組織マネジメントできるよう、研修等の情報を適宜提供する。	

協 約 等

団体名	横浜市市場冷蔵株式会社
所管課	経済局運営調整課
団体に対する市の関与方針	自主的・自立的な経営の確立を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	本市中央卸売市場本場の関連事業者として、市民への生鮮食料品の安定供給を確保するために、食料品の鮮度保持、製氷製造等、流通上の重要な一端を担う。
(2) 設立以降の環境の 変化等	商品の多様化、人口の減少、地球温暖化対策の取組等に加え、近年では卸売市場法改正による取引規制の緩和や食品衛生法の改正による品質管理の強化など、経営上対応すべき環境の変化が生じている。また、直面している電気料金の高騰対策については、今後の重大な経営課題と捉えている。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	横浜市中央卸売市場本場、及び本場を補完する物流施設としての南部市場において、生鮮食料品や冷凍冷蔵食品の場内物流の担い手として、また氷の供給も併せて、安心・安全な食の安定供給を支える基盤としての役割を果たし続ける。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	-		
(4) 協約期間	令和5年度～令和7年度	協約期間設定 の考え方	団体の中期経営計画と同一
(5) 市財政貢献に向けた 考え	当年度の業績に応じた適切な株主配当をしていく。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 公益的使命	市民への安全・安心な生鮮食料品の安定供給		
イ 公益的使命の達成に 向けた現在の課題等	①場内貨物の取扱い減少 ②施設の老朽化、物価高、エネルギー価格の高騰		
ウ 公益的使命達成に向け た協約期間の主要目標	①場内貨物の安定した取扱い 場内貨物(本場事業所)入庫量 年間9,500t (3か年累計28,500t) ②冷蔵施設の安定運営 老朽化対策、社有冷凍機のフ ロン対策、低コスト化 (参考) 令和4年度実績: ①8,881t ②第1 冷蔵庫棟給水配管更新工事、 第二冷蔵庫棟3,4,6階LED化工事、 南部冷蔵庫棟の一部冷凍機更新を	主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係	①R4年度実績(8,881t)を踏まえ、3か年累 計で28,500t(年平均9,500t)を目標とし た。 ②冷蔵施設の自然冷媒化により地球温暖化対 策と低コスト化を実現し、また、老朽化対策 を進める事で、より安定的な施設運営に繋げ る。

		実施		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	①場内顧客と定期的な意見交換を行い、保管条件や容量等のニーズに対応するよう努めていく。 ②年度毎の計画工事を着実に実施できるよう、市と連携していく。また、低コスト化を目指す。		
	市	団体が冷蔵施設の安定した運用ができるよう調整し、冷蔵施設のフロン対策や老朽化対策を進めていく。		

(2) 財務に関する取組

①一般貨物の取扱い推進

ア 財務上の課題	一般貨物の取扱い増による財務の安定化			
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	一般貨物の入庫量 年間 26,000 t (累計 78,000 t)	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	R4 年度実績 (24,921 t) を踏まえ、3 か年累計 78,000 t (年平均 26,000 t) を目標とした。	
	(参考) 令和 4 年度実績 : 24,921 t			
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	3 事業所 (本場、南部、大黒) 連携による効率的な原料貨物の取込みを推進するとともに、新規顧客の獲得と既存顧客の新たな取扱い貨物 (新商品など) を積極的に取り込んでいく。また、電気料金対策を含んだ適正料金への移行を進めて行く。		
	市	業務監察を通じて、団体の財務状況を把握し、必要に応じて改善を求める。		

②売上高・営業利益の確保

ア 財務上の課題	安定した売上高・営業利益の確保			
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①売上高 R5 : 1,170 百万円 R6 : 1,175 百万円 R7 : 1,180 百万円 3 か年累計 : 3,525 百万円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	①R4 年度実績 (1,140 百万円) を踏まえ、3 か年累計で 3,525 百万円 (年平均 1,175 百万円) を目標とした。 ②R4 年度実績 (2.5%) を踏まえ、3.5% (各年度) を目標とした。	
	②営業利益率 3.5% (各年度) (参考) 令和 4 年度実績 : ①売上高 1,140 百万円 ②営業利益率 2.5%			
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	冷蔵事業の安定収入の確保と付帯事業の促進を図り売上増進に努めていく。また、経費面で太陽光発電の導入検討を含む電気料金対策を進め営業利益を確保する		
	市	業務監察を通じて、団体の財務状況を把握し、必要に応じて改善を求める。		

(3) 人事・組織に関する取組

①人材の確保

ア 人事・組織に関する課題	年齢構成の適正化と定期的な人材の採用			
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	20~30 歳代の採用を増やすなど、年齢構成を改善する。 令和 5 年度 : 採用計画の策定 令和 6~7 年度 : 計画に基づく採用の実施	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	現状では、20 歳代と 30 歳代を合わせた人数が全体の 1 割程度であり、高齢化が進んでいる。冷蔵倉庫業における人手不足問題や、ノウハウ継承のため、年齢構成の適正化が必要である。	
	(参考) 令和 4 年度実績 : 社員 3 名採用			

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	年度毎の採用計画に基づき、新卒及び中途採用活動に取り組む。
	市	採用に関する支援策等の情報提供などを行う。

②社員教育の充実化

ア 人事・組織に関する課題	コンプライアンスに対する意識付け強化 品質管理体制の維持		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①社内教育制度の充実・強化 令和5年度：制度の整備 令和6年度：研修等の実施 令和7年度：効果測定と改善 ②ISO9001 認証の継続 (参考) 令和4年度実績： HACCP 対応は社内に定着、感染症対策は新たなルール作りに着手した。	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	コンプライアンスの意識醸成については、今後も継続した取組みが必要である。ISO は認証から準拠への目標を掲げていたが、第三者の視点（認証機関）による評価が今後も必要と判断し、認証継続を目標とした。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	品質管理に関連する研修等を随時、周知していく。	
	市		


協 約 等

団体名	横浜食肉市場株式会社
所管課	経済局中央卸売市場食肉市場運営課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>横浜市内の流通拠点として開設した公設の中央卸売市場食肉市場の卸売業者として、牛や豚等を集荷し、安全・安心・新鮮・高品質な食肉を、市民等へ安定的に供給する公的な役割を担っている。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズを踏まえた適時・適量の集荷販売を行うことで、食肉の安定供給と適正な価格形成を図る。 ・代金決済機能を維持することで、円滑な取引の推進に寄与する。 ・出荷者と消費者を結ぶ食肉流通の拠点として、市民（消費者）に安全・安心な食肉を安定的に供給することで、市民生活の安定と向上に寄与する。 <p>ことが役割である。</p>
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>国内では、牛肉については、全国的な飼養戸数の減少や出荷者による出荷市場の選別が進み、市場間競争が一層激しくなっている。また、高品質・高付加価値及び食の安全性への消費者の関心も強くなってきていることから、従来にも増して徹底した衛生管理が求められている。豚肉については、肉食需要が伸びていること等もあり、入荷量、取扱量ともに、安定的に推移している。</p> <p>対国外では、新型コロナウイルスや円安等の影響により食肉の輸入量は一時的に減少しているものの、中長期的には、TPP等により、牛肉・豚肉の関税が段階的に引き下げられる中、安価な輸入肉の流通量の増加が見込まれるなど、団体を取り巻く経営上の環境は不安定であり、厳しさを増している。</p> <p>また、現在、市場外流通が増えているが、一方で、価格形成機能や代金決済機能を有する卸売市場は社会・経済において、引き続き、市民の食生活・食文化及び産業全体を支える社会インフラとしての機能・役割を果たしている。</p> <p>短・中期的な変化としては、新型コロナウイルス感染症は収束しつつある一方で、物価高騰の影響等で牛肉消費は減少するなど消費動向も大きく変化してきている。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>上記(2)のとおり、会社を取り巻く環境は厳しさを増しているが、食肉流通の基幹的施設である中央卸売市場を運営する横浜市と、会社が一体となって、安全・安心・高品質な食肉を、市民等へ安定的に供給していく。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	<p>市場間競争の厳しい状況下にあっても、安全・安心・高品質な食肉を市民等へ安定的に供給していくため、市や場内関係者と一体となって市場の安定的な運営や市場取引の活性化に取り組み、現在の水準での取扱高、取扱頭数を維持し、団体としての手数料の確保や横浜市歳入である市場施設使用料の確保を図っていく。</p>		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 取組	安全・安心・高品質な食肉を、市民等へ安定的に供給する。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	消費者の食の安全性への意識が高まる中にあり、引き続きHACCP方式による衛生管理を行い、市民等への高品質で安全・安心な食肉の安定的な供給を図っていく。衛生的な環境を維持するためには、施設老朽化への対応も不可欠であり、今期は小動物（豚）解体ラインの改修を予定している。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	小動物（豚）解体ラインの改修（係留所・荷捌き室等）を契機としたHACCP方式による衛生管理手順の改訂。 （6年度：検討、7年度：検討、8年度：改訂）	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	高品質で安全・安心な食肉を安定的に供給していくため、引き続きHACCP方式による衛生管理を行っていく。小動物（豚）解体ラインの改修にあたっては、会社に関係する部分（係留所・解体後の荷捌き室等）について、品質管理レベルの維持・向上に資するものとなるよう計画策定に参画し、意見を反映させてきたが、改修にあたり、衛生管理手順にその内容を反映させていくことが必要となる。
	（参考）令和5年度実績： 小動物（豚）解体ライン改修プロジェクトの検討会等への参加（4回）		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	小動物（豚）解体ライン改修プロジェクトの意見を踏まえて策定した改修計画について、工事実施の際には、現場での確認をしていくとともに、新たなラインの運用においては、改修内容を踏まえ、衛生管理手順の改訂を行う。	
	市	小動物（豚）解体ライン改修工事について、密に現場の調整を図り、工事実施と運用を進めていく。ライン改修を契機とした衛生管理手順の改訂について団体と確認していく。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	1（2）に記載したように、集荷を取り巻く環境は大きく変化を続けており、年々厳しさを増している。そのような経営環境において、現在取引のある出荷者との関係強化とともに、新規出荷者の確保に繋がる積極的な営業活動を実施することにより、経営面の安定化を図っていく必要がある。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	新規取引出荷者の獲得 【3年間 累計20社】 （6年度：6社、 7年度まで：13社 8年度まで：20社）	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	戦略的視野から、品揃えへの貢献・費用対効果・一定以上の頭数が期待できる等、財務への貢献に資する出荷者の獲得は非常に重要な意味を持っている。さらには、それらが、仲卸業者・売買参加者から選ばれる要素ともなり、収入増につながるものとなるため、新規取引出荷者の獲得を目標設定とした。
	（参考）令和3～5年度実績： 3か年で累計21社		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	出荷者や仲卸業者・売買参加者との顔が見える関係づくりをさらに強化し、市場関係事業者と連携・情報共有することで、出荷者及び仲卸業者・売買参加者から選ばれる市場となり、横浜食肉市場の付加価値の創出等につなげることが重要と考えている。今後の集荷については、現在取引のある出荷者とのつながりを保つだけでなく、かつて取引のあった出荷者や新規出荷者に対して積極的な営業活動を実施して経営面の安定化を図り、費用対効果を見極めた集荷に取り組み、また、一層の経費節減等を図り、収益の確保に努めることが不可欠である。 牛枝肉共励会の地方別フェアの実施等を通じて、品揃えに貢献するブランドを有する出荷者や、一定の頭数を継続的に出荷できる出荷者等へ積極的な営業活動を行う。さらに、横浜市と連携し自治体を通じた産地への営業活動を行っていく。	
	市	市場取扱食肉のPR活動、牛の産地の自治体と連携し、生産者と市場のマッチングに取り組むなど、会社が行う営業に対する支援、出荷者が出荷しやすい体制づくり等により新規出荷者の獲得を図るための支援を行う。 市場関係事業者と連携・情報共有することで、横浜食肉市場の付加価値の創出等につなげる。また、横浜市場直送店登録制度等、市場ブランド戦略を中心とした広報活動を会社とともに進める。	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>社員の能力開発・研修が課題となっており、新規採用者の確保やベテラン社員のノウハウの継承も図りつつ、経営安定化や営業強化を図るための人材育成が不可欠であり、環境の変化を敏感に感じ取り、実行力のある人材を育成するために、役割に応じた社員教育の充実を行っていくことが重要である。</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>① HACCP、防疫対策等に関する研修 (6年度：実施、7年度：実施、8年度：実施)</p> <p>② 営業手法や業界動向等に関する研修 (6年度：実施、7年度：実施、8年度：実施)</p> <p>③ 計画的に新規採用者を確保するための取組の実施 (6年度：実施、7年度：検討・実施、8年度：検討・実施)</p> <p>(参考) 令和5年度実績： 食肉衛生検査所と連携して全社員が衛生管理に関する研修を実施</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>専門的な知識をより充実することで、会社の強み、弱みを把握し、さらに実際に改善に取り組むことで、職員の会社に対する意識の向上を図る。こうした人材育成の取組や新規採用者の確保が経営安定化や営業強化に資するものとなるため、目標として設定した。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>知識やノウハウを身に付けることで、より実践的な業務運営ができる人材の育成を目指し、全職員を対象に役割に応じた研修を行う。また、個人情報保護やコンプライアンスの遵守について再確認を行う。さらに、新規採用者を計画的に確保するため民間求人サイトの活用等の取組を実施する。</p>	
	<p>市</p>	<p>団体の必要に応じて講師の派遣等の協力や相談を行うとともに、市が実施する各種研修情報提供等を行い、団体の人材育成の支援を行う。</p>	

協 約 等

団体名	株式会社横浜市食肉公社
所管課	経済局中央卸売市場食肉市場運営課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>横浜市中心卸売市場食肉市場唯一のと畜解体業者として、卸売業者が集荷した牛・豚等の肉畜を、徹底した衛生管理の下でと畜解体し、安全・安心・高品質な食肉を、市民等へ安定的に供給する公益的使命を担う。また、卸売市場のと畜業務は、その公共的な位置付けから、東京都や大阪市等では、行政が直接業務を行う等、自治体が深く関与することで食肉の安定的な流通を担保している。</p>
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>国内では、牛肉については、全国的な飼養戸数の減少や出荷者による出荷市場の選別が進み、市場間競争が一層激しくなっている。また、高品質・高付加価値及び食の安全性への消費者の関心も強くなってきていることから、従来にも増して徹底した衛生管理が求められている。豚肉については、肉食需要が伸びていること等もあり、入荷量、取扱量ともに、安定的に推移している。</p> <p>対国外では、新型コロナウイルスや円安等の影響により食肉の輸入量は一時的に減少しているものの、中長期的には、TPP 等により、牛肉・豚肉の関税が段階的に引き下げられる中、安価な輸入肉の流通量の増加が見込まれるなど、団体を取り巻く経営上の環境は不安定であり、厳しさを増している。</p> <p>短・中期的な変化としては、新型コロナウイルス感染症は収束しつつある一方で、物価高騰の影響等で牛肉消費は減少するなど消費動向も大きく変化してきている。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>上記(2)のとおり、団体を取り巻く環境は厳しさを増しているが、食肉を取り巻く情勢が変化する中にあり、安全・安心・高品質な食肉を、市民等へ安定的に供給するという公益的使命はより一層重みを増しているといえる。</p> <p>衛生管理を徹底し、社員の有する優れたと畜技術をさらに向上させ、これらを次世代へ引き継いでいくことで、厳しい環境においても、公益的な役割を担い続けていく。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/>		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	<p>優れたと畜技術の継承や徹底した品質管理を行うことで、安全・安心・高品質な食肉を、市民等へ安定的に供給していくとともに、内臓等副生物の収益の確保等により、団体経営の安定を図っていく。</p>		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 取組	安全・安心・高品質な食肉を、市民等へ安定的に供給する。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	消費者の食の安全性への意識が高まる中にあり、引き続きHACCP方式による衛生管理を行い、市民等への高品質で安全・安心な食肉の安定的な供給を図っていく。衛生的な環境を維持するためには、施設老朽化への対応も不可欠であり、今期は小動物（豚）解体ラインの改修を予定している。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>小動物(豚)解体ラインの改修(解体室・内臓処理室等)を契機としたHACCP方式による衛生管理手順の改訂 (6年度:検討、7年度:検討、8年度:改訂)</p> <p>(参考) 令和5年度実績: 小動物(豚)解体ライン改修プロジェクトの検討会等への参加(8回)</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>高品質で安全・安心な食肉を安定的に供給していくため、引き続きHACCP方式による衛生管理を行っていく。小動物(豚)解体ラインの改修にあたっては、団体が関係する部分(解体室・内臓処理室等)の品質管理レベルの維持・向上に資するものとなるよう計画策定に参画し、意見を反映させてきたが、改修にあたり、衛生管理手順にその内容を反映させていくことが必要となる。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	小動物(豚)解体ライン改修プロジェクトの意見を踏まえて策定した改修計画について、工事実施の際には、現場での確認をしていくとともに、新たなラインの運用においては、改修内容を踏まえ、衛生管理手順の改訂を行う。	
	市	小動物(豚)解体ライン改修工事について、密に現場の調整を図り、工事実施と運用を進めていく。ライン改修を契機とした衛生管理手順の改訂について団体と確認していく。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<p>主要な収入源であると畜解体料は、生産者保護などの公益的な観点から、全国的に低く抑えられている。と畜頭数に関しても団体の経営努力により増やすことが可能な要素ではない等の制約があるなか、第二の収入源である内臓等副生物の収益を確保し、財務状況を改善する一助としていく必要がある。</p>		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>内臓等副生物の目標販売利益 【3年間で累計135,000千円】 (6年度:45,000千円、 7年度まで:90,000千円 8年度まで:135,000千円)</p> <p>(参考) 令和3~5年度実績: 内臓等副生物販売利益 累計153,594千円</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>と畜解体料が全国的に低く抑えられている中、第二の収入源である内臓等副生物の販売利益を確保する。 この取組が財務に資するものとなるため、目標数値とした。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>横浜食肉副生物組合との連携・協力の元、各内臓業者へのきめ細やかな対応を行い、内臓等売買契約による収益確保に努める。また、教育・医療研究等に活用される卵巣、腎動脈、牛歯等の特別注文品の採取・販売については、社会貢献の側面から取引先のニーズに応じた採取・販売に取り組んでいく。</p>	
	市	<p>内臓等副生物について、横浜市場直送店登録制度を活用した飲食店等の事業者向け及び横浜食肉市場PR館を活用した市民向けのPRを行うことで、認知度の向上を図り、販路開拓を支援する。</p>	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>社員の高齢化が進む中で、ベテラン社員の優れたと畜技術を若手社員に継承し、将来にわたって安定的な組織運営を図る必要がある。そのため、新規採用者の計画的な確保とともに社員の技術向上等のための研修を充実させるなど、人材育成を図ることが重要である。</p>	
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>① 計画的に新規採用者を確保するための取組 (6年度:実施、7年度:検討・実施、8年度:検討・実施) ② と畜技術、業界動向等に関する人材育成のための取組 (6年度:実施、7年度:実施、8年度:実施)</p> <p>(参考) 令和5年度実績: 食肉衛生検査所と連携して全社員が衛生管理に関する研修を実施</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p> <p>新規採用者を確保しつつ、ベテラン社員から若手社員へ優れたと畜技術を継承することが、安全・安心・高品質な食肉を供給するという公益的使命の達成に不可欠な取組であるため、目標として設定した。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>将来を見据えて新規採用者の確保を図るため、ハローワーク等の活用や学校訪問等の取り組みを実施する。 また、現場でのOJTを中心に、ベテラン社員から若手社員へ優れたと畜技術等の継承を図る。</p>
	<p>市</p>	<p>団体の必要に応じて講師の派遣等の協力や相談を行うとともに、市が実施する各種研修情報提供等を行い、団体の人材育成の支援を行う。</p>

協 約 等

団体名	公益財団法人よこはまユース
所管課	こども青少年局青少年育成課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	公益財団法人よこはまユースは、すべての青少年が周囲の人々から見守られ、人のつながりのなかで成長していくことができる社会を醸成するとともに、様々な体験を通じ青少年自らが学び育つ機会を提供することにより、未来を担う青少年の成長に寄与することを目的として設立しました。
(2) 設立以降の環境の変化等	近年、急速な少子高齢化の進行、雇用形態の多様化や厳しい雇用情勢、情報化社会の進展、長く続いたコロナ禍の影響等により、社会的孤立や地域活動の衰退など、青少年を育む環境が変化しました。 令和5年4月、「こどもまんなか社会」をスローガンにこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こども青少年を自立した個人として尊重することが基本方針として示され、青少年が安心して意見を表明できる機会をつくることや、主体的に活動できる機会を確保することが求められています。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	中間支援組織として青少年と関係団体を支援してきた実績と知見を活かし、次の内容を通じて公益に寄与します。 ・青少年の声を積極的に取り入れ、青少年が主体的に活動できる場づくりを進めていきます。 ・青少年が他者とのつながりを通じて成長できるよう、体験活動や大人と交流できる場を、地域や関係機関とともに創出します。 ・子ども・青少年の人権を守る取り組みを推進します。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	団体の中期経営計画の期間
(5) 市財政貢献に向けた考え	<ul style="list-style-type: none"> ・企業のCSRに参画することなどを通じて、企業や団体からの寄附金や助成金の獲得に積極的に取り組みます。 ・職員の配置や事業の実施方法を見直して事業の効率化を図り、経費の節減に努めます。 		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 青少年の声を取り入れ、青少年が主体的に活躍できる場づくりの推進

ア 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年が地域社会で主体的に活動に参加し、生き生きと活躍できる機会を創出します。 ・活動に参加した青少年の声を聴いて事業に反映させるとともに、中間支援組織として行政等の取組にも寄与するよう活用します。
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	人口が減少するなか、青少年が社会の一員として活躍することが期待されていますが、青少年が活動する場や機会が十分ではありません。また青少年自身の声を聴くための仕組みが確立されていません。

ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	事業に参加した青少年の主体的活動に関する満足度 96%【6年度：90%、7年度：93%、8年度96%】 (参考) 令和5年度実績：なし		主要目標の設定根拠及び公益的使命感との因果関係	青少年が地域活動や社会体験活動に参画するきっかけとなる事業を実施します。また参加者の満足度を高めるため、事業を充実させるとともに参加した青少年の意見やニーズを行政や関係団体、地域等と共有します。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体 青少年が主体的に企画運営に参画する事業や、地域活動や社会体験に参加するきっかけとなる事業を企画・実施し、青少年に活動の機会を提供します。 市 ・ユースと共に地域で活動する青少年育成団体等と協働し、青少年が地域社会に参画する機会の提供を支援 ・事業実施に係る広報の支援		

②青少年が他者との関わり合いを通じて成長できるよう、体験活動や大人と交流できる場を地域や関係機関とともに創出する取組の推進

ア 取組	青少年が他者との関わり合いを通じて成長できるよう、体験活動や大人と交流できる場を地域や関係団体と創出します。特に「青少年と大人が交流し、ともに成長し合える」地域活動を支援します。			
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	コロナ禍により、青少年の成長につながる体験活動や他者と交流する機会が制限され、地域における社会活動の多くが中断し、地域や関係団体の横のつながりも希薄化しました。青少年が体験できる場や、大人と交流できる場を確保するためには、更に活動が活発化するよう、地域や関係団体を支援する必要があります。			
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	青少年に関する活動について、支援や連携・協働した団体数 815 団体【6年度：776 団体、7年度：795 団体、8年度：815 団体】 (参考) 令和5年度実績：757 団体		主要目標の設定根拠及び公益的使命感との因果関係	法人が持つスキルやネットワークを活用して団体間や地域をつなげることで、地域や団体による青少年の活動支援が活性化し、より多くの青少年が他者との関わりを通じて成長する機会につながります。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体 青少年に関する情報の発信、相談対応、活動支援・コーディネート、交流会や連絡会などを通じて、青少年に携わる人材・団体間のネットワークづくりを推進します。 市 青少年の地域活動拠点連絡会等を運営団体と連携して開催		

③子ども・青少年の人権を守る取組の推進

ア 取組	「青少年と大人が交流し、ともに成長し合える」地域活動を推進できる人材を養成します。また青少年が個人として尊重される地域社会の環境づくりを推進するため、青少年の人権に関する人材育成研修や講座を実施します。			
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	コロナ禍で、活動実践を通じた人材育成の機会も減少しました。また青少年が被害者となる事案が後を絶たず、青少年の安全と安心が脅かされており、青少年の人権を守る社会づくりに向けて取り組むことが必要です。			
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	参加者の青少年のニーズや課題の理解度 96%【6年度：96%、7年度：96%、8年度：96%】 (参考) 令和5年度実績：96%		主要目標の設定根拠及び公益的使命感との因果関係	講座・セミナーを通じて、青少年に関する情報・課題・活動スキルを伝えるとともに、青少年に対する人権意識を高めます。また青少年の声を届けたり、青少年が他者とのつながりを通じて成長する大切さを伝えることで、青少年支援への意欲を高めます。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体 青少年のニーズや課題に応じたテーマの講座・セミナーを実施するとともに、外部の講座・セミナーに講師を派遣することで、青少年活動を推進し青少年を見守り支えることのできる人材を育成します。その一環として、青少年の人権尊重をテーマとした研修・講座を実施します。 市 市民向け講座（エンパワーメントセミナー）等を共催 関係団体等への研修・講座等の案内		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<p>市からの補助金、事業受託が収入の大部分を占めています。経済状況等により市からの収入が減額になったとしても、中間支援組織としての法人の役割を果たせるよう、自主事業収入等により自主財源率を高める必要があります。</p> <p>また事業参加者の多くが、青少年やボランティアであり、事業参加費を低額に抑える必要があります。一方で最低賃金引き上げや社会保険制度変更に伴い人件費支出が年々増えており、企業や団体等からの助成金や寄附金等を獲得する必要があります。</p>		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>自主財源 32,000 千円の確保 【6年度：30,000 千円、7年度：31,000 千円、8年度 32,000 千円】</p> <p>(参考) 令和5年度実績：29,241 千円</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>法人経営の安定化を図り公益目的使命を継続的に果たしていくために、自主財源比率を高める方策として、協約期間中に確保する自主財源額を増額して目標設定をしました。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>①企業・団体からの寄附・助成金・業務受託等、外部からの財源の積極的な獲得に取り組みます。</p> <p>②講座研修や体験教室の参加・利用促進を図り、施設の利用料金収入や事業収入を増加させます。</p> <p>③これまでの実績に基づく収支分析と見直し改善を図り、収益を増額させます。</p>	<p>団体</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の利用促進に向け、学校等の関係団体への周知を強化 ・青少年育成に関心のある企業などへの広報の支援

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<p>労働力の減少による人材不足の影響で、新たな人材の確保に苦労する状況が続いています。また、社会や青少年課題の急速な変化に対応しながら中間支援組織として青少年育成を効果的に推進するためには、持続可能な組織づくりが必要であり、マネジメント手法の改善、職員のスキルアップが課題です。</p> <p>青少年の人権が脅かされ、性犯罪や虐待など青少年が被害となる事案が多発しています。横浜市の青少年施策の一翼を担う団体として、青少年の安全と人権を守る社会づくりに向けて取り組んでいく必要があります。</p>		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①職員育成と組織目標達成のための目標管理制度（MBO）の見直しと改善 【6年度：課題検証、7年度改善案作成、8年度：実施】</p> <p>②職員育成計画に基づく正規・契約職員対象の内部研修の実施 【年5回以上、研修への平均参加率90%】</p> <p>③セーフガーディング指針の策定【6年度：検討、7年度：指針策定・施行、8年度：法人の取組を外部に発信】</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ①4回(実施) ②15回 ③なし</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>①目標管理制度を見直し・改善することにより、職員のモチベーション・能力向上へのエンパワメント及び、組織としての機能強化をこれまで以上に図ることができます。</p> <p>②職員個々の目標設定及び評価に基づき、計画的な研修を実施することで、効率的かつ効果的に職員を育成できます。</p> <p>③セーフガーディング指針を策定することで法人職員の意識を高めます。また法人の取り組みを外部に発信することで、より多くの青少年の人権を守ります。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>①目標管理制度を見直し・改善することで、職員育成と組織マネジメントのさらなる改善を図ります。</p> <p>②人材育成計画を作成し、法人内外の研修に職員を参加させ、スキルアップを図ります。</p> <p>③法人としての「セーフガーディング指針」の策定・施行し、青少年の人権を守る意識を高めます。</p>	<p>団体</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に有効な研修・講座等の案内 ・セーフガーディング指針の発信を支援

協 約 等

団体名	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
所管課	健康福祉局福祉保健課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条にもとづき、地域住民の参加を促進し、横浜市全域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。</p> <p>本会は昭和 26 年に任意団体として設立、昭和 28 年に社会福祉法人として設立認可されました。</p> <p>横浜市内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体などが会員として参加している協議会組織で、事務局として職員が勤務しています。</p> <p>(参考) 区社会福祉協議会（以下、区社協）の設立目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区社協は、区域における地域福祉を推進することを目的としています。 ・昭和 26 年に任意団体として設立、平成 7 年には全区社協が社会福祉法人となりました。 ・区内の民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉法人・施設、ボランティア団体、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）などが会員として参加している協議会組織で、横浜市社会福祉協議会（以下、市社協）からの派遣職員が事務局を担っています。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<p>少子高齢化の進展、雇用形態の多様化、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などを背景に、支援を必要とする高齢・障害・生活困窮者等が増加しています。例えば、市内の単身世帯は、1980 年の約 14.0 万世帯から、2020 年には約 69.9 万世帯と、約 5 倍に増加しています。</p> <p>また、いわゆる 8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー、引きこもり、社会的孤立といった課題が顕在化するとともに、分野別の公的支援制度では解決が難しい「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちの存在が浮き彫りになっています。加えて、困りごとを誰にも相談することができずに地域の中で孤立し、問題が深刻化してしまうケースも増えています。</p> <p>このような状況の中、新型コロナウイルス感染症により、人とつながる機会が減少しました。さらに、自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化などから、地域の担い手の減少も進んでおり、地域のボランティア組織の継続が難しくなっています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた 今後の公益的使命	<p>本会では、誰もが住み慣れた地域で孤立せずに居場所を持って暮らし続けられる地域社会を目指し、「横浜市社協 長期ビジョン 2025」を策定しています。また、横浜市を取り巻く環境の変化を踏まえながら、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる よこはま」を実現するため、横浜市と本会が共同して「第 5 期地域福祉保健計画」を策定しました。本協約に掲げる取組は、長期ビジョンの重点取組であるとともに、地域福祉保健計画においても「推進のための取組」として位置づけられています。本協約の取組を通じて、地域の福祉関係者や社会福祉施設により構成される本会の特徴、これまで培った様々な機関・団体とのネットワークや地域支援のノウハウを十分に生かし、地域福祉の取組を推し進めます。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	-		
(4) 協約期間	令和 6 年度～令和 10 年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間

(5) 市財政貢献に向けた 考え	全ての事務事業について、外部視点の助言も活用しながら、職場内外での議論を重ねて事務改善・DX化などあらゆる視点から具体的な見直しを進めます。効率的・効果的な執行体制を構築していく中で、経費縮減を図ります。
---------------------	--

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進

ア 取組	困りごとを抱えている人を、地域の住民や関係機関・団体が連携して見守り、支えあう場づくり・仕組みづくりを推し進めます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>国の孤独・孤立に関する全国実態調査(令和5年)では、何らかの形で「孤独感がある」と回答した人の割合が4割に上っています。過去2回の調査結果とほぼ同率となっており、社会活動がコロナ禍前の状態に戻っても、孤独感を抱く人の割合が変わらない実態が示されています。また、周囲の住民についても、身近に困っている人がいるということに気付かず、異変に気付いてもそれを誰に伝えたらよいのか分からず抱え込んでしまう状況にあります。自治会・町内会の加入率の低下、ボランティア組織の高齢化も進んでおり、地域の担い手の減少・不足が加速しています。</p> <p>このような状況に加えて、新型コロナウイルス感染症により、地域活動の休止や縮小を余儀なくされました。</p> <p>なお、これらの取組は、取組ありきで進めるのではなく、地域住民が主体的に取り組めるよう課題を共有し、意識の醸成を図り、活動しやすい環境を整える支援等を行政や関係機関とともに進める必要があります。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>つながりを目的とした地域の取組数 [5年間 16,000件]</p> <p>【内訳】 R6:3,200、R7:3,200、R8:3,200 R9:3,200、R10:3,200</p> <p>----- (参考) 令和5年度実績:3,193件</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的 使命との 因果関係</p>	<p>身近な地域で困りごとに基づき、相談できる関係をつくるため、交流・居場所づくりを進め、必要な際に適切な支援機関につなげます。</p> <p>また、「支え手」「受け手」の関係を越えた多様な主体の活躍の機会と役割を生み出し、地域住民が自分事として主体的に地域の支えあいの取組を進められるよう支援します。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所や地域ケアプラザと連携し、日常的な相談支援に加え、事例の集約・共有等により地区協働や連合町内会をはじめとした地域活動団体の検討や取組を支援します。 交流や居場所づくりを目的とした活動に対し助成します。 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所・区協働・地域ケアプラザ職員からなる「地区別支援チーム」において、メンバーそれぞれが把握している地域の状況やノウハウ等を共有し、地域の課題解決に向けて取り組みます。また、各区において区役所と地域のつなぎ役となる「地区担当」を通じて、地域主体の取組を支援します。 	

② 地域における権利擁護の推進

ア 取組	高齢者や障害者、様々な生活課題を抱えた方々が安心して地域生活を送ることができるよう取組を推進します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>国の将来推計によると、認知症の高齢者が2022年の443万人から2040年には584万人に増え、実に高齢者の7人に1人が認知症になる見込みです。また、精神保健福祉手帳を所持する人は、2014年の28,285人から2022年には46,975人、愛の手帳を所持する人は、2014年の25,447人から2022年の36,283人と増加傾向が続いています。</p> <p>こうした様々な背景を抱えた方々が増えていく中、住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、専門家だけでなく、身近な地域の中で対象となる方を受け止め、寄り添い、支えあう支援者の確保が必要です。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>身近な地域で高齢者や障害児者等の暮らしを支える取組や、ゆるやかに見守る取組への新規参加者 [5年間 1,550人]</p> <p>【内訳】 R6:320、R7:295、R8:320、 R9:295、R10:320</p> <p>※市民後見人養成の講座は隔年開催のため、増減あり</p> <p>----- (参考) 令和5年度実績:318人</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的 使命との 因果関係</p>	<p>地域のなかで見守りや支えあい活動を充実させ、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができよう、ボランティア活動などの支援活動に参加する市民を増やします。</p>

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・本会が実施する事業について、ホームページやパンフレットを活用し周知します。 ・市民、関係団体及び関係者に対し、関連制度や支援活動に関する研修を実施します。 ・支援者を確保するため養成講座を実施します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の権利擁護関係機関・団体からなる区成年後見サポートネットを実施し、各区域における権利擁護に関する課題の解決に取り組みます。あわせて市域の権利擁護の課題に取り組むため、市成年後見サポートネットを実施し、関係機関と連携してネットワークづくりを推進します。

③ 幅広い福祉保健人材の育成

ア 取組	福祉サービス利用者本位の質の高いサービスの提供や住民同士が支えあう地域づくりに向けて福祉人材の育成に取り組みます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	福祉業界は、利用者の増加とスタッフの人材不足や高齢化が顕著になっています。また、福祉サービス利用者の状況は多様化・複雑化しており、利用者の幅広いニーズに対応できる福祉人材の定着と育成が不可欠です。一方で、各団体・法人は小規模である場合も多く、独自に人材育成の仕組みを持つことは困難です。更に、制度やサービスにとらわれず、住民同士が支えあう地域づくりに向けて、地域の重要な社会資源である社会福祉法人・施設が地域貢献活動に取り組めるような支援が求められています。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	福祉専門職の育成研修の参加者数 [5年間 34,500人] 【内訳】 R6:6,800、R7:6,850、R8:6,900、 R9:6,950、R10:7,000 (参考) 令和5年度実績 6,769人	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	福祉専門職のスキルアップやモチベーション向上は、サービス利用者の満足度向上に不可欠です。また、人材育成の仕組みを充実させることで人材の確保につなげ、持続可能なサービス提供につなげます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインや動画配信の活用により、研修に参加しやすい環境をつくります。 ・人材確保支援セミナーの実施など、人材の確保に向けた支援も行います。 ・横浜市内で福祉保健関連の研修を実施しているさまざまな機関の研修情報を集約し情報提供します。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協と連携し、社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働する意義や必要性を周知します。 ・生活困窮、いわゆる「8050問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した問題に対応できるように、課題を共有し、市社協が行う人材育成を支援します。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	本会事業活動に関する負債は、「年金共済事業（会計上の名称は『退職共済』）」における『退職共済預り金』を除くと約88億円強となっています。そのうち6割を占める「長期運営資金借入金」は、横浜市補助事業「社会福祉事業振興資金貸付事業」実施のための借入金であり、本会財務状況の健全化に向けて削減必須項目となっています。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	長期運営資金借入金の縮減 長期運営資金借入金 27億2,000万円 (単年度目標：R6:49億2,000万円、 R7:43億7,000万円、R8:38億2,000万円、 R9:32億7,000万円) (参考) 令和5年度実績： 長期運営資金借入金 54億7,000万円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	「退職共済預り金」を除く負債のうち6割を占める「長期運営資金借入金」の縮減を図ることは、本会財務状況の改善につながります。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な返済につなげるため、「社会福祉事業振興資金貸付事業」の貸付先である社会福祉法人に対し、返済事務を案内します。 ・適正な経理処理、定期的な執行状況を把握します。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署と連携しながら、市社協や貸付先である社会福祉法人の状況の変化を注視し、相談・調整を行います。 ・団体の財政状況について必要に応じて助言や改善を求め、健全な財政運営を支えます。 	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	本会では、女性職員の割合が69.3%と高くなっています。その一方で全職員の約30%の男性職員が、管理職全体の約7割を占めています。能力のある女性職員を登用することで、組織運営の質が向上し、全職員のパフォーマンス向上につながると考えています。また、女性職員がこれまで以上に組織の意思決定に関わることで、多様な視点や発想を生かして、複雑化する福祉課題に対応していきます。
---------------	---

イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	管理職総数に占める女性の割合 35%以上		主要目標の 設定根拠 及び人事・ 組織に 関する 課題との 因果関係	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に関する一体型行動計画において、令和9年度末(10年3月末)の目標として30%を掲げていますが、令和6年4月1日時点で目標を前倒し達成(31.8%)しましたので、さらに高い目標を設定します。 女性職員の割合が多い本会においては、女性職員がキャリアアップできる環境を整備することは、本会の組織的な安定運営や今後の成長に繋がるものです。
	(参考) 令和5年度実績： 令和5年4月1日時点 27.2%			
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人研修から各階層の研修において、自身のキャリア形成を意識できるようなカリキュラムを追加します。 ・ 意欲と能力のある女性のキャリア形成を支援するため、女性管理職との懇談会等の機会と、女性管理職のロールモデルの紹介や管理職のための支援体制の充実を図ります。 ・ 人事考課面談等を活用し、職員のキャリアプランについて共有するとともに、キャリア形成支援を管理職の人材育成目標として設定します。 		
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が作成した計画に沿って、人材を育成できるよう情報提供・助言等を行います。 		

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
所管課	健康福祉局健康推進課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	要介護高齢者、認知症高齢者等の要援護高齢者及び精神障害者等が住み慣れた地域社会で在宅生活を維持するための援助並びにこれらの人々を支えている地域医療等への支援を行い、もって市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。
(2) 設立以降の環境の 変化等	平成4年の設立以降、平成12年には介護の社会化を目的とする「介護保険法」が施行され、また、平成18年には身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスを一元的に提供する「障害者自立支援法」(その後「障害者総合支援法」に移行)が施行されるなど、社会環境は大きく変化している。この間、高齢化により認知症高齢者が増加し、障害者等の要支援者も増加している。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的施設の指定管理業務受託者であることを踏まえ、横浜市の施策動向と当財団の向かうべき方向を一致させ、モデル的役割を果たしていくとともに、民間事業者の担いづら部分等を担うなど、公益的役割及び事業の特色を明確にしながら、社会環境の変化と新たな市民ニーズに対応し、設立目的を果たしていくことを目指す。 ・ 具体的には、認知症を発症した後も地域で理解され支えられ見守られる共生社会を実現していくことや、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育等が包括的に確保されたシステム)の構築に寄与していくことなどを旨とする。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ (無)		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	各支援における利用者数の増加により、利用料金収入の増を目指します。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 認知症者支援

ア 取組	認知症鑑別診断外来を行うとともに、アルツハイマー型認知症新薬外来の開設、若年性認知症に対する普及啓発、地域支援を充実させていく。
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	高齢者人口の増加は続いており、認知症の高齢者人口は将来推計でも増加していくことが見込まれている。承認されて間もないアルツハイマー型認知症の新薬については、開設に向けたハードルが高く一般に広まりにくい状況にある。若年性認知症については40代から60代の発症が多くみられるが、社会的な理解については進んでおらず啓発活動の拡充や活動場所(日中通所先等)が極端に少ないことが課題になっている。

ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①認知症鑑別診断の実施 令和6年度 1,122件 令和7年度 1,122件 令和8年度 1,122件 ②認知症新薬外来の開設 令和6年度 準備、試行 令和7年度 試行継続、検証 令和8年度 本格実施 ③若年性認知症支援に対する研修等の普及啓発の実施件数と、活動場所の確保・新規開拓の件数、関係機関に対する相談支援の実施件数等を合算した件数 令和6年度 100件 令和7年度 100件 令和8年度 100件 (参考) 令和5年度実績： ①1,076件 ②新規実施 ③91件		主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係 ①前協約期間の最大実績値である1,122件を目標値とする。 ②新薬外来の実施には、事前の脳アミロイド検査や、副作用に対する対処等が必要であることから、主として大学病院や総合病院が担っている。当センター診療所で実施することで、診療所（クリニック）での先駆的・モデル的な実践となり、市民が新薬投与へアクセスしやすい環境づくりに大きく貢献していく。 ③若年性認知症コーディネーターは市内4か所に配置となったが、更なる支援の拡充が求められている。
	①認知症鑑別診断を継続的に実施する。 ②新薬外来の開設に向け、協力医療機関との連携を進め、検査やフォローアップ体制の整備等を進めていく。併せて、取り組みを通じて得られたノウハウや知見を外部に発信する。 ③若年性認知症についての研修等への講師派遣、活動場所の確保のための通所先の開拓、地域の機関からの相談を受けていく。		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 ①認知症鑑別診断を継続的に実施する。 ②新薬外来の開設に向け、協力医療機関との連携を進め、検査やフォローアップ体制の整備等を進めていく。併せて、取り組みを通じて得られたノウハウや知見を外部に発信する。 ③若年性認知症についての研修等への講師派遣、活動場所の確保のための通所先の開拓、地域の機関からの相談を受けていく。	市 庁内の関係課間で連携をとり、事業実施状況の共有及び必要に応じた助言等を行っていきます。	

② 高齢者支援

ア 取組	高齢になった精神障害者等、他の機関での受け入れが難しい方を高齢者支援施設で受け入れていく。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	職員の対応スキルの向上および緊急時の対応、関係機関との連携についての調整等		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	老人保健施設において高齢精神障害者等の他の施設での受け入れが難しい高齢者を受け入れていく。 令和6年度 6人 令和7年度 7人 令和8年度 8人 (参考) 令和5年度実績： 5人		主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係 高齢化した精神障害者が精神科医療施設での入院が長期化することは社会的な課題になっている。また、認知症のBPSD（周辺症状）や精神症状がある方、身寄りのない方等は、施設での受け入れが困難な状況がある。精神科医が常駐していることは当施設の強みであり、他の施設で受け入れが困難な方を受け入れ、介護保険サービスのみならず障害福祉サービスを組み合わせることにより地域生活に向けた柔軟な支援を行っていく。
	主要目標達成に向けた具体的取組	団体 高齢精神障害者等の他施設での受け入れが困難な方を積極的に受け入れていくため関係機関との密な連携を行い、障害福祉サービスとの併用や緊急時の対応等についての仕組みづくりを行っていく。職員のスキル向上のための障害者支援部門との有機的な連携を図っていく。	

③ 精神障害者支援

ア 取組	様々な境遇・状況にある精神障害者のリカバリー（障害を抱えながらも希望や自尊心をもち自立し意味のある生活を送ること）が推進され、精神障害者が主体的に人生を選択し、地域のなかで希望を持って暮らしていくことができる共生社会の実現を目指す。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	①医療観察法等の対象者及び矯正施設等の出所者が地域社会へ復帰し共生していくには、地域社会への啓発、専門性に基づいた医療及びより一層の福祉的支援等が必要だが、そういったニーズを満たせる受け入れ施設は限られている。 ②精神障害者のリカバリーを促進するためには、回復した当事者による当事者の視点と経験に基づくピアサポートが効果的だが、ピアスタッフを雇用する事業所は少なく、雇用拡大を阻む課題も明らかではない。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①医療観察法等の対象者及び矯正施設等の出所者を、障害福祉サービス事業所又は精神科デイケアにおいて、毎年1人以上	主要目標の設定根拠及び公益的	①我が国の障害福祉サービス関係予算額はこの15年間で3倍以上に増加した等、障害がある人が必要な障害福祉サービスを利用できる体制整備は急速に進んだ。しかし、心

	<p>(実人数) 受け入れる。</p> <p>②既に雇用実績がある生活支援センターに訪問して課題やノウハウを聞き取り、雇用実績がない生活支援センターにも訪問してピアスタッフの雇用に関する課題を明らかにして、ピアスタッフの雇用拡大と定着を支援する。</p> <p>(目標)</p> <p>①受入目標 令和6～8年度 毎年度1人以上</p> <p>②生活支援センターへのピアスタッフ雇用に関する巡回相談 令和6年度： 雇用センター9回 (新規雇用3センター×3回) 未雇用センター6回(課題抽出) 令和7年度： 未雇用センター6回(課題分析) 令和8年度： 未雇用センター6回(対策の試行)</p> <p>(参考)</p> <p>①令和5年度受入実績：新規受け入れ0人。宿泊型自立訓練および自立訓練(生活訓練)の継続利用者1人。</p> <p>②令和5年度ピアスタッフ新規雇用センターへの訪問実績：8回 ピアスタッフ未雇用センターへの訪問実績：0回</p>	<p>使命との因果関係</p>	<p>神喪失等により重大な他害行為に及んだ者や、矯正施設等から出所する精神障害者等を受け入れる施設ははまだ限られている。そこで、積極的に受け入れて再他害行為や再犯防止に取り組むことで、地域共生社会の実現や精神障害者全体のリカバリーの推進に寄与する。</p> <p>②「障害者総合支援法の3年後の見直し」(平成27年12月社会保障審議会障害者部会報告書)で、ピアサポートの活用が謳われて以来、ピアサポートに関する加算が創設され、対象が拡大する等制度的な後押しが開始した。今後、ピアスタッフとして障害福祉事業所への就労を希望する精神障害者の増加が予想されるが、事業所でのピアスタッフの雇用は進んでいない。そこで、雇用センター及び未雇用センターに巡回訪問し、ノウハウを共有しながら地域の事業所と共にピアスタッフ雇用の課題を分析し、課題への対応策を試行する等、ピアスタッフの雇用の拡大に取り組む。これにより、多くの精神障害者が身近な場所で望むピアサポートを受けられ、リカバリーが促進することを旨とする。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体 精神障害者のリカバリーの推進のために、①横浜保護観察所の社会復帰調整官及び神奈川県地域生活定着支援センターと密に連携を取り、医療観察法対象及び触法障害者の支援に取り組み、その経験を踏まえて地域社会及び関係機関への普及啓発にも取り組む。②ピアスタッフを雇用している生活支援センターに巡回相談を行って定着支援に取り組むと同時に、そこで得た知見を未雇用センターへの巡回相談に活かして共有することで、ピアスタッフの雇用の拡大にも取り組む。</p> <p>市 庁内の関係課間で連携をとり、事業実施状況の共有及び必要に応じた助言等を行っていきます。</p>		

(2) 財務に関する取組

<p>ア 財務上の課題</p>	<p>公益財団法人として安定した経営を継続していくため、収支バランスのとれた健全な財務状況を実現する必要がある。</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>一般正味財産期末残高(特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除く。)について前年度決算額を維持。</p> <p>(参考) 令和5年度実績： 一般正味財産期末残高506,442,995円 (特定費用準備資金からの取崩額及び特定資産評価損益等を除き56,271,378円の減)</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>コロナ禍による利用者数の減からの回復の遅れや物価高騰などの影響によりマイナスとなった収支を健全な状態にする必要がある。一般正味財産は、返済義務のない自己資本であり、公益財団法人の安定した経営状況や健全な財務状況を表す最もふさわしい指標であるため。(但し、特定費用準備資金は特定の目的のために取り崩す資産であること、特定資産の債権運用に伴う評価損益は原則満期保有を予定しているものであることから指標には含めない。また、今般のエネルギー価格高騰のような急激な物価上昇や、公的使命を果たしていくための投資等については、市と相談しながら対応していくが、必要に応じて、指標とは別に特定資産の活用も検討する。)</p>

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	当面、コロナ禍や物価高騰の影響が続くことが見込まれるが、収入確保及び適切な経費執行に努め、公益的使命を持続的に果たしていくための必要な投資も行いながら、収支バランスの取れた財務状況を実現する。コロナ禍で落ち込んだ利用者数を回復し、利用料金収入を確保すべく、部門ごとの稼働目標（収入目標）を設定し、その達成に向けた取組（利用者や関係機関等へのPR方法、受入れ手続き、サービス提供内容などの見直し・検討・実施）を財団職員が一丸となって進めていく。
	市	市の取組事例を共有するとともに、業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	職員の高齢化により今後数年の間に多数の定年退職者が見込まれる。社会の要請に応え財団の公益的使命を果たしていくため、事業運営に必要な人材の確保・育成を行い、運営基盤を強化するとともに、技術・ノウハウを次世代職員へ継承していく必要がある。			
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①次代を担う若手人材（専門職・35歳以下）の確保（採用試験の計画的実施）</p> <p>【目標水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度1名以上の採用 <p>②人材育成プランに基づき、多領域・多職種で構成されている組織の利点を生かした組織的・計画的な人材育成（研修計画の策定、実施、見直し・運用の継続を通じて、必要な研修の種類・回数を増やしていく）</p> <p>【目標水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 計画策定・実施 ・令和7年度 計画の見直し・運用 ・令和8年度 計画の見直し・運用 ・上記を通じて、毎年度、階層別研修や他部署体験研修など、多領域・多職種で構成されている組織に合致した研修の種類・回数を増やしていく。（年度ごとに1種類ずつ増加させ、回数は種類に応じて適切な回数を増やす） <p>（参考）令和5年度実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定期採用試行 3名採用（専門職・35歳以下） ② 階層別研修や他部署体験研修の種類数・回数 延2種類・11回 	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>若手人材を計画的に採用・育成することで、技術・ノウハウの継承を図ることができる。また、多領域・多職種で構成されている組織の利点を生かした有機的な連携による人材育成（階層別研修や他部署体験研修、その他必要な研修の実施・充実）を行うことで運営を担う人材を組織的・計画的に育成し経営基盤を強化し、安定した事業運営を継続していくことができる。</p>
				<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	市	市が実施する研修の内、財団職員が参加可能なものについては適切な情報提供を行うとともに、業務監察等を通して、必要な指導・監督を行っていきます。		

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会
所管課	健康福祉局生活支援課援護対策担当
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	昭和49年に、寿地区日雇労働者の福利厚生を図るとともに地域住民の福祉に関する事業を行い、もって日雇労働者の勤労意欲の向上と地域住民の福祉向上に資することを目的として、財団法人寿町勤労者福祉協会が設立されました。しかし社会環境の変化を受けて、平成31年4月1日に定款を変更し、現法人に移行しました。現法人は、寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び、社会参加・就労支援に関する事業等を行い、福祉の向上に資することを目的としています。
(2) 設立以降の環境の 変化等	寿地区は、令和5年11月の高齢化率が53%、住民の93%が生活保護を受給し、要介護者や障害者も多く生活しています。法人設立当時の日雇労働者の街から現在の福祉ニーズの高い街へと変化したため、法人に求められる役割も変わりました。寿町総合労働福祉会館の再整備により、令和元年に現在の横浜市寿町健康福祉交流センターがオープンし、健康コーディネーター室など地域保健ニーズに対応した機能を備えるようになりました。第1期に続き、令和6年度から10年度の第2期指定管理期間も当法人が選定され、施設を運営することとなりました。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	これまでも地域や利用者の状況やニーズ変化に応じた団体運営を行ってきました。寿地区の住民等の福祉の向上を図るため、過去から現在までの状況を把握し蓄積してきた経験やノウハウを生かし、地域と連携した、福祉、医療、介護予防、健康づくりなどの住民への包括的支援、生きがいづくり、社会参加・自立支援などを行っていくことが求められています。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ (無)		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～令和10年度	協約期間設定 の考え方	主要施設の指定管理受託期間のため
(5) 市財政貢献に向けた 考え	自主財源の確保と業務効率化・経費削減		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 健康づくり・介護予防の推進

ア 取組	寿地区を中心とし、健康づくり・介護予防等の事業を行い、地域保健の向上を図ります。
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	健康コーディネーター室の利用者は増加しているものの、引き続き、健康づくり・介護予防に関心がない層への働きかけを行い、幅広く活用してもらうことや、今後の事業展開に生かすため、健康コーディネーター室の取組の成果を測ることが必要です。

ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	① 健康コーディネート室利用者数や出張健康相談利用者数の増加 ・各年度目標 (実数/延数) 令和6年度 600人 39,500人 7年度 620人 39,600人 8年度 650人 39,700人 9年度 670人 39,800人 10年度 700人 39,900人 ② 健康コーディネート室の効果測定について、指標を設定し実施 ・各年度目標 令和6年度 指標の作成 7年度 アンケート実施 8年度 〃 9年度 集計 10年度 事業の見直し	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	① これまでの利用者への働きかけのみならず、簡易宿泊所等への出張健康相談などアウトリーチによる事業を行うことで、健康や介護予防に関心がない層への働きかけも行い、地域住民が日常生活において無理なく楽しみながら、健康づくり・介護予防につながる行動を実践できるよう、その行動を支援する取組や環境づくりを推進することで、地域住民の意識醸成や公益的使命の推進を測る指標とするものです。 参考：簡易宿泊所宿泊者数 R1 居住者/高齢者 5,641人/3,244人 R5 居住者/高齢者 5,340人/2,822人
	(参考) 令和5年度実績： ① 利用者実績 実数 603人 延数 39,404人		② 健康コーディネート室の取組の成果を測定し、地域住民の行動変容に対する役割を確認していきます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 ・更なる健康コーディネート室の利用促進を図るため、地域の作業所や簡易宿泊所管理者等と協力し、事業を実施していきます。 ・利用者の意識や行動変化を測定できるような指標を作成し、アンケート調査を実施していきます		
	市 定期的に利用状況を把握し、住民のニーズや課題を明らかにして解決策を共に検討することで、健康コーディネート室の運営を支援します。加えて、寿地区外の事例を紹介する等の情報提供を行うことで、利用者数の増加につなげます。		

② 地区内外の交流の促進

ア 取組	多くの住民が、1室平均3畳という住宅事情の中で日々を過ごしており、生活の質の向上が課題であるため、様々な活動の場への参加を高め、社会参加と生きがいがづくりにつなげます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	・生活の質の向上や健康づくり・介護予防を推進するためにもまずは活動に参加してもらうことが重要です。また、生きがいがづくり・社会参加という観点から住民や各事業所等と対話を重ね、各事業に継続的に参加していただく仕組みづくりを行っており、構築に向けて一層取り組んでいく必要があります。 ・また、寿地区内外の事業者同士の関係作りや連携のきっかけづくりを行うことで、様々な主体によって寿地区の利益に資する事業が展開されるよう推進します。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①諸室の利用者人数 ・令和10年度目標：126千人 ・各年度目標 令和6年度 122千人 7年度 123千人 8年度 124千人 9年度 125千人 10年度 126千人 ②寿地区内外の事業者同士の関係作りや連携のきっかけとなる事業の実施件数 ・令和10年度目標：325回 ・各年度目標：令和6年度 250回 7年度 265回 8年度 285回 9年度 305回 10年度 325回 (参考) 令和5年度実績： ①122,059人 ②323回(直近3か年平均：244回)	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	・自主企画事業に参加する住民や、各事業所及び地区内外の各団体が諸室を活用することにより、交流促進・住民の社会参加・生きがいがづくりにつながり、諸室の利用頻度が増加に向かうことが、目標達成に寄与すると考えます。 ・寿地区の人口は減少傾向にあるため、事業の参加者数は上限に達していると思われます。今後は複数の事業者の参加により、地区内外の事業者同士の関係作りや連携のきっかけになる事業の実施件数を目標とします。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 ①諸室の利用方法について周知を図り、利用者及び登録団体数を増加させます。そして登録団体との連携を図り、諸事業への協力を求める、自主企画事業参加者の登録団体化を促進するなど、団体の活性化を図ることにより利用を促進します。 ②数回シリーズで行う企画や協力団体から人を招いて行う企画、有名企業とのコラボ企画、事業所等との対話により生まれる企画等、広い視野によるアイデアを活かした事業企画の推進等により、参加意欲を向上させ参加者定着と相互の交流を図ります。		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	法人の赤字解消と財務状況安定に向けて、収益事業（診療所、公衆浴場等）の収入増加を図り、支出を抑制する必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①事業収益の増加 ・令和10年度目標： 事業収入 183,500千円 (内訳) 診療所 168,400千円 浴場 13,600千円 貸付事業 1,500千円 ・各年度目標： 令和6年度 181,700千円 7年度 182,000千円 8年度 182,500千円 9年度 183,000千円 10年度 183,500千円</p> <p>②年度ごとの事務及び事業内容の点検と見直し 令和6～10年度 事務及び事業内容の点検と見直し実施</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ①181,606千円 ②人件費（超勤費）削減を実現</p>	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> 診療事業収入は法人収入の大部分を占めており、二診制を活かした医療提供による診療報酬増は法人経営安定につながります。 公衆浴場はサービス向上による利用者の増加が必要です。 赤字決算が続いていることから、業務の効率化を行う必要があります。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>①診療所は、内科の医師二診制により、診療内容充実と適切な検査の実施、また地域特性を踏まえた医療提供等による診療報酬増を目指します。</p> <p>②公衆浴場は、浴場協同組合と連携して毎月の季節感あるサービスを実施し、利用客増加に努めます。</p> <p>③毎年度ごとに事務と事業内容の点検を実施し、見直しを行うことで収支均衡を目指します。</p>	
	市	各事業について進捗を管理し、必要に応じて助言・指導を行います。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	団体の目的を達成するためには、法人の安定的な組織運営と職員の計画的な人材育成が必要です。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①運営方針の策定と見直し及び共有 毎年度実施</p> <p>②人材育成計画の定期的見直し 令和6年度 見直しに向け協議 7年度 計画の改定 8年度 新計画の実施 9年度 計画の振り返り 10年度 計画の見直し</p> <p>③ストレスチェックやハラスメント研修の実施 毎年度12回実施</p> <p>(参考) 令和5年度実績： 人事給与制度の改定 業務改善提案制度見直し 内部研修25回実施</p>	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> 実情に則した運営方針を定め共有することで、全職員が組織目標を把握し、より効果的に事業に取り組めるようにします。 職員がその能力を十分発揮できるよう、人材育成計画を定期的に見直し、計画的な研修とOJTの実施が必要です。 働きやすい職場環境を整えるため、情報共有とハラスメント対策が必要です。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>①毎年度、運営方針を策定し振り返りを行います。</p> <p>②策定済みの人材育成計画を定期的に見直し改定します。また改定後振り返りを行います。</p> <p>③法人全職員を対象とした研修を定期的実施します。</p>	
	市	制度を有効に活用し、安定的な組織運営と人材育成が図られるよう、必要に応じて助言・指導を行います。	

協 約 等

団体名	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
所管課	健康福祉局 障害自立支援課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>当該団体は、市のリハビリテーションサービスに関する施策を推進する上で、欠かすことのできない高度な専門性と事業運営に必要なノウハウを蓄積した唯一の団体です。</p> <p>高度な専門性と総合性を活かし、指定管理業務などを通して、医療をはじめ社会的及び教育的、職業的分野に至るリハビリテーションサービスを、市民のニーズに応じて適切に実施すると共に、横浜市の障害福祉施策を専門的見地から先駆的に推進し、リハビリテーション、療育並びに障害者のスポーツ及び文化に関する本市の中核的役割を担っています。</p>
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>福祉や医療における法制度の改正や、障害像の複雑化・多様化、就労している保護者の増加、家庭における生活様式の変化、これらに伴う利用者ニーズの増加・多様化など、障害児・者を取り巻く環境には大きな変化がありました。地域の事業所・施設等も飛躍的に増加し、利用者にとってサービスの選択肢も増えると共に、身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な支援の質の確保が課題となっています。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>これまでに蓄積した専門性を総合的に発揮し、福祉・医療・保健等の様々な分野に渡るリハビリテーション、療育及びスポーツ・文化活動に関する質の高いサービスを、従来の枠組みにとらわれず柔軟かつ的確に提供することで、多様化する利用者ニーズに対応します。</p> <p>あわせて、地域の事業所・施設等の関係機関との連携や支援体制をより一層強化し、本市における地域の中核的な支援機関としての役割を担うことが求められています。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ (無)		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由			
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた考え	外来診療収入を着実に増収し、指定管理料の低減につなげます。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 障害児支援の充実

ア 取組	<p>リハセンターの発達障害対策部門を含む地域療育センター（以下、「地域療育センター」という。）にて、一次支援（初期支援）が令和6年度より本格始動します。一次支援では、速やかな相談対応から始まります。児童の状況を保護者と職員で共有した後、希望がある方に二次支援として、診療等を提供し、その後、各関係職種による専門的な支援として、診断・療育支援・予後予測等の総合評価を行い、保護者へ総合的なプランを提示します。</p>		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>発達障害に関する認知度の高まり等から地域療育センターの利用申込者数が増加するとともに、民間児童発達支援事業所も増加しています。また、就労家庭の増加等の社会情勢が変化の中で、利用者ニーズは多様化してきています。地域療育センターも開所当初の想定から事業の方向性やサービス・支援内容を変化させる必要があり、時代に即した利用者本位のサービスが求められています。</p> <p>①ニーズや生活スタイル等の変化に対応する多様なサービスの構築 ②幼児・学齢児ともに、相談申込後、タイムリーに支援できる体制・サービスの構築 ③一次支援（初期支援サービス）と二次支援（診療等）へのサービス展開の課題抽出 ④二次支援における各児童の特性に沿った総合評価・総合プランの提供 ⑤児童の所属する集団等の関係機関へのインクルージョン支援や、地域の子育て支援拠点・地域活動ホーム・民間児童発達支援事業所・放課後等デイサービス等への連携強化 以上の課題等のうち、これまでの取組を踏まえ、今期は④について重点を置いて取り組みます。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>保護者が我が子をより客観的に理解することを目的とした児童のアセスメント及び支援プラン、支援・サービスの根拠等を書式にまとめ、総合プランとして提示します。</p> <p>なお、子どもの状態像の説明、診断、医療プランの提示は、すでに診察時に、医師が書面にて保護者にお渡ししています。今回の取組は、医師だけでなく、様々な職種のアセスメントを加え、多軸的・総合的なプラン提示を目指すものです。書式の修正を始め、どのタイミングで総合プランの提示が可能なのかなどシステムの見直しから実施します。</p> <p>令和6年度：計画・試行 各センターで対象等を検討し、試行。 全体（5センター）で目標100件</p> <p>令和7年度：導入・修正 各センター年中・年長児の新患（約180件）の7割を想定して導入、運用等の修正。 全体（5センター）で目標630件</p> <p>令和8年度：本格稼働 各センター未就学児の新患（約500件）の7割を想定して本格稼働。 全体（5センター）で目標1,750件</p> <p>（参考）令和5年度実績：検討プロジェクトを立ち上げ、総合評価の書式案を作成・検討</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>近年増加している発達障害の特性は、周囲の環境等によって変化はするものの、生涯にわたって継続するものです。インターネット等で簡単に情報収集ができる時代となり、ある程度知識を得た状態で地域療育センターの利用を開始する保護者も少なくありません。保護者は、児童が小中高、成人期までの予後を含めて、今後、集団や地域でどのように生活をしていけば良いのかという不安・心配・悩みを抱えています。</p> <p>地域療育センターでは、診察の機会を提供することのみを目的とせず、多職種による多軸的・総合的なアセスメントによる支援を提供し、予後予測に基づいた予防的介入が求められます。</p> <p>多くの専門職種が関わることによって、総合的に児童の評価ができるとともに、保護者にとっても我が子をより客観的に知るきっかけになり、児童に合った環境選択等の支援を、職員と一緒に検討することが可能になります。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <p>市</p>	<p>令和6年度に各地域療育センターで総合プランの提示時期や運用方法を検討・施行します。令和7年度は、令和6年度の状況を事業団全体で情報共有し、運用方法・書式の修正等を実施します。</p> <p>令和8年度は、前年度までの結果を検証した上で、運用内容を確定させ、共通書式で本格稼働します。</p> <p>多職種による高度な専門性に基づく総合的なアセスメントは、地域療育センターの強みを発揮できる取組です。運営法人が異なる地域療育センターにおいても同様に実施できるよう、情報共有の場の提供や連携等支援に取り組みます。</p>	

② 中途障害者の就職及び定着に向けた当事者と企業の双方への支援

ア 取組	中途障害者の新規就職、就労定着に向けた当事者の自己分析シートの作成、広報、企業への就労と定着に向けた支援	
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>リハセンターを利用する中途障害者について、復職希望者に加え、新規就労希望者が増加しています。これら新規就労希望者は、就労の準備をするにあたり、障害特性を踏まえ、自分ができること、周囲からの支援が必要なことなどを自己分析し、それを採用募集先の企業に説明し、実際の採用活動、採用されてからの就労の定着に活かす必要があります。特に「気づきの障害」を抱えた高次脳機能障害の方には、作業、模擬採用面接、職員との面談をふまえ、自己分析を完成させます。そのため、一定の時間を要し、職員の支援方法と支援ツールを標準化する必要があります。</p> <p>また、障害者法定雇用率は段階的に引き上げられ、企業としてはその達成に向けた採用の活性化はあるものの、実際の採用には必ずしも至らず、「雇用はしたいが、実際にどのような業務を任せたらよいか、安定して就業継続できるか不安」といった声があり、当事者及び企業のニーズが達成されていない状況にあります。</p>	
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>当事者・企業等への支援件数 令和6年度：40件 令和7年度：45件 令和8年度：50件</p> <p>(参考) 令和5年度実績：新規目標</p>	<p>利用者にとって自己分析シートの作成は、自身の障害への気づきや障害特性からくる就業上の困難さを自覚し、自己認識を深める作業になります。また、利用者自身の状態像を自らアピールすることに繋がります。自己認識を深める過程では、「障害の客観的評価」「障害の気づきへの支援」「障害の受け止めの支援」などの段階を踏む必要があり、その過程では医学的な支援が必要となります。このことから、医学的評価をふまえた支援ができる当センターの強みを活かして次の取組を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医学的評価を含む障害の客観的評価 ② 障害の気づきと受け止めの支援を経たうえで、特性を見極めた自己分析シートの作成の支援 ③ ハローワーク等公的機関と連携した広報 ④ 報酬算定されず、民間事業所ではやりきれないフォローアップ支援についても、必要な場合は企業に細やかな支援を行います。
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <p>初年度は、利用者には、職員が記入の支援を行いつつ、自身が主体となって自己分析シートを作成できるよう、個々の障害特性に応じたシートの整備を実施します。自己分析シートは、新規雇用希望者だけでなく、復職（元の会社に戻る）の希望の方にも、復職先の要望によっては有効であると考えられ、必要に応じ活用します。</p> <p>次年度は、事業団ホームページにて広報し、利用者の希望と了解のもと、本人が就労を希望する企業への情報提供、実際のマッチングを行います。興味を示した企業には、積極的に働きかけ、リハセンターの職員が、就業業務内容の相談、企業内実習の支援を行います。就職後は一定期間の後、個別の状態に合わせた職務内容の見直し提案など就労定着のためのフォローアップ支援を行います。</p> <p>就労支援機関・就労仲介事業者等への広報の拡大は適宜必要な見直しを行い、実際のマッチングと継続した企業支援を行います。企業からの問合せの拡大に向けては、ハローワークに働きかけるとともに、企業への広報を積極的に行います。</p> <p>最終年度は、前年度までの企業からの問合せ状況を踏まえて、必要な当事者支援や、ホームページ改修等広報の拡大に努めます。また、前年度までに採用が決定した企業に対し、インタビュー等で状況を確認し、企業側のニーズを汲み取り、利用者支援に繋がります。</p>	
	<p>市</p> <p>他団体等の取組の共有や広報について適宜助言を行い、目標達成を支援します。</p>	

③ 障害者が身近な場所でスポーツ・文化活動に取り組む環境の整備

ア 取組	地域における障害者スポーツ・文化活動の環境整備に向けた障害福祉事業所等への支援		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	これまでの取組を通じ、障害福祉事業所等への障害者スポーツの支援が進むとともに、市内の関係団体や機関との関係が築けてきました。今後はこうして繋がった事業所や団体等が、より主体的・継続的にスポーツ・文化活動に取り組めるようにすることと、支援の質的な充実を図ることが課題です。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	地域におけるスポーツ・文化活動支援の強化（新規及び継続支援） 【年度ごとの目標】 令和6年度：54件 令和7年度：63件 令和8年度：72件 ----- （参考）令和5年度実績： 地域における障害者スポーツ活動支援の実績 47件	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	障害者のスポーツ活動をテーマに、新たな事業所等への支援に取り組み、関係を広げました。こうした事業所等に対して、主体的に活動が継続できるようにフォローアップを行うとともに、今後は文化芸術活動支援を加え、さらに多くの障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を増やします。そのため障害者団体・機関との関係を深めながら、身近な地域における活動環境の整備を進めます。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	1. 障害福祉事業所等での直接的なスポーツ・レクリエーション指導 2. 施設職員や支援者を対象とした研修会やコンサルテーション 3. 地域におけるスポーツ・レクリエーション、文化芸術イベントの企画、運営、協力	
	市	目標実現に向けて、障害福祉事業所等との連携を積極的にサポートします。	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	安定的な団体運営のため、収入の増加に取り組む必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	リハビリテーションセンター 外来診療収入実績の令和5年度比10%増 令和6年度：155,891千円 令和7年度：159,693千円 令和8年度：167,297千円 ----- （参考）令和5年度実績：152,089千円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	リハセンター診療所の収支を安定したものとするためには、収入の着実な予算達成が必要となります。そのため、新型コロナの流行により、令和2年度より急激に落ち込んだ診療所収入の回復および増収を目指します。 また、令和6年度の診療報酬改定に対応するにあたり、新たな加算報酬の取得を模索するとともに、加算報酬を今後も安定して得られるよう体制作りを進めます。 さらに、電子カルテの導入に伴う診療所運営の再構築を進めており、業務の効率化や事務負担の軽減を図ることで、外来診療における診察・訓練等の機会を創出し、収入の増加を目指します。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	令和6年度は、改定された診療報酬と現体制で算定可能な加算をあらためて確認し、随時算定を開始します。なお、新設された加算の取得に向けて必要な要件等を確認し、研修等による要件獲得を推進し、次年度以降に確実な加算算定が可能となるよう取り組みます。また、電子カルテ導入に伴う診療所運営の再構築や業務の効率化、事務負担の軽減を図り、次年度以降の診察・訓練等の機会創出に向けた準備を行います。 令和7年度は、前年度からの要件獲得の推進をもとに、新たな加算の算定を開始し、確実な増収につなげていきます。今後も継続して加算算定が可能となるよう、人員体制の整備・構築や各職員の資格等の確認・取得を進めます。また、電子カルテの導入で得られた効率増や負担軽減の効果を最大限に活かすことで、診察・訓練等の機会創出を行い、更なる増収につなげていきます。 令和8年度は、令和6年度および7年度に実施した「加算要件の確認・取得の促進」「加算取得を見越した体制整備」「電子カルテ導入に伴う効率化・省力化」を総合的に捉え、必要なブラッシュアップを適宜行うことで、診療所が継続して確実に収入を確保できる体制および構造となることを目指します。	
	市	各年度の取組に適宜助言を行い、目標達成を支援します。	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>人材の確保がますます困難になり、転職のハードルが下がってきている社会的背景を踏まえると、人材の流出を抑制し、職員の定着を促進することは安定したサービスを継続的に提供するために欠かすことのできない組織運営上の必須課題です。</p> <p>また、人材確保が厳しい状況の中、質の高い人材を採用するため、積極的に経験者採用（中途採用）を取り入れるなど、採用活動の見直しを図ってきています。加えて、経験者採用（中途採用）が増えることにより、従来の人材育成の考え方や関連する人事諸制度を見直す必要性が生じてくることが考えられます。</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>近年の採用状況や退職傾向に基づいて、離職を防止するための計画を策定し、実施します。</p> <p>令和6年度：近年の採用・離職状況等の分析と人事諸制度の課題の洗い出し</p> <p>令和7年度：職員の定着（離職防止）に関する計画の策定と人事諸制度の改定</p> <p>令和8年度：計画に基づいた具体的な取組の開始、改定された人事諸制度の運用開始</p> <p>（参考）令和5年度実績：新規目標</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>令和3年度から、職種や専門領域を超えた採用プロジェクトを継続的に実施し、採用活動や選考方法を見直した結果、応募者の増加を実現しました。しかし、今後転職のハードルが比較的低い中途採用者が増加していく中では、離職防止に向けた取り組みはまだ充分とは言えません。</p> <p>職員の離職が増えると、優秀な人材を失うだけでなく、既存職員の負担も増え、連鎖的な退職者が出るなど悪循環になりかねません。また、採用や人材育成にかかるコストも増加します。</p> <p>適切な離職防止策を実施することで、質の高い専門的なサービスを継続的に提供していきます。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>①在籍する職員に対するヒアリング調査のほか、過去の退職者に関する退職理由、退職時の年齢・勤続年数などを調査し分析するとともに、新たな退職者に対して、退職時のアンケート・退職時面談等を実施し、退職者の傾向を把握し改善点を抽出します。</p> <p>②近年の経験者採用（中途採用）の増加に伴う人事諸制度の課題を洗い出し、制度の見直しを行います（採用時の待遇、昇格基準、階層別研修のあり方など）。</p> <p>③短期と中長期的な視点で、効果的な離職防止策を策定し、制度化につなげます。職員の高いモチベーションを維持し、組織へのエンゲージメントを向上させることで、職員の定着を図ります。（多様な働き方の検討、職種毎の人材育成プランの見直し、内定者フォローの強化に関する取組など）</p>	
	<p>市</p>	<p>本市及び他自治体等における人事制度等の共有等、適宜助言を行い、目標達成を支援します。</p>	

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市緑の協会
所管課	みどり環境局総務課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	この法人は、市民等の寄附によって積み立てられるよこはま緑の街づくり基金の運用による、都市緑化の推進を図るとともに、公園緑地及び動物園の円滑な運営、健全な利用の増進及び都市環境の改善を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(定款)
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会は昭和59年の設立以降、約40年にわたり、横浜市と共に、都市緑化の推進、公園・動物園の円滑な運営、健全な利用の増進及び都市環境の改善に取り組み、市民の皆様の公共の福祉の増進に寄与し続けている。 ・本協約期間の令和9年3月に、横浜上瀬谷でGREEN×EXPO 2027が開催される。この博覧会は、「幸せを創る明日の風景」をテーマとし、「Nature-based Solutions (自然を活用した解決策)」という考え方のもと、自然共生社会の実現を目指している。横浜市は開催都市として、会場や周辺地域の基盤整備のほか、GX関連事業等で緊密な連携・協力を行っており、当協会も横浜市の一翼を担い、積極的に協力・貢献していく必要があると考える。 ・一方、近年の物価・賃金上昇等の要因により、当協会を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、経営安定化に向けた取組を、より一層推進する必要がある。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ・当協会の本来的な公益的使命である、都市緑化の推進、公園・動物園の円滑な運営、健全な利用の増進及び都市環境の改善等は、次の取組等により、達成に向け、引き続き着実に進める。 緑化推進：地域の緑化団体への活動支援や緑化人材の育成、生垣や屋上緑化等民有地緑化への助成、各種催しによる普及啓発など。 公園運営：良好な公園環境の維持や歴史・文化振興、各種催し等による賑わいづくり、市民協働・市民主体の活動支援・スポーツ教室などを通じたウェルビーイング増進など。 動物園運営：生息域内外の生物多様性保全活動、動物福祉にも配慮した飼育管理、科学的知見に資する調査研究、教育機関など多様な主体とも連携した教育普及活動、動物園ならではのレクリエーション推進など。 事業横断：Y-SDGs 認証継続などSDGs 達成に向けた取組 ・一方、GREEN×EXPO 2027は、開催都市である横浜市が成功に向け、全市的に取組を進めていること、加えて、本博覧会の開催趣旨が、当協会の公益的使命にも通じていると考えていることなどから、本協約期間では、当協会の各公益目的事業において、本博覧会への貢献につながる施策を掲げ、公益的使命の達成に向け取り組んでいく。また、厳しい経営環境を踏まえ、財務、人事・組織の安定化にも取り組んでいく。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や動物園等に附帯する売店、駐車場等の運営を通じて、市民サービスの向上を図るとともに、得られた収益の一部を公益目的事業への還元として、施設・設備・備品等の修繕・更新・調達等を実施し、市の財政負担軽減及び市民サービスの向上を図る。 ・また、事業の見直しや財源確保の取組を進め、健全な協会運営を行う。 		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

<p>ア 取組</p>	<p>当協会は、緑化推進、公園・動物園運営の各事業の中で、GREEN×EXPO 2027 が目指す自然共生社会の実現に貢献する次の施策に取り組む。</p> <p>①里山ガーデンフェスタ等の開催による緑・自然への関心の醸成 ガーデンネックレス横浜など花や緑に関わる大規模イベントの開催により、より多くの市民の皆様が、緑・自然への関心、ひいてはGREEN×EXPO 2027 への関心が高まるよう努める。</p> <p>②緑化に取り組む市民活動の育成 よこはま緑の推進団体の育成により、緑化に関する更なる市民意識の向上及び市民活動の活性化を図る。</p> <p>③GREEN×EXPO 2027 での活躍も視野に入れたガイドボランティア育成 よこはま緑の推進団体等の人材の中から、GREEN×EXPO 2027 での活躍も視野に入れた「ガーデンネックレス横浜ガイドボランティア」を育成する。</p> <p>④GREEN×EXPO 2027 機運醸成の取組 当協会が管理する指定管理公園・動物園において、市民協働による「GREEN×EXPO 2027 応援花壇」の設置・管理を行うとともに、広報を展開し、GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に貢献する。</p> <p>⑤動物園における環境教育・学習の推進 自然や命を大切に感じる感性を養い、地球環境を守ることの大切さを伝えつなげていくため、動物園での環境教育・学習を推進し、来園者や市民の皆様の保全意識を高め、行動変容を促す。</p> <p>⑥動物園における種の保存への取組 生物多様性の保全を推進していくため、国内外の動物園等と連携し、絶滅の危機にある野生動物等の飼育下個体群を保持する「種の保存」に取り組む。</p>				
<p>イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等</p>	<p>①②③④市民の皆様の緑・自然への関心をより一層高めるためには、大規模イベントなどで普及啓発を進める必要がある。また、緑化の担い手の確保・育成については、継続して広報などによる認知向上や、講座などによる人材育成に努める必要がある。</p> <p>⑤⑥人々の社会経済活動が拡大したことにより、生物多様性の損失等、地球規模の環境変動が急速に進んでいる。動物園は、生物多様性及び地球環境保全に貢献するため、その役割を積極的に果たしていくことが重要である。</p>				
<p>ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>①里山ガーデンフェスタ来場者アンケートによる満足度調査満足度9割以上</p> <p>②よこはま緑の推進団体 新規登録団体数30団体/年</p> <p>③ガイドボランティア育成 15名以上/年</p> <p>④協会管理の指定管理公園へのGREEN×EXPO 2027 応援花壇の設置・管理 9公園/3年・広報の展開/通年</p> <p>⑤動物園における環境教育・学習の推進 参加者数 令和6年度 244,000人 令和7年度 251,000人 令和8年度 258,000人</p> <p>⑥動物園における国際的な繁殖計画への参画・連携による種の保存への取組 10種</p> <p>(参考) 令和5年度実績等： ①満足度：春97%、秋95% ②27団体 ③14人 ④3公園・ポスター掲出など ⑤236,560人/年※ ⑥10種 ※令和4、5年度平均値</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top; text-align: center;"> <p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>①②③④市民の皆様が緑化や自然に関心を持ち、自ら緑化に取り組んでいくようになるためには、花や緑に関わる様々なイベントを通じて緑・自然への関心を高めること、緑の推進団体の認知を高め、新規登録を増やすこと、より意欲的で専門性を高めた人材の育成や取り組みを通じて関心や活動を広げていくこと、などが必要なことから、左記のとおりのものでした。</p> <p>⑤より豊かな地球環境を未来につなげていくためには、来園者、市民の皆様の生物多様性及び地球環境の保全への理解を深め、主体的な行動を促していくことが重要であることから、環境教育・学習への参加者数を目標とした。</p> <p>⑥生息域外保全施設として国際的に種の保存の役割を果たしていくため、世界動物園水族館協会(WAZA)が策定する国際種管理計画をはじめ、国際的な繁殖計画に参画・連携して取り組む動物種を目標とした。</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>①里山ガーデンフェスタ来場者アンケートによる満足度調査満足度9割以上</p> <p>②よこはま緑の推進団体 新規登録団体数30団体/年</p> <p>③ガイドボランティア育成 15名以上/年</p> <p>④協会管理の指定管理公園へのGREEN×EXPO 2027 応援花壇の設置・管理 9公園/3年・広報の展開/通年</p> <p>⑤動物園における環境教育・学習の推進 参加者数 令和6年度 244,000人 令和7年度 251,000人 令和8年度 258,000人</p> <p>⑥動物園における国際的な繁殖計画への参画・連携による種の保存への取組 10種</p> <p>(参考) 令和5年度実績等： ①満足度：春97%、秋95% ②27団体 ③14人 ④3公園・ポスター掲出など ⑤236,560人/年※ ⑥10種 ※令和4、5年度平均値</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①②③④市民の皆様が緑化や自然に関心を持ち、自ら緑化に取り組んでいくようになるためには、花や緑に関わる様々なイベントを通じて緑・自然への関心を高めること、緑の推進団体の認知を高め、新規登録を増やすこと、より意欲的で専門性を高めた人材の育成や取り組みを通じて関心や活動を広げていくこと、などが必要なことから、左記のとおりのものでした。</p> <p>⑤より豊かな地球環境を未来につなげていくためには、来園者、市民の皆様の生物多様性及び地球環境の保全への理解を深め、主体的な行動を促していくことが重要であることから、環境教育・学習への参加者数を目標とした。</p> <p>⑥生息域外保全施設として国際的に種の保存の役割を果たしていくため、世界動物園水族館協会(WAZA)が策定する国際種管理計画をはじめ、国際的な繁殖計画に参画・連携して取り組む動物種を目標とした。</p>	
<p>①里山ガーデンフェスタ来場者アンケートによる満足度調査満足度9割以上</p> <p>②よこはま緑の推進団体 新規登録団体数30団体/年</p> <p>③ガイドボランティア育成 15名以上/年</p> <p>④協会管理の指定管理公園へのGREEN×EXPO 2027 応援花壇の設置・管理 9公園/3年・広報の展開/通年</p> <p>⑤動物園における環境教育・学習の推進 参加者数 令和6年度 244,000人 令和7年度 251,000人 令和8年度 258,000人</p> <p>⑥動物園における国際的な繁殖計画への参画・連携による種の保存への取組 10種</p> <p>(参考) 令和5年度実績等： ①満足度：春97%、秋95% ②27団体 ③14人 ④3公園・ポスター掲出など ⑤236,560人/年※ ⑥10種 ※令和4、5年度平均値</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>				
<p>①②③④市民の皆様が緑化や自然に関心を持ち、自ら緑化に取り組んでいくようになるためには、花や緑に関わる様々なイベントを通じて緑・自然への関心を高めること、緑の推進団体の認知を高め、新規登録を増やすこと、より意欲的で専門性を高めた人材の育成や取り組みを通じて関心や活動を広げていくこと、などが必要なことから、左記のとおりのものでした。</p> <p>⑤より豊かな地球環境を未来につなげていくためには、来園者、市民の皆様の生物多様性及び地球環境の保全への理解を深め、主体的な行動を促していくことが重要であることから、環境教育・学習への参加者数を目標とした。</p> <p>⑥生息域外保全施設として国際的に種の保存の役割を果たしていくため、世界動物園水族館協会(WAZA)が策定する国際種管理計画をはじめ、国際的な繁殖計画に参画・連携して取り組む動物種を目標とした。</p>					
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>①春秋年2回開催する里山ガーデンフェスタでは、「横浜の花で彩る大花壇」のほか、GX 関連展示、地産地消の取組、GREEN×EXPO 2027PR 花壇・ブースの設置などを行う。また、来場者数及び来場者の居住地や年代等の属性を分析し、その結果を活用して来場者の満足感を高めるとともに、新たな来場者層の確保につなげる。</p> <p>②区民まつりやHP等での広報を行う。</p> <p>③里山ガーデンにおいて、推進リーダー養成講座を継続して実施し、ガーデンネックレス横浜ガイドボランティアを育成する。</p> <p>④よこはま緑の推進団体、よこはま花と緑の推進リーダー等市民の皆様と協働で、GREEN×EXPO 2027 応援花壇の設置・管理を行う。花壇は、宿根草、多年草を主体とした植栽により、年間を通じて次々と咲き誇る持続可能な花壇とし、PR のための看板の設置や施設での広報を展開する。これらにより、担い手の人材育成とGREEN×EXPO 2027 の機運醸成を図る。</p> <p>⑤来園者や学校団体向けに動物とのふれあい、ガイド、教室・講座等を行い、3動物園の特性を活かしながら、様々な環境教育・学習の機会を提供する。</p> <p>⑥国際的な繁殖計画に参画・連携し、ペアリングや繁殖、また繁殖を継続するための海外からの動物収集や交流に取り組む。</p>				

	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が花と緑あふれる都市で暮らす豊かさを「実感」できるよう、また、GREEN×EXPO 2027の機運を高めるため、協会と市で一層協力して里山ガーデンフェスタ（春・秋）を開催する。 ・「横浜みどりアップ計画」に基づく地域緑のまちづくり事業において、活動団体と緑の推進団体のつながりづくりを行うとともに、緑の推進団体への移行を働きかけるなど、市内の緑化活動団体の持続的な活動及び活性化を支援する。 ・地域に根差した緑や花の楽しみづくりにより、応援花壇の設置・管理を支援し、担い手の人材育成とGREEN×EXPO 2027の機運醸成を図る。 ・協会と連携し、情報発信など、伝える取組を強化する。
--	---	---

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・天候不順や記録的な猛暑による厳しい自然環境の変化に影響され、出控えなどの状況が多発したことにより、特に動物園への来園者数が減少し、入園料収入等が減少傾向にある。 ・物価高騰・賃金上昇の環境変化を受け、当協会における事業費支出（人件費、光熱費、委託費等）も増額傾向にある。 ・このように、安定的な経営をするのが困難な中、収入増、支出減に注力し、収支均衡を目指した経営に努めるとともに、公益への還元についても、引き続き貢献する。 		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①資金収支計算書における収支均衡を維持（毎年） ②公益への還元として、指定管理の協定上、指定管理者として実施すべき項目以外にも、施設・設備・備品等の修繕・更新・調達等を実施し、市の財政負担軽減及び市民サービスの向上を図る。公園・動物園事業における公益への還元（1,000万円/年） （参考）令和5年度実績： ①1,023,394円 ②23,632,950円/年	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	①②収入の減、支出の増という例年のない厳しい経営を迫られることが予想される中、公益財団法人として、安定的、継続的に事業運営をしていくため、左記目標とした。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	①公園・動物園に係る利用料金収入のほか、販売・駐車場等の経営事業収入、寄付金収入等の確保に向け検討を行い、経営の安定化を図る。 ②事業の内省化や事業の見直しを行うなど、支出削減に努める。	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等、不測の事態が生じた際には、各契約等の定めに基づき、協議の上、適切に対応する。 ・協会が運営する動物園の来園者を増加させるために、市の広報ツール等を活用し、支援する。 ・協会が公益への還元として実施する修繕・更新・調達等が適切に行われるよう、その内容について、協会と協議する。 	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・協会設立から40年が経過し、管理施設・事業実施の多様化、少子高齢化、雇用に対する価値観の変化、SDGsの推進など、様々な環境の変化に対応するため、これまで以上に女性職員が意欲と能力を発揮し、多様性を活かすことのできる環境をつくり優秀な人材を確保する必要がある。 ・協会職員が自立的かつ持続可能な組織運営を担えるよう、職員の専門的知識・技術力の向上を図る必要がある。 		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①女性活躍の推進による「えるぼし認定（3段階目）」の継続取得 ②資格取得支援制度を見直し、新たな人材育成支援制度の創設 （参考）令和5年度実績： ①えるぼし認定：3段階目の取得 ②資格取得支援制度を活用した資格取得件数4件	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	①様々な雇用環境の変化に対応するため、性別に関わらず意欲と能力を活かすことのできる職場づくりを進める必要があり、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定：3段階目」を継続取得し、優秀な人材確保や企業イメージの向上につなげる。 ②最低賃金の見直しに伴う人件費の増加など今後の厳しい財政状況を見据え、これまで以上に自立的かつ持続可能で効率的な組織体制での協会運営を担う人材を育成する必要がある。このため、効率的な組織体制を構築するとともに、平成20年より開始した資格取得支援制度を見直し、他都市への研修派遣、専門的知識を有する講師の招聘、職務遂行上有益な資格取得支援を軸とした新たな人材育成支援制度を創設することで、職員自身の発意による将来に向けた知識、技術投資を組織として支援する。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	①「えるぼし認定：3段階目」継続取得に向け5つの基準（採用、継続就業、管理職比率、多様なキャリアコース）をクリアするよう中長期的な採用計画の策定・実施を行う。 ②令和6年度は新たな支援制度制定に向けた考え方や内容の整理、制度設計を行い、令和7年度に新制度を制定、運用を開始。令和8年度は運用実績を基に、制度の改善に取り組む。	

		市	・市の取組で、参考となるものについて、適宜、情報提供する。
--	--	---	-------------------------------

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市資源循環公社
所管課	資源循環局総務課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜市の公共事業及び主として市内中小企業から発生する廃棄物について、適正な処理、処分を行い、横浜市廃棄物処理事業の円滑な推進を支援するとともに、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として昭和 55 年に設立した。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、3Rの実施と廃棄物の適正処理が確保される循環型社会の形成を推進するため、国は、2000年に循環型社会形成推進基本法を制定した。2022年にはプラスチック資源循環法が施行され、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が進んでいる。さらに、脱炭素社会の実現に向けた取組として、廃棄物の焼却処理による温室効果ガスの削減について、早急な対応が求められている。</p> <p>このような社会の動きに呼応し、横浜市は2003年に策定した一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）以降、現在の計画（ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画:2023年策定）に至るまで、廃棄物等の収集・運搬・処理・処分を行うための施策・事業に取り組み、減量化、資源化を進めてきた。当公社も廃棄物行政を担う一員として、資源循環局とともに廃棄物や資源物の安定処理を進めてきた。特に最近にあたっては、管理・運営を担う廃棄物処理施設の老朽化が進む中、これまで培ってきたノウハウを十分に発揮し、遅滞ない処理を進めていくことが求められている。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上のためには、廃棄物や資源物を遅滞なく安定的に処理していくことが必要であり、そのため、廃棄物処理施設の適切な維持管理を行い、安定的な事業運営及び処理・処分を継続していく。また、施設の老朽化への対応や廃棄物や資源物の調査・分析に基づくデータの作成や活用をもって、横浜市の施策を側面から支援していくこととあわせて循環型社会の更なる推進及び温室効果ガスの削減に寄与していく。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	横浜市との契約に関しては全て精算条項が付されており、年間を通じ残余额が発生した場合には、精算余剰額として全て市へ返還している。年間を通じ委託契約内で執行する経費については、これまでと同様に市と協議しつつ節減に努める。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 安定的な事業運営を継続し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

ア 取組	安定的な事業運営の継続及び市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>公社が管理している廃棄物処理施設の大半が老朽化しており、安定稼働のためには計画的な修繕や延命化に向けた対応が必要となっている。また、稼働中の廃棄物最終処分場に関しては、受入可能な年数にも限りがあること、選別処理施設における季節変動等による資源物の搬入量及び組成割合の変化により、処理に要する時間やストックヤードのひっ迫度が以前よりも増していることへの対応が必要となっている。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①受入施設における廃棄物及び資源物の全量を遅滞なく安定的に処理する。 全量 100%処理*の継続 <small>(※ 公社の責によらない事故・故障等に伴い本市施設で処理しなかった分や異物分等を除き、搬入された資源物が全て処理されている状況)</small></p> <p>(参考) 令和5年度実績： ①遅滞なく安定的に処理を行うことができた。</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①廃棄物行政を担う一員として、受入施設に搬入される廃棄物及び資源物を適正に処理することはもとより、施設の維持管理を適切に行い、効率的且つ安定的に処理を行うことが市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上につながる。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>①施設の安定稼働のため、技術職員を各所に配置し、施設や機器等の状況を日々チェックするとともに、数年先を見越した修繕計画の策定や機器等の入替、予算の明確化等についての協議を資源循環局に対し行う。 選別処理施設においては、搬入物の継続的な調査によりデータを蓄積し、その蓄積されたデータを分析することで、ペットボトルの処理本数の推移や増量の時期等の明確化を図る。また、そのデータを選別施設間での運搬処理の計画に活かすだけでなく、資源循環局に提供し搬入計画等に活用していただき、処理の効率化を図っていく。</p>	<p>団体</p>	<p>①施設の安定稼働のため、技術職員を各所に配置し、施設や機器等の状況を日々チェックするとともに、数年先を見越した修繕計画の策定や機器等の入替、予算の明確化等についての協議を資源循環局に対し行う。 選別処理施設においては、搬入物の継続的な調査によりデータを蓄積し、その蓄積されたデータを分析することで、ペットボトルの処理本数の推移や増量の時期等の明確化を図る。また、そのデータを選別施設間での運搬処理の計画に活かすだけでなく、資源循環局に提供し搬入計画等に活用していただき、処理の効率化を図っていく。</p>
	<p>公社と必要な協議を重ね、連携して施設の安定稼働を図ることで、収集・運搬・処理・処分を確実に継続できるようにする。</p>	<p>市</p>	<p>公社と必要な協議を重ね、連携して施設の安定稼働を図ることで、収集・運搬・処理・処分を確実に継続できるようにする。</p>

② 循環型社会及び脱炭素社会の更なる推進を目指す。

ア 取組	3R・地球温暖化対策に関する普及啓発活動を通じた循環型社会及び脱炭素社会の更なる推進		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>限られた人員や財源の中で啓発効果を最大限引き出すため、新たな啓発手法の創出が必要となっている。また、社会的なデジタル化を背景に SNS 等を活用した情報発信の強化が必要となっている。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①啓発実施機関との連携及び公社オリジナル啓発ツールを活用し啓発対象の拡大を図っていく。 公社オリジナル啓発ツールを使用し、啓発を実施した啓発実施機関(収集事務所等)数：10 機関以上及び使用満足度 80%以上 R06：5 機関以上 (80%以上) R07：7 機関以上 (80%以上) R08：10 機関以上 (80%以上) ②市民が資源循環局の施策及び環境問題等の情報に触れる機会を増やしていく。 ホームページアクセス件数： 83,000 件以上</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ①- ②ホームページアクセス件数 81,821 件/年</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①3R・地球温暖化対策に関する効果的な啓発ツールを新たに開発し活用することと併せて啓発実施機関と連携し、より多くの方への啓発につなげるとともに市民の環境意識の向上や更なる分別の徹底を目指す。 ②広く市民の環境意識の変容を促すためにはいかに情報に接する機会があるかが重要である。その機会を増やしていくことで、環境意識の向上を図っていく。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>①3R・地球温暖化対策に関する啓発ツールを作成し自ら使用するだけでなく、他の啓発実施機関(収集事務所や環境事業推進員等)へ提供し、活用してもらうことで啓発対象の裾野を広げていく。 ②資源循環局の施策及び環境問題等を公社ホームページ活用し積極的に発信するとともに、SNSでの発信回数を増やし広く市民に共有していく。</p>	<p>団体</p>	<p>①3R・地球温暖化対策に関する啓発ツールを作成し自ら使用するだけでなく、他の啓発実施機関(収集事務所や環境事業推進員等)へ提供し、活用してもらうことで啓発対象の裾野を広げていく。 ②資源循環局の施策及び環境問題等を公社ホームページ活用し積極的に発信するとともに、SNSでの発信回数を増やし広く市民に共有していく。</p>
	<p>公社と協働し、3R行動や脱炭素に係る啓発の一層の推進を図る。</p>	<p>市</p>	<p>公社と協働し、3R行動や脱炭素に係る啓発の一層の推進を図る。</p>

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	収支の改善に向け、安定した収益源を確保していく必要がある。				
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	地方自治体及び開発途上国への技術支援事業の受託件数： R06：6件/年（600万円以上） R07：6件/年（600万円以上） R08：6件/年（600万円以上） (参考) 令和5年度実績： 6件（975万円）	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	①地方自治体への技術支援事業は、廃棄物処理施設の基本設計から竣工まで複数年に渡ることから、受託することで安定した収益の確保に繋がる。 ②開発途上国への技術支援事業は、従来の研修員の受入れに加え、ニーズに応じた研修を行うことで、継続的な受注に繋げ、安定した収益の確保につながる。		
	主要目標達成に向けた具体的取組		<table border="1"> <tr> <td>団体</td> <td>①廃棄物処理施設に関する技術・知見を活かし、基本設計から竣工まで継続的な受注を図るとともに、関係団体への働きかけを積極的に行い、受注機会の創出に努める。 ②開発途上国からの研修員の受入れだけでなく、オンライン研修などニーズに応じた研修メニューを増やす。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>会社の財務状況や事業計画について、引き続き定期的な確認を行い、持続可能な運営を図る。</td> </tr> </table>	団体	①廃棄物処理施設に関する技術・知見を活かし、基本設計から竣工まで継続的な受注を図るとともに、関係団体への働きかけを積極的に行い、受注機会の創出に努める。 ②開発途上国からの研修員の受入れだけでなく、オンライン研修などニーズに応じた研修メニューを増やす。
団体	①廃棄物処理施設に関する技術・知見を活かし、基本設計から竣工まで継続的な受注を図るとともに、関係団体への働きかけを積極的に行い、受注機会の創出に努める。 ②開発途上国からの研修員の受入れだけでなく、オンライン研修などニーズに応じた研修メニューを増やす。				
市	会社の財務状況や事業計画について、引き続き定期的な確認を行い、持続可能な運営を図る。				

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<p>【人事面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅職員の能力向上 上司や先輩を補佐しつつ、若手職員の手本となり、業務執行の中心的な役割を果たすべき30～40代の職員の能力及びスキル向上への取組が必要である。 若手職員の能力向上 会社の経営理念を理解し、将来の経営の中核を担う固有職員となるため、廃棄物及び環境分野の基礎的な知識・能力の育成が必要である。 <p>【組織面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の年齢バランスの是正 40代以上の職員が8割（うち50代以上が6割）を占めており、継続的且つ安定的な組織運営に課題がある。 				
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>【人事面】</p> <p>①中堅職員の能力向上 中堅職員を講師とした職員研修の実施：年間1回以上、受講者の満足度評価80%以上</p> <p>②若手職員の能力向上 環境社会検定資格取得率向上 R06：30%以上 R07：50%以上 R08：70%以上</p> <p>【組織面】</p> <p>③職員の年齢バランスの是正 若年層をターゲットにした職員採用の実施： R06：2人以上 R07：1人以上 R08：1人以上</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ①実績なし ②0% ③3人採用</p>	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	<p>①中堅職員が自らテーマ設定から資料作成、プレゼンテーションまでを行うことで、業務運営に必要な課題・問題分析能力、プレゼン能力、リーダーシップの発揮に必要な能力などの強化が図られる。また、組織の中心的役割への自覚や積極的な業務執行への意識が育まれる。 ②環境社会検定取得率向上により、会社の経営理念への理解や環境分野の基礎知識の習得を図り、普及啓発分野の実施要員としての能力向上が図られる。 ③若年層をターゲットにした職員採用を継続して行い新たな人材を獲得することで、高年齢化している組織の年齢バランスを是正し、継続的且つ安定的な組織運営の基礎を構築する。</p>		
	主要目標達成に向けた具体的取組		<table border="1"> <tr> <td>団体</td> <td>①中堅職員を講師とした内部研修及び満足度評価の実施。 ②業務の一環として若手固有職員（20代～30代、中途採用者含む）に、東京商工会議所が主催する環境社会検定を受検させ、資格の取得率を向上させる。 ③若年層をターゲットにした職員採用を年間を通じ複数回実施する。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>本市の労務制度や人材育成プログラムについての情報共有など、必要な支援を行う。</td> </tr> </table>	団体	①中堅職員を講師とした内部研修及び満足度評価の実施。 ②業務の一環として若手固有職員（20代～30代、中途採用者含む）に、東京商工会議所が主催する環境社会検定を受検させ、資格の取得率を向上させる。 ③若年層をターゲットにした職員採用を年間を通じ複数回実施する。
団体	①中堅職員を講師とした内部研修及び満足度評価の実施。 ②業務の一環として若手固有職員（20代～30代、中途採用者含む）に、東京商工会議所が主催する環境社会検定を受検させ、資格の取得率を向上させる。 ③若年層をターゲットにした職員採用を年間を通じ複数回実施する。				
市	本市の労務制度や人材育成プログラムについての情報共有など、必要な支援を行う。				

協 約 等

団体名	横浜市住宅供給公社
所管課	建築局住宅政策課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・当団体は、昭和40(1965)年に施行された「地方住宅供給公社法」に基づき、昭和41(1966)年に設立された。以来、横浜市の住宅政策の一環として、居住水準の向上をめざし、積立分譲住宅及び一般分譲住宅の建設・分譲、賃貸住宅などの建設、管理を行ってきた。 ・また、設立当初より、市内の急激な人口増加による膨大な住宅需要に対し、横浜市、神奈川県、日本住宅公団(現、独立行政法人都市再生機構)、神奈川県住宅供給公社とも協力して、大規模開発住宅を建設し、住宅難の緩和に寄与してきた。 ・さらに、住宅セーフティネットの根幹である市営住宅の公平公正な募集事務の執行と維持修繕工事の実施など、市営住宅事業を支える役割を担ってきた。 ・国の住宅政策が、「量的充足」から「居住環境を含めた質の向上」へと変化し、平成18(2006)年に「住宅建設計画法」が「住生活基本法」に移行されたが、同法の審議において、「住宅政策の実施機関として重要な役割を果たしてきた地方住宅供給公社等について、これらが担うべき役割を踏まえ、その機能を十分発揮させていくこと」と付帯決議がなされている。 ・また、2022(令和4)年に改定された「横浜市住生活マスタープラン」では、公社に期待される役割として、「横浜市の住宅政策の実施機関としてマンション・団地の適正な管理や円滑な再生の促進、環境にやさしい住まいづくり、駅周辺の拠点整備や災害に強いまちづくりなど、公益性が高く、社会的ニーズの増大が見込める分野において先導的・先駆的に取り組むことがもとめられる」とあり、更に、公的賃貸住宅を活用し住宅セーフティネットを推進する役割、介護、医療、福祉、子育て、生活の支援やコミュニティの再生などの取組を通じて課題解決を推進することが求められている。 ・近年の環境の変化 <ol style="list-style-type: none"> ① 少子高齢化の進展や昨今の社会経済情勢の変化等の様々な要因により、高齢者・低所得者・子育て世帯・障がい者・外国人など、住宅確保要配慮者の多様化が進んでおり、その数も増加している。 ② マンション・団地では、高経年化した建物の急増、居住者の高齢化や住戸の賃貸化の進行等による管理・維持保全・再生の課題が顕在化し、その対応として、国ではマンション管理適正化法や建替え円滑化法の改正が重ねられてきた。マンション建替え円滑化法においては、その基本的な方針で「地方公共団体はマンション建替えの円滑な実施のため、適切な民間事業者の参加が得られない場合は、地方住宅供給公社の専門知識や資金力を活用する」とされている。 ③ 脱炭素・子育て支援をはじめとして、主要な駅周辺のまちづくりや災害に強いまちづくりの他、空地空家・低未利用地の増加、脱温暖化に向けた2050年カーボンニュートラルへの取組み、少子高齢化やコミュニティの希薄化など、地域課題等が多様化、複雑化している。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>住宅セーフティネットの推進</u> 住宅確保要配慮者の状況や事情に応じた住宅の提供及び必要なサポート等が求められている。引き続き、多様化した住宅確保要配慮者へのきめ細かいサポートが行えるよう、横浜市居住支援協議会の事務局として体制・仕組みづくりに寄与する。 ② <u>マンション・団地の適正な管理及び円滑な再生の促進</u> 管理組合の主体的な活動を促すため、意識醸成や知識習得のための普及啓発等が求められている。中立的な立場から、マンション・団地の管理の適正化、円滑な再生のための普及啓発や管理組合の合意形成を支援する中で得たノウハウを生かして、適正な管理や再生の促進に寄与する。 ③ <u>地域課題等の解決を目指した街づくり事業の推進</u> 公共公益性と事業性のバランスを保ったサポート・コーディネートが求められている。これまでの住宅建設と併せた再開発等の経験・ノウハウを生かした、中立性と信頼性に基づくサポート体制を構築し、都市機能・防災機能の向上、脱炭素化の推進及び子育て・高齢者世帯の支援など、地域課題を解決するまちづくりの推進に寄与する。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和6年度～8年度	協約期間設定の考え方	中期経営計画期間
(5) 市財政貢献に向けた考え	横浜市は今後の施策の重要な柱として「脱炭素・子育て支援」を掲げており、これまで以上に業務の増加が想定される。当社は、横浜市と連携し住宅政策の実施機関として多くの成果をあげ、特に公共的・公益的事業を迅速かつ効率的に実現してきた実績がある。今後「脱炭素・子育て支援」を住宅政策の側面から実現していくため横浜市と一層の連携を図りつつ、当社の強みを生かすことにより、横浜市の業務増加に対応した負担軽減などに貢献していく方針である。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ア 取組	住宅セーフティネットの推進		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市居住支援協議会※における「相談窓口」と、居住支援を行う不動産や福祉の事業者などを同協議会が登録した「居住支援サポーター」が連携し、住宅確保要配慮者の住まいの確保から入居後の生活まで切れ目なく支援することが求められている。 ※高齢者などの住宅確保要配慮者の居住支援を目的に、不動産関係団体、福祉支援団体、市関係局、当団体などで設立した協議会。当団体と市が事務局を担う。 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> 「居住支援サポーター」のうち「受入系サポーター※」の登録エリア数 <ul style="list-style-type: none"> : 令和6年度 8区 : 令和7年度 13区 : 令和8年度 18区 ※居住支援サポーターは相談者に寄り添った居住支援を行うNPO法人等の「支援系サポーター」と住宅確保要配慮者の受入れに理解のある不動産店等の「受入系サポーター」で構成 	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者が借りられる賃貸住宅が少ないという課題を解決するには住宅確保要配慮者の受入れに理解のある「受入系サポーター」を増やす必要があり、また「支援系サポーター」の登録数は5法人あり市内全区の対応が可能であるのに対し、「受入系サポーター」は登録数が1法人で4区のみ対応可能と偏りがあることから、「受入系サポーター」を増やして登録エリアを全区カバーすることで、住宅確保要配慮者の状況や住まいのニーズに応じたきめ細かな支援に寄与する。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> 不動産関係団体や不動産店への居住支援サポーター登録制度の普及啓発、居住支援サポーター登録の働きかけ等 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> 制度の普及啓発(オーナー等への広報・働きかけ)、制度等の見直し等 	
(参考) 令和5年度実績: 4区(旭、瀬谷、保土ヶ谷、泉)			

② 良質な住宅ストックの形成

ア 取組	マンション・団地の適正な管理及び円滑な再生の促進		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	①管理組合の適正管理・将来検討の必要性に関する認識不足、②管理組合の高齢化・担い手不足による管理活動の停滞、③管理組合による円滑な再生のノウハウの不足への適切な対応が求められている。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①セミナー等での情報発信を通し、適正管理・将来検討の必要性を認識した管理組合の増加 管理組合数：前年度より増加（累計 600 組合/R6～8）</p> <p>②高経年マンション・団地を中心とした管理組合の課題解決に向けた支援：支援件数 25 件／年</p> <p>③建替えノウハウのフィードバック：1 例／年</p> <p>（参考）令和 5 年度実績： ①・普及啓発セミナー：2 回 ・組合向け・マンション関連団体連携セミナー：18 回 （計 191 組合 378 人） ②支援件数：27 件 ③フィードバック件数：1 例</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>①高齢化や担い手・ノウハウの不足などの課題により適正な維持管理や再生が困難なマンション・団地が存在するため、高経年マンションを中心に、管理組合に対する意識醸成・知識習得のための普及啓発などをはじめ、管理組合の主体的な活動の促進に取り組むことで、適正な維持管理・再生に寄与する。</p> <p>②普及啓発を進める中で、中立的な立場の支援が求められるなどの理由により管理組合からの依頼があった場合について、住民が主体的に維持や再生等、将来に関する方針決定や合意形成が図れるよう、比較資料や判断材料を提供すること等で、マンション・団地の適正な管理及び円滑な再生の促進に寄与する。</p> <p>③マンション・団地の建替えは、自己負担の大きさや合意形成の長期化・困難さなどから、民間事業者の参加が得にくく、実現に至るものは少ないため、自己負担を伴う建替え事業の支援を通じてノウハウを蓄積し、市へフィードバックすることで、再生の円滑化の促進に寄与する。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>		<p>①普及啓発 ・普及啓発セミナーの開催 ・組合向け・マンション関連団体関連セミナーの実施 ・WEB を活用した団地再生情報の発信</p> <p>②管理適正化、将来検討に向けた管理組合支援</p> <p>③建替え事業に関するノウハウを市へフィードバック</p>
	<p>市</p>		

③ 持続可能な住宅地・住環境の整備

ア 取組	地域課題等の解決を目指した街づくり事業の推進		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>①多様化、複雑化する地域課題の解決に向け、再開発事業等の横浜のまちづくりに積極的にコミットするなど、時代の変化をとらえた公社にしかできない新たな住まい・まちづくりが求められている。</p> <p>②住宅の脱炭素化の推進に向け、平成 24 年からの環境にやさしい住まいづくりの取組に係る協定に基づく様々な取組みを通して得られた知見やネットワークを生かし、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、ライフスタイルの変化に合わせた環境にやさしい住まいづくりに取り組むことが求められている。</p> <p>③脱炭素・子育て支援をはじめとする市の施策の実現に向けて、高性能な省エネ住宅の普及促進、子育て世代の流入・定住促進、防災まちづくり、空家の流通促進等の実施に向けて、公有地や公社賃貸住宅等を活用しながら、先導的モデルとなる事業の検討・提案・実施が求められている。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①地域住民・周辺自治会や地域団体等への支援 12 回/年</p> <p>②多様な主体と連携した省エネ住宅の普及啓発セミナー等の参加者数：前年度より増加（累計 1400 人/R6~8）</p> <p>③モデル事業の提案・検討 1 例/年</p> <p>（参考）令和 5 年度実績： ①令和 5 年 2 月、新築建物（リプラ保土ヶ谷）竣工 地域交流スペース利用：49 回 周辺自治会、地元活動団体との意見交換：12 回 ②439 人（セミナー開催数：22 回） ③－</p>	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<p>①公社の培ってきた経験・ノウハウを生かしつつ、公共公益性と事業性のバランスを保ったサポート・コーディネートを行い地域課題の解決に寄与する。</p> <p>②省エネ性能のより高い住宅等に関する様々なデータを活用し多様な主体と普及啓発セミナーを実施し、市民や事業者在省エネ住宅についての理解を深めることで、新築やリフォーム時の省エネ化につなげ、脱炭素化の推進に寄与する。</p> <p>③公社の培ってきたノウハウなどの強みを生かし、多様な主体との連携を行い、設計事務所、建設会社、エネルギー供給会社や金融機関、学識者等と連携・協働を図りながら事業化検討を進め、公有地や公社賃貸住宅等を有効活用し地域課題等の解決に寄与する。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>①これまでの再開発等の経験やノウハウの活用、公社保有施設を利用している地域住民・周辺自治会や地域団体への活動支援を行うことで、地域課題の解決・活性化を支援する。</p> <p>②公社ならではの知見やネットワーク、多様な主体と連携したコンソーシアム等を含む省エネ住宅の普及啓発セミナーを開催するとともに、参加者数の増加や行動変容に向けた工夫を行う。</p> <p>③市有地活用に向けたサウンディング等へ積極的に参加し、脱炭素・省エネ住宅をはじめ、子育て支援、防災まちづくり等の先導的モデルとなる企画を提案していく。</p>	
	市	<p>①必要に応じて適切な情報提供や助言を実施。再開発事業等のまちづくりに関する誘導方針・施策等の策定</p> <p>②多様な主体と連携した「よこはま・健康省エネ住宅推進コンソーシアム」による普及啓発</p> <p>③脱炭素、子育て等に関する誘導方策等の検討など</p>	

(2) 財務に関する取組

<p>ア 財務上の課題</p>	<p>脱炭素の推進や住宅セーフティネットの推進、マンション・団地等の再生支援など、公社の公益的な使命・役割を継続的に果たすため、賃貸管理事業などの事業収益を安定的に確保し、自主的・自立的経営を行う必要がある。</p>				
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>黒字経営の維持 単年度黒字（分譲事業損益除く）</p> <p>（参考）令和5年度実績： 単年度黒字（分譲事業損益除く） 2.53億円/年</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>黒字経営の維持により自主的・自立的な経営を継続し公益的使命に取り組むことで、市の施策実現と市財政に寄与する。</p>		
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 533 496 622"> <p>団体</p> </td> <td data-bbox="496 533 1482 622"> <p>①保有資産の利活用（修繕・リフォーム等）による収益確保 ②賃貸管理事業の収益確保</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 622 496 698"> <p>市</p> </td> <td data-bbox="496 622 1482 698"> <p>団体の使命を達成させるため、公益性と収益性のバランスを考慮しながら、協力・連携するとともに、必要に応じて適切な助言や指導を実施</p> </td> </tr> </table>	<p>団体</p>	<p>①保有資産の利活用（修繕・リフォーム等）による収益確保 ②賃貸管理事業の収益確保</p>	<p>市</p>	<p>団体の使命を達成させるため、公益性と収益性のバランスを考慮しながら、協力・連携するとともに、必要に応じて適切な助言や指導を実施</p>
<p>団体</p>	<p>①保有資産の利活用（修繕・リフォーム等）による収益確保 ②賃貸管理事業の収益確保</p>				
<p>市</p>	<p>団体の使命を達成させるため、公益性と収益性のバランスを考慮しながら、協力・連携するとともに、必要に応じて適切な助言や指導を実施</p>				

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>・公社中期展望及び協約の取組を実現するため、より高いスキルやコンプライアンス意識を備えた人材の育成に取り組んでいく必要がある。 ・公益的使命を果たすため、震災等非常時においても組織や事業の継続が求められることから、危機管理体制について検証、改善を行う必要がある。</p>				
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①スキルアップに向けた人材の育成やコンプライアンス意識の維持・向上の実施 ・階層別(人材育成)研修 1回/年 ・若手職員研修 7回/年 ・社内研修会 6回/年 ・業務関連資格取得3人/年</p> <p>②災害訓練を通じた危機管理体制の検証、改善の実施</p> <p>（参考）令和5年度実績： 階層別研修：1回 若手職員研修：7回 社内研修会：6回</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>①公社中期展望及び協約事項を実現するため、人材育成方針に基づきより高いスキルやコンプライアンス意識をもった人材の育成に取り組む必要がある。 ②公益的使命を果たすため、非常時においても市と協調しながら組織・事業を継続し、早期に市民への住宅提供や復旧を行う必要があることから、危機管理体制についてあらためて検証、改善を実施する。</p>		
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 1413 496 1659"> <p>団体</p> </td> <td data-bbox="496 1413 1482 1659"> <p>①人材の育成 ・階層に応じた必要、有益なスキル習得・向上にむけた研修の実施 ・社内研修会(不祥事防止、人権、情報セキュリティ、個人情報取扱等)の開催 ・資格に関連した研修等の開催、取得者の表彰、業績評価への反映等の実施</p> <p>②危機管理体制の検証、改善 ・災害訓練の実施、検証、改善 ・BCP（事業継続計画）の改善</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1659 496 1812"> <p>市</p> </td> <td data-bbox="496 1659 1482 1812"> <p>・団体の人材育成に向けて参考となる情報・資料等の積極的な提供や市が実施する研修等についての参加の呼びかけ ・災害時における速やかな情報共有を図るとともに、平時においても対応策の協議を行い、災害時に協調して必要な体制を構築</p> </td> </tr> </table>	<p>団体</p>	<p>①人材の育成 ・階層に応じた必要、有益なスキル習得・向上にむけた研修の実施 ・社内研修会(不祥事防止、人権、情報セキュリティ、個人情報取扱等)の開催 ・資格に関連した研修等の開催、取得者の表彰、業績評価への反映等の実施</p> <p>②危機管理体制の検証、改善 ・災害訓練の実施、検証、改善 ・BCP（事業継続計画）の改善</p>	<p>市</p>	<p>・団体の人材育成に向けて参考となる情報・資料等の積極的な提供や市が実施する研修等についての参加の呼びかけ ・災害時における速やかな情報共有を図るとともに、平時においても対応策の協議を行い、災害時に協調して必要な体制を構築</p>
<p>団体</p>	<p>①人材の育成 ・階層に応じた必要、有益なスキル習得・向上にむけた研修の実施 ・社内研修会(不祥事防止、人権、情報セキュリティ、個人情報取扱等)の開催 ・資格に関連した研修等の開催、取得者の表彰、業績評価への反映等の実施</p> <p>②危機管理体制の検証、改善 ・災害訓練の実施、検証、改善 ・BCP（事業継続計画）の改善</p>				
<p>市</p>	<p>・団体の人材育成に向けて参考となる情報・資料等の積極的な提供や市が実施する研修等についての参加の呼びかけ ・災害時における速やかな情報共有を図るとともに、平時においても対応策の協議を行い、災害時に協調して必要な体制を構築</p>				

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市建築保全公社
所管課	建築局公共建築部営繕企画課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	当社は、公共建築物の修繕工事の相談、現地調査、修繕計画の策定設計、積算、発注、工事監理、検査・引渡し、アフターケアを一貫して行う専門機関として、昭和61年に設立されました。
(2) 設立以降の環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の保全に係る事業量は、設立当初の約35億円から、現在では210億円を超えるまでになっています。市民が安心して施設を利用できるよう、増加する修繕工事に対しても安全・迅速・高品質な施工を行っています。 平成23年度には公益財団法人に移行し、修繕事業に加えて公共建築物の建築基準法第12条点検・劣化調査などの調査研究・普及啓発事業も行っています。また、令和5年度に旧横浜市建築助成公社（以下、「助成公社」という。）と合併し、新たに融資事業（債権管理回収業務）、建物設置運営事業（収益事業）を実施しています。 「横浜市SDGs未来都市計画（2022～2025）」及び「横浜市中期計画（2022～2025）」において、公共施設の計画的・効果的な保全更新、脱炭素社会の推進が明記されています。 「地球温暖化対策実行計画（市役所編）（令和5年1月）」においては、公共施設へのLED等高効率照明の導入や環境性能の高い施設整備を求められています。 横浜市の将来人口や財政を見据え、規模数量、質、保全更新コスト等の適正化を図りながら、長寿命化を基本とした計画的かつ効率的な公共施設の保全更新が求められています。 市内建設事業者における長時間労働の改善などによる働き方改革、新技術の活用などによる生産性向上の取組により、公共工事等の円滑な実施が求められています。 公社がこれまでに築いてきた実績を礎に、公社を取り巻く状況を踏まえつつ、将来に向けて経営目標を達成するため策定した中期経営戦略（2020～2024年度）の改定作業を進めています（次期中期経営戦略2025～2029年度）。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	中期経営戦略を念頭に、横浜市の将来を見越した公共建築物の計画的かつ効率的な保全更新を進め、脱炭素社会の推進や事業者の働き方改革の推進にも取り組みます。また、融資債権の着実な管理回収、関内駅前港町地区の再開発などを推進し、横浜市のまちづくりに貢献します。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	-		
(4) 協約期間	令和6～8年度	協約期間設定の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた考え	<ul style="list-style-type: none"> 助成公社より引き継いだ融資事業で生じる剰余金の一部は、事業終了時に横浜市に寄附するための特定費用準備資金として積み立てます。（令和5年度に約80億円を横浜市に寄附） 貸付回収金を活用し、市立学校のLED化工事をESCO事業により公社が実施することで、工事費の平準化（15年分割）を実現し、横浜市の単年度財政負担軽減に貢献します。 		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 修繕工事・調査研究

<p>ア 取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社の重要な使命である公共建築物の修繕工事・長寿命化対策に引き続き取組むとともに、SDGs 推進の中でも重要なゼロカーボンへの取組として、貸付回収金を活用した市立学校 LED 化 ESCO 事業や、CO2 削減・省エネに効果のある公共建築物の ZEB 化を推進します。 ・ 建設業界における働き方改革を進めるため、新技術の活用・ICT 化などによる業務効率を向上させる取組を推進します。 		
<p>イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市は市内最大級の CO2 排出事業者であり、公社としても脱炭素化・省エネに向けた工事や、新たな施策に取り組んでいく必要があります。助成公社との合併により増加した一般正味財産についても有効に活用することが求められています。 ・ 建設業界が直面する時間外労働規制、担い手不足などの課題に発注者としてともに向き合い、解決に努めていく必要があります。 		
<p>ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①市立学校の LED 化を推進させる市立学校 LED 化 ESCO 事業の実施：約 100 校・約 60 億円</p> <p>【令和 6 年度～8 年度：約 35 校・約 20 億円（各年度）】</p> <p>（参考）令和 5 年度実績：－</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校の LED 化を加速させることで、公共施設 LED 化目標達成に貢献します。また、助成公社との合併によって増加した一般正味財産を活用した ESCO 事業の実施により、横浜市の工事費負担が平準化されることで財政負担も軽減させることができます。
<p>②既存公共建築物の ZEB[※]認証件数：3 件</p> <p>※ZEB Oriented 以上</p> <p>【令和 6 年度～8 年度：1 件（各年度）】</p> <p>（参考）令和 5 年度実績：1 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物の ZEB 化を推進することで脱炭素化施策の一翼を担います。 		
<p>③受発注者間の情報共有システム（ASP[※]）実施工事の件数：90 件</p> <p>※ASP：インターネット上で工事関係書類のやり取り等を実施するアプリケーションやそのサービス提供者のこと</p> <p>【令和 6 年度：25 件、令和 7 年度：30 件、令和 8 年度：35 件】</p> <p>（参考）令和 5 年度実績：23 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事現場の業務効率を上げることができる ASP の導入を促進して、市内建設事業者の働き方改革の推進に貢献します。 		
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の脱炭素化は強力に推進させていくべき課題であり、横浜市（建築局）と綿密な協議を行い、LED 化や ZEB 化の対象施設拡大に努めます。 ・ ESCO 事業については、より多くの市立学校を LED 化できるよう、工事代金の原資となる貸付回収金の返済状況を常に確認し、最大限の効果を発揮するよう努めます。 ・ ZEB 化については、建築局と協力し、公社側からも改修提案を行い、件数を増やすよう努めます。 ・ ASP については、その利便性・有用性を機会があるごとに啓発し、普及に努めます。 	
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ESCO 事業対象となる市立学校選定を横浜市と公社が事前に調整し、施設整備の優先順位や公社の資金状況等を考慮しつつ、より多くの LED 化が達成できるよう努めます。 ・ より効率的に公共施設の ZEB 化を達成する手法を、団体と調整の上、検討していきます。 ・ 横浜市においても ASP 対象工事の発注を増やすことで、市内建設事業者への普及促進に努めます。 		

② 普及啓発

<p>ア 取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社が持つ技術・ノウハウや安全に関する知識の市内建設事業者等への普及・啓発を目的として開催している研修会・学習会について、受講者の利便性をより高めるための取組（リモート開催、出前講座）を実施します。 ・ 引き続き工事満足度調査を実施し、施設管理者及びその施設を利用する市民の満足度向上に努めます。 ・ 実際の修繕工事現場の見学会や各種イベント等により市民に建築保全の重要性や建設業の魅力を発信するなど、建設業界の担い手不足解消にも資する取組を進めます。 	
<p>イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会・学習会の参加者を増加させるため、受講者がより受講しやすい実施方法とその周知方法を検討する必要があります。 ・ 横浜市から受託している工事件数が年々増加している中であっても、質の高い工事レベルを維持し、市民や施設管理者からの信頼を保つ必要があります。 ・ 建設業は社会基盤の整備や公共施設の保全更新に極めて重要な役割を果たしていますが、働く人のやりがいや業界の魅力が市民に十分に理解されていないことなどにより、担い手不足が進んでいる現状を改善する必要があります。 	
<p>ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①安全等に係る研修会や学習会のリモートを含む参加者数： 1,500人【500人（各年度）】</p> <p>②事業協同組合等への出前講座： 15回【5回（各年度）】</p> <p>（参考）令和5年度実績：参加者数439人、出前講座4回</p> <hr/> <p>③施設管理者等の修繕工事に対する不満の解消：工事満足度調査の不満の割合※3%未満</p> <p>※不満の割合：「不満」と「やや不満」の合計回答数の割合</p> <p>【令和6年度～8年度：3%未満（各年度）】</p> <p>（参考）令和5年度実績：1.1%</p> <hr/> <p>④建設業が抱える課題の解決に向けた取組の推進</p> <p>（参考）令和5年度実績： ・ タイムラプス動画の配信 ・ 市民向け見学会等3回</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会や学習会への参加について利便性を向上させることで、より多くの方に参加していただけることになり、その結果、市内建設事業者の施工品質や技術力の更なる向上、工事事故の低減が期待できます。 ・ 週休2日制の促進や残業規制等の働き方改革により作業密度の上昇が見込まれるなか、研修会や学習会で具体的な啓発をし続けることで、安全への意識を更に醸成できます。 ・ 引き続き施設管理者の不満を低水準に抑えることで、全体の満足度を高めることができます。 ・ 建築保全の重要性や建設業の魅力を広く発信することで市民の関心を高め、ひいては建設業界の担い手不足解消へつなげ、建設業活性化に寄与します。
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会・学習会のリモート開催について、機会を捉えて市内建設事業者等に周知を行い、参加者の増につなげます。 ・ 工事完了時の施設管理者への説明を十分に行い、工事満足度アンケートの回収率を上げ、サンプル数を増やす取り組みを行います。 ・ 修繕工事技術や施設管理に関するノウハウ、工事満足度アンケートで寄せられた不満事例・改善策等を研修会等で市内建設事業者や施設管理者等にフィードバックします。 ・ 週休2日制の促進や施工時期の平準化推進などの直接的な働き方改革支援に加えて、普及啓発の面から建設業の魅力発信を進めます。
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社の取組事例等を横浜市ホームページなどでも紹介し、公社事業の理解と市への貢献度などをアピールします。 ・ 保全公社と共に、建設業界の抱える課題に対して危機感を共有し、担い手確保や魅力発信等に関する取り組みを連携して推進します。

③ 融資事業

ア 取組	住民の住宅建設等にかかる融資金の債権管理回収業務を円滑に行うことで、市民福祉の増進及び都市の健全な発展に寄与します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	昭和 27 年以來、住宅、市街地整備のための資金を市民等に融資を行ってきましたが、平成 18 年度末を以って新規受付を終了し、その後は、債権の管理回収業務を行っています。 債務不履行 6 回以上の長期延滞債権は全体債権件数の約 3%と低い状況ですが、長期延滞債権の着実な縮減を行い、債権管理回収業務を円滑に進める必要があります。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・債務不履行 6 回以上の長期延滞債権件数：75 件 <p>【令和 6 年度末時点 81 件、7 年度末時点 78 件、8 年度末時点 75 件】</p> <p>注) 債務者の状況に合わせた個別カウンセリングなどを実施し、各年度末での長期延滞債権を着実に減少させます。 (参考) 令和 5 年度末時点：長期延滞債権件数 84 件</p> <p>注) 全体債権件数 2,792 件</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の減少など、ローン返済が困難となった債務者に対して、返済相談や返済方法の変更を実施するなど、返済継続が可能となる対策を引き続き実施します。 ・長期延滞者に対する催告や実施可能な法的措置の取組を講じて、縮減可能な件数を目標に設定します。 ・債権管理回収業務を着実に進めることにより、健全な財務運営や ESCO 事業の実施に必要な財源の確保に寄与します。 ・融資事業で生じる剰余金の一部は、事業終了時に横浜市に寄附するための特定費用準備資金として積み立てます。
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ効率的な運営を図るために、債務者への電話や郵便による催告、連絡がとれない債務者に対する訪問調査を随時実施します。 ・債務不履行 6 回以上の長期延滞債権のうち回収困難な債権については、競売申立など実施可能な法的措置を実行していきます。 ・コンプライアンス推進の取組として、郵送物の誤送付などの防止対策や顧客からの苦情発生ゼロに向けた対策を実施します。
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の取組状況を共有するとともに、適切かつ効率的な事業運営に向けて、業務監察などを通じて指導していきます。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	将来にわたって団体経営が持続可能となるよう、収支バランスのとれた安定的な財務運営を継続していく必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・一般正味財産期末残高*の維持：前年度比±2%以内 <p>※特定費用準備資金の積立額及び ESCO 事業にかかる収益・費用等を除く</p> <p>【令和 6 年度～8 年度：前年度比±2%以内（各年度）】 (参考) 令和 5 年度実績：一般正味財産期末残高：20,210,103,444 円*</p> <p>※特定費用準備資金の積立額及び ESCO 事業にかかる収益・費用等を除く</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>将来にわたって安全・安心で利便性の高い公共施設を市民に提供する公益的使命を果たすため、収支の中長期的な均衡を図っていく必要があります。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって団体経営が持続可能となるよう、一般正味財産を維持しながら ICT 等を活用した業務の効率化を継続的に推進します。 ・各年度で剰余金が発生する場合は特定費用準備資金等に積み立て、収支バランスのとれた財務運営を実現します。
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の安定的な財務運営が図られるよう、業務監察等を通じて団体の財務状況を把握し、必要に応じて改善を求めます。また、毎年度、市が実施する評価会議において、事務費の妥当性を評価します。 ・今ある資産を将来的に有効に活用する取り組みを建築保全公社と連携し検討します。 	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>近年、横浜市から受託する修繕等の業務が毎年増加している中で、将来を見据えた計画的で効率的な業務遂行が求められています。今後も当団体の公益的使命を継続して果たすためには、人材確保及び人材育成が喫緊の課題です。</p> <p>建設業界における最近の担い手不足の影響で、年々職員募集での技術系職員の確保が困難な状況にあります。経験者を中心とした募集から大学等の新卒者に広げた募集の実施や、保全公社の業務内容等を事前に知っていただくための周知活動などが必要になっています。</p> <p>また、人材育成基本計画に基づき設置した新採用職員育成トレーナー制度や職位別研修等の充実を図り、職員の能力向上に努める必要があります。</p> <p>更に、時差勤務・在宅勤務制度の活用等によるワーク・ライフ・バランスの見直しを通じて、職員一人ひとりが性別や年齢に関わらず、自らの成長を実感し能力を最大限に発揮できる組織づくりが重要です。</p>		
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>①積極的な人材確保の取組や着実な人材育成の推進</p> <p>-----</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ・採用応募者向け職場説明会の実施 ・新採用職員育成トレーナー制度の実施</p> <p>②女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組の推進</p> <p>-----</p> <p>(参考) 令和5年度実績：責任職への積極的な女性登用</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>変化する時代や環境に柔軟に対応していくため、積極的な人材確保や着実な人材育成を推進して、公益的な使命を果たしていくための組織づくりを図ります。</p> <p>職員誰もが個性と能力を最大限に発揮していけるよう、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの取組を推進して、公益的な使命を果たしていくための組織づくりを図ります。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p>	<p>・積極的な職員募集活動の取組や新たな職員研修を実施します。</p> <p>・「職員向け育児・介護ガイドブック（仮称）」の作成や女性活躍推進法に基づく行動計画の策定など女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図り、個性と能力が十分に発揮できる職場づくりに取り組みます。</p>	
	<p>市</p>	<p>・職員の人材育成や定着について、行政の取組事例等を情報共有するなど、必要な支援を進めます。</p> <p>・市主催の研修への参加受入れ等、積極的に支援します。</p>	

協 約 等

団体名	横浜シティ・エア・ターミナル株式会社
所管課	都市整備局都市交通課
団体に対する市の関与方針	財務の健全性確保に向けて経営をチェックする団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	成田空港の開港に伴い、神奈川県域在住の航空旅客の利便増進のため、神奈川県及び横浜市の支援を得て、横浜商工会議所をはじめとする地元経済団体により設立されました。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成田空港開港の翌年の昭和 54 年に、市有地（ポートサイド地区）を借地して営業開始。 ・ 平成 8 年に横浜駅至近の横浜スカイビル内に移転。その際、事業継続を可能にするため 20 億円増資により待合ロビー部分を区分所有、資本金は 30 億円となりました。移転に際し航空チェックイン（CAT）機能及び羽田空港線と都市間高速バスを誘致。 ・ 平成 23 年 9 月 11 日 国際テロ事件後に、CAT 機能を終了。 ・ 平成 25 年の新高速乗合バス制度移行に伴い都市間高速バスを誘致。成田空港線、羽田空港線を中心に多くの都市間高速バス等が発着しており、本市が進める「観光・MICE の振興」の実現に向けた拠点的な高速バスターミナルとなりました。 ・ 令和 2 年から新型コロナウイルス感染症流行の影響により、長期間にわたり国内外の移動が制限されたため、バスの減便や撤退により、収入が大幅に減少しました。令和 4 年からは、新型コロナウイルス感染症が一定の収束に向かい、移動制限の解除や全国旅行支援等の効果により、人流は回復していますが、バス事業者の乗務員不足に加え、令和 6 年 4 月から適用される自動車運転業務の労働時間等の上限規制もあり、回復する旅客に対し、路線や便数は増えていません。バス発着回数は、新型コロナウイルス感染症流行前との比較で成田空港線が約 3 割弱、羽田空港線は約 6 割、その他の路線は約 8 割となっており、令和 2 年度以降は赤字決算が続いています。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(2)記載のとおり、横浜シティ・エア・ターミナルは、神奈川県民・横浜市民にとって羽田・成田両空港及び全国各都市と横浜市を結ぶ高速乗合バスの発着ターミナルとして、神奈川県民・横浜市民等の円滑な移動や横浜経済界の活動を支える公益的使命を果たしていく必要があります。 ・ 今後将来的に、羽田・成田両空港において、滑走路延伸や新設により航空機の大幅な発着回数の増加が予定されています。本市が進める「観光・MICE の振興」施策に基づく国内外からの観光客等の誘客につなげるため、空港アクセス強化に向けた取組を進めることで、公益的使命を果たしていくことが必要と考えています。 ・ また、「エキサイトよこはま 22」における「国際拠点の玄関口としての東口の空港アクセス機能強化」等の本市施策は、団体の取り組む事業と大きな関わりがあります。このため本市は、筆頭株主である利点を活かして団体の事業に積極的に関与していく等、更なる公益的使命を果たしていく必要があります。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ (無)		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和 5 年度～ 7 年度	協約期間設定 の考え方	中期経営計画に準じます。
(5) 市財政貢献に向けた 考え	資本金の出資を受けているものの、事業運営のための補助金は受けていないため、引き続き自助努力による経営の継続を目指します。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 総利用客数の確保

ア 公益的使命①	横浜市における利便性の高い高速バスの拠点ターミナルとして、国内外からの来街者を増やし、神奈川県・本市観光施策への貢献及び経済の活性化に寄与していきます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	安定したバスターミナルの運営を継続するとともに、新規路線の誘致を始めとしたバス発着回数を増やすことで、利便性を高め、総利用客数の増加につなげること		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>総利用客数</p> <p>令和5年度 年間 291 万人 (成田 20 万人、羽田 104 万人、 その他 167 万人)</p> <p>令和6年度 年間 317.9 万人 (成田 29.6 万人、羽田 119.1 万人、 その他 169.2 万人)</p> <p>令和7年度 年間 330.4 万人 (成田 34.6 万人、羽田 126.6 万人、 その他 169.2 万人)</p>	<p>主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係</p>	<p>・旅行業界、航空業界の動向や旅客需要予測を踏まえて設定した、会社の中長期経営計画における利用客数目標を各路線の目標としました。令和元年度に対して、成田空港線は令和7年度に70%、羽田空港線は令和7年度に85%、その他の路線は令和6年度に同水準まで回復すると見込んでいます。</p> <p>・ターミナル内及びスカイビル前停留所を効率的に運用することで、路線ネットワークの強化と発着便数の増加を図ります。これにより神奈川県民・横浜市民をはじめ来街者の利便性及び満足度向上を図り、都心部の交通結節点機能の強化及び本市の施策である観光・MICEの振興に寄与します。</p>
	<p>(参考) 令和4年度実績： 年間 235 万人 (成田 13 万人、羽田 77 万人、 その他 145 万人)</p>		
<p>主要目標達成に向けた 具体的な取組</p>	<p>団体</p>	<p>・2027年国際園芸博覧会のアクセスバス、ホテル送迎バス、大型客船利用者向けのシャトルバス等、新たな路線の誘致及び既存路線の増便</p> <p>・WEBサイトやSNS等を活用したタイムリーな情報提供の実施</p> <p>・行政や近隣事業者の実施する集客施策等への参画</p> <p>・ターミナル施設の利便性向上の追求</p>	
	<p>市</p>	<p>新たな路線の誘致に向けて、本市のまちづくりと連携した取組を推進し、関連部署へ働きかけを行うなど必要な支援を行います。</p>	

② バス発着回数の確保

ア 公益的使命②	横浜市における公平で公益性のある高速バスの拠点ターミナルとして、国内外からの来街者を増やし、神奈川県・本市観光施策への貢献及び経済の活性化に寄与していきます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<p>・特定のバス事業者に限らず、競合するバス事業者や新規参入事業者にも公平公正なバス停留所の割当てを行うことにより、公益性を確保すること</p> <p>・都市間高速バスにおいては発着希望時間が集中するため、バス停留所を効率的に運用すること</p> <p>・拠点バスターミナルとして路線の拡充を図ること</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>バス発着回数</p> <p>令和5年度 年間 17.1 万回 (成田 1.2 万回、羽田 5.3 万回、 その他 10.6 万回)</p> <p>令和6年度 年間 19.7 万回 (成田 1.8 万回、羽田 6.3 万回、 その他 11.6 万回)</p> <p>令和7年度 年間 21.0 万回 (成田 2.2 万回、羽田 7.2 万回、 その他 11.6 万回)</p>	<p>主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係</p>	<p>・旅行業界、航空業界の動向や旅客需要予測を踏まえて設定した、会社の中長期経営計画におけるバス発着回数目標を各路線の目標としました。令和元年度に対して、成田空港線は令和7年度に60%、羽田空港線は令和7年度に80%、その他の路線は令和6年度に同水準まで回復すると見込んでいます。</p> <p>・ターミナル内及びスカイビル前停留所を効率的に運用することで、路線ネットワークの強化と発着便数の増加を図ります。これにより神奈川県民・横浜市民をはじめ来街者の利便性及び満足度向上を図り、都心部の交通結節点機能の強化及び本市の施策である観光・MICEの振興に寄与します。</p>
	<p>(参考) 令和4年度実績： 年間 15.2 万回 (成田 0.9 万回、羽田 4.8 万回、 その他 9.5 万回)</p>		

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・2027年国際園芸博覧会のアクセスバス、ホテル送迎バス、大型客船利用者向けのシャトルバス等、新たな路線の誘致及び既存路線の増便 ・スカイビル前停留所の付加価値を高める施設改修 ・WEBサイトを活用した事業者向けの乗場発着枠等の情報提供 ・バス事業者からの意見を踏まえたターミナル施設及び運用の改善
	市	大規模イベント開催の機会を捉え、新たな路線の誘致に向けた関連部署へ働きかけや関係機関との調整を行います。

③ お客様満足度の追求

ア 公益的使命③	横浜市における利便性の高い高速バスの拠点ターミナルとして、神奈川県民・横浜市民や国内外からの来街者の満足度向上を図り、神奈川県・本市観光施策への貢献及び経済の活性化に寄与していきます。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	多様な利用客のニーズを把握し、それに的確に対応することで、利用者及びバス事業者に選ばれるターミナルとなること		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	アンケート調査によるお客様満足度（5点満点） 令和5年度：3.8点 令和6年度：3.9点 令和7年度：4.0点 （参考）令和4年度実績： お客様満足度 3.7点/5点満点	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の中期経営計画におけるお客様満足度目標を目標としました。なお、お客様満足度の調査の目標対象項目は、団体の施設、接客マナー等の自助努力により改善できる項目とします。令和4年度までの目標は空港線の結果に基づいて設定していましたが、平成26年度から開始した中・長距離路線の満足度を踏まえた目標に見直しました。 ・アンケート調査による利用客の意見を基に、ニーズに対応したサービス及び施設の改善を図ります。 <p>これにより利便性及び満足度向上を図ることで利用客を増やし、都心部の交通結節点機能の強化及び本市の施策である観光・MICEの振興に寄与します。</p>
	主要目標達成に向けた具体的取組		<ul style="list-style-type: none"> ・成田、羽田空港線及び中・長距離路線の利用客にアンケート調査の実施 ・バス事業者をはじめ関係先へのアンケート結果のフィードバック ・案内放送システムの整備 ・WEBサイトやSNS等を活用したタイムリーな情報提供の実施 ・多言語の案内サイン、Wi-Fi等のインターネット環境及び充実したサービスの維持改善 ・バリアフリーの対応状況確認及びガイドラインに基づく改修の実施 ・アンケート調査の他、案内・誘導業務や窓口業務で把握した利用客のニーズ（利用客の声）を社内共有し、対応する仕組の構築

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	損益の改善		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	当期純利益 令和5年度：△78百万円 令和6年度：△53百万円 令和7年度：△42百万円 （参考）令和4年度実績： 当期純利益△54百万円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の中期経営計画における損益目標の当期純利益を目標としました。売上高は発着料の適正化を見込んで算出しました。 ・インバウンドや国内旅行者など旅客は回復傾向にありますが、バス事業者の乗務員不足に加え、令和6年4月から適用される自動車運転業務の労働時間等の上限規制等により、路線や便数は思うように増加していません。また、バス運行に伴う受託事業の料金は減免を継続しています。さらに、令和5年度は雇用調整助成金の活用がなくなることによる損益の悪化が見込まれています。 ・新たな路線誘致や路線別料金改定による収入増加とコスト削減の取組継続により損益の改善を目指します。

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・空港アクセスを主体としたバス利用客とバス便数の増加 ・新たな路線誘致による売上の増加 ・発着料の改定 ・乗入バス事業者向けのバス駐待機場宿泊施設の利用促進 ・受託業務料の適正化 ・事業コストの見直し
	市	団体への業務監察などを通じて、財政運営を支援します。

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続・発展に必要な将来を担う人材の育成及び確保 ・業務の効率化 		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	令和5年度 給与表見直しの検討、社員研修の継続実施、業務用クラウドシステム導入の検討 令和6年度 給与表見直しの実施、社員研修の継続実施、業務用クラウドシステムテスト及び導入 令和7年度 社員研修の継続実施	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	長期にわたり新卒者を採用できず、若年層の人材が不足しています。初任給をはじめ賃金の見直しを計画的に進めるとともに、将来の事業継続を見据えて、若年層の人材採用の取組を進めていく必要があります。また、研修の実施による社員教育の充実や業務のIT化等、業務効率化の取組を進めます。
	(参考) 令和4年度実績： <ul style="list-style-type: none"> ・申請・報告等のペーパーレス化一部実施 ・通信教育を活用した職位に応じた研修の実施 		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体 <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成計画に基づいた社員研修の実施 ・業務のIT化等効率化の推進 ・将来の人材採用に向けた初任給等の見直し 	市	本市における人材育成の取組等について、情報提供を行います。

協 約 等

団体名	横浜高速鉄道株式会社
所管課	都市整備局都市交通課
団体に対する市の関与方針	財務の健全性確保に向けて経営をチェックする団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜都心部に新たな交通軸を構築し、利便性の向上や都心エリアの一体化・機能強化を図ることにより、みなとみらい21地区の開発促進や馬車道、関内、山下町、中華街、元町など、旧市街地を活性化する。 また、東京方面への相互直通運転による広域鉄道ネットワークの形成により、業務、観光・レジャー、ショッピングなど、幅広い需要の創出に貢献する。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなとみらい21地区等の沿線開発の進捗と、山下ふ頭等の新たな開発計画 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大による輸送需要の大きな落ち込みと、感染拡大を契機としたリモートワークの定着、ネットショッピングの普及等によるお客様ニーズの変化 ・ 脱炭素社会の形成の推進など、SDGsの取組に関する社会的な要請の高まり
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	横浜都心部の活性化とそれを支える交通インフラとしての使命を果たしていくため、上記(2)の状況を踏まえ、あらゆる面においてコスト抑制と収益確保策を講じて、安定した経営基盤を確立する必要がある。また、ポストコロナ時代を見据え、運行ダイヤの変更などの利用者ニーズに即した新たなサービスの提供、社会的な要請から省エネルギー化や再生エネルギーの活用などが求められている。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和3年度～6年度	協約期間設定 の考え方	第4期中期経営計画の期間

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 安定した鉄道経営の継続

ア 公益的使命①	鉄道輸送サービスの継続		
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	新型コロナウイルスの感染拡大によって落ち込んだ輸送需要を早期に回復させるとともに、感染拡大を契機とした人々の生活・行動様式の急速な変容による移動ニーズの変化に敏感、かつ的確に対応していく必要がある。		
ウ 公益的使命達成に向け た協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客様ニーズへの対応 お客様満足度 4.00以上 ・ 収益確保 営業収益 令和3年度:110億円 令和4年度:114億円 令和5年度:117億円 令和6年度:120億円 ・ コスト抑制 運送費 37.8億円以下 	主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係	鉄道輸送サービスを継続して提供するためには、事業継続の前提となる安全確保は勿論のこと、あらゆる面において、収益確保とコスト抑制策を講じて、移動ニーズが大きく変化する中でも安定した経営基盤を確保する必要がある。
	(参考) 令和2年度実績: <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度 3.81 ・ 営業収益 79.8億円 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運送費 38.3 億円 令和元年度実績 : ・ お客様満足度 3.61 ・ 営業収益 124.7 億円 ・ 運送費 42 億円 	
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・車両等の適切な保全に加え、自然災害への備え、新型コロナウイルス対策などを進めて、利用者が安全・安心に利用できる環境を整備する。 ・ 遊休空間を有効活用した駅ナカサービスの展開等、運輸収入以外の収入を確保する。 ・ 発注・施工方法の見直しや、省人化の取組等、創意工夫を行いながら運営方法を見直して、あらゆるコストを抑制する。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が進める駅ナカ事業等の収益施策に関して、関係機関調整等における必要な支援を行う。 ・ 本市が進めるみなどみらい線沿線のまちづくり施策において、情報提供を行うとともに施策連携を検討する。 	

② 沿線地域の賑わいの創出

ア 公益的使命②	横浜都心部の活性化		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	新型コロナウイルスの感染拡大により観光等による来街者数が大きく落ち込んでおり、早期にコロナ前の賑わいを取り戻し、横浜都心部の来街者を増加させる必要がある。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	輸送人員 令和3年度：7,030万人 令和4年度：7,350万人 令和5年度：7,450万人 令和6年度：7,630万人 (参考) 令和2年度実績： ・ 輸送人員 5,205万人 令和元年度実績： ・ 輸送人員 8,061万人	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	横浜都心部の活力向上に向けては、安全・安心な鉄道輸送サービスの継続はもとより、地域の魅力を最大限に発信し、沿線への来街者を増加させる必要がある。
	主要目標達成に向けた具体的取組		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が進めるみなどみらい線沿線の観光施策について、団体に対して情報提供するとともに、施策連携に必要な支援を行う。

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	財務の健全性の確保		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	経常損益 令和3年度：1億円 令和4年度：1億円 令和5年度：2億円 令和6年度：5億円 (参考) 令和2年度実績： ・ 経常損益 △35.1億円 令和元年度実績： ・ 経常損益 7.7億円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	財務の健全性を確保するためには、経費や投資、資金調達コスト等を縮減して、経常利益を確実に計上し、キャッシュ・フローを安定的に維持する必要がある。
	主要目標達成に向けた具体的取組		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍における厳しい経営環境に配慮しながら、引き続き、東横線地下化事業に関する財政的支援を行う。

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	効率的かつ安定的な組織運営		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・人材開発 令和3年度：人材育成計画の策定 令和4年度：計画の運用、推進 令和5年度：計画の運用、推進 令和6年度：計画の運用、推進 ・効率的な組織運営 プロパー化率 50%以上 <p>(参考) 令和2年度実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材開発 人材育成計画の検討 ・プロパー化率 32% 	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	効率的かつ安定的に組織を運営していくためには、組織態勢を都度見直して人員配置の適正化に努めるとともに、人材育成計画を的確に運用してプロパー社員を育成し、単価が高く、派遣期間が有限である出向者を順次置き換えていく必要がある。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・育成方針やキャリアデザイン、人事管理の方法など、人材育成計画を策定し、積極的に運用して、プロパー社員の人材開発を推進する。 ・組織全体における業務のスリム化を視点に部署間の連携方法等を見直し、機動的かつ効率的な組織態勢を確立する。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・所管部署と市からの派遣社員間の連携を密に行い、人材育成計画の策定に関する情報提供、その他事務の効率化に関する助言等を行う。 	

協 約 等

団体名	一般社団法人横浜みなとみらい21
所管課	都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	当社は、みなとみらい21地区（以下「当地区」という。）の街づくりに係わる多様な主体が一体となってエリアマネジメントを実践することにより、当地区の魅力を高め、質の高い都市環境の維持・向上を図り、もって活力あふれる国際文化都市・横浜の発展に寄与することを目的として設立されました。
(2) 設立以降の環境の変化等	当地区は、2024年3月末現在約99%の開発が進捗し、業務、商業、ホテル、住宅、文化、コンベンション施設などに加え、計画当初は想定していなかった大学、研究活動拠点、音楽施設などが集積し、様々な分野の人材が集まる街に成長しました。 街に対するニーズが多様化する中で、分野を超えて人々の力を合わせて、みなとみらいから感動と価値を生み出し、発信していくことが求められています。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	設立当時における公益的使命を果たしつつ、Open Innovation、Music Port Yokohama、Art& Museum、脱炭素などのテーマにも取り組み、地区内の企業・団体、就業者、住民、周辺地区、市等との連携を図りながら、当地区を更に発展させていきます。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和6年度～令和8年度	協約期間設定 の考え方	団体における事業見直しサイクルによる
(5) 市財政貢献に向けた 考え	特に補助対象事業に対しては、交付決定時はもとより、当該年度中も常にその必要性や効率性をチェックして、効果的な事業執行に努めます。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 取組	会員企業・団体や関係機関と協働した効果的なエリアマネジメント活動の実施により、当地区の良質な環境維持、にぎわい形成を目指します。		
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	当地区が街として醸成するなかで、将来にわたって地区の魅力や価値の維持・向上に資するため、地区に対する多様なニーズへの対応が求められている。		
ウ 公益的使命達成に向け た協約期間の主要目標	<u>①帰宅困難者一時滞在施設の新規登録及び訓練の実施</u> 【令和6年度】1施設・訓練実施 【令和7年度】1施設・訓練実施 【令和8年度】1施設・訓練実施	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	①来街者に対する安全・安心の確保は地区の魅力の土台となるものです。想定される帰宅困難者数に対して受け入れ可能数が依然として不足しているため、一時滞在施設数を着実に増加させます。また、地区内防災の更なる質の向上を図るため、合同防災訓練の実施を目標とします。

		<p>②地区全体のブランディング推進等に向けた取組</p> <p>【令和6年度】14件/年 【令和7年度】15件/年 【令和8年度】16件/年</p> <p>③実証実験及び公共空間の新規活用</p> <p>【令和6年度】8件/年 【令和7年度】9件/年 【令和8年度】10件/年</p> <p>(参考) 令和5年度実績： ①4施設・実施 ②14件/年 ③19件/年(周年事業に関連するイベント等12件を含む)</p>		<p>②イベントの増加に伴い、地区の一体感を高めることが重要です。そこで、イベントと連携した街の装飾や回遊性を向上させるマップなど、当地区全体のブランディング及びにぎわい創出を図る取組の実施件数を目標とします。令和5年度の実績をもとに、着実に取組件数を増やします。</p> <p>③オープンイノベーションによる実証実験や、地区内のコモンスペースを活用した先進的な取組は、当地区の魅力や価値を更に高めます。これまでの実績件数をもとに、着実に取組件数を増やします。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>街が概成した当地区において、多様な主体と共に進めるエリアマネジメントの取組を主導し、街の魅力向上を目指します。</p> <p>① 帰宅困難者一時滞在施設を増やすため、既存施設への働きかけを強化します。</p> <p>② Open Innovation、Music Port Yokohama、Art&Museum、脱炭素などをブランディングのテーマとし、地区内の関係施設や企業等と連携して効果的な手法を検討し、イベントの実施や地域情報誌・SNS等を通じた発信を行います。</p> <p>③ 実証実験や公共空間の新規活用に向けて、関心がある企業と活用可能性のある空間をマッチングするなど、重点的にサポートします。</p>		
	市	<p>一時滞在施設数の増加に取り組むとともに、街のにぎわい創出や付加価値向上に向けた団体の活動が円滑に進むよう、関係者との調整等を行います。</p>		

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	安定的な法人運営のための自主財源の確保			
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標		<p>クイーンモール内の広告・イベントスペース等からの事業収入の確保</p> <p>【令和6年度】100,000千円 【令和7年度】110,000千円 【令和8年度】120,000千円 (3年間合計で330,000千円)</p> <p>(参考) 令和5年度実績： 99,026千円</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>クイーンモール内の広告・イベントスペース等からの事業収入は、団体の主要な財源となっています。</p> <p>コロナ禍や、天井工事による利用減少を食い止め、将来的に安定した収入確保を図るため、3か年をかけて、前回目標値(3か年合計で324,000千円)を超える計画とします。</p>
	主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <p>天井工事以前の旧利用者への声掛けや、新規利用者の獲得に向けたイベント運営会社への営業活動等を強化します。</p> <p>また、将来的にも安定した収入確保を図るため、広告・イベントスペースの金額見直しを行うとともに、新規広告スペースの開発について検討を進めます。</p>	<p>市</p> <p>本市が区分所有するクイーンモールにおいて「床」や「広告・イベントスペース」を貸し付けて運用させることで団体の自主財源を確保するとともに、他の権利者等のにぎわいの創出に取り組みます。</p> <p>また、団体と協力し、広告・イベントスペースの料金や運用を見直すとともに、団体が保有する資産の活用について検討します。</p>	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	職員の意識・能力の向上による組織パフォーマンスの向上		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	人材育成計画の策定及び運用 【令和6年度】検討 【令和7年度】策定 【令和8年度】運用	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	多様なバックグラウンドを持つ職員が集まっているため、組織のパフォーマンス向上には、組織運営における将来的な課題や目指す姿の共有、職員のスキルアップやモチベーション向上等が必要です。これらを計画的に進めていくため、人材育成計画の策定を目標とします。
	(参考) 令和5年度実績：なし		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	時代やニーズ等の変化に対応できるよう、職員として必要な基本姿勢・知識・スキル等を整理しながら、組織運営における将来的な課題や目指すべき姿を共有します。また、持続可能な組織運営を目指し、課題の解決に向けた中長期的な人材育成計画の策定に取り組みます。策定後も、計画の運用や振り返りを行うことで、職員のスキルアップやモチベーションの向上を図ります。	
	市	今後の持続的な組織運営に向けた課題について団体とともに対策を検討するとともに、本市及び関係機関による人材育成等の制度や研修に関する情報提供を積極的に行い、団体の取組を支援します。	

協 約 等

団体名	株式会社横浜シーサイドライン
所管課	道路局事業推進課
団体に対する市の関与方針	財務の健全性確保に向けて経営をチェックする団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜市における総合交通体系の一端を担い、市民の交通の利便を確保する。
(2) 設立以降の環境の 変化等	開業から 35 年を超えて、設備の老朽化に伴う安全確保のための設備更新が喫緊の課題であり、それを確実にを行うため、資金の確保が必要になる。また、今後見込まれる沿線施設の立地環境の変化等が具体化され計画が進んできている。(令和 6 年 2 月 15 日横浜市会 政策・総務・財政委員会資料「横浜市立大学附属 2 病院・医学部等の再整備について」によると新病院は浦舟地区、医学部等は根岸住宅地区に整備、スケジュールは今後 15 年程度(予定))
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	交通の利便性を確保するために、安全運行を確実に実施する。そのために、安全・安心を最優先に必要な設備更新やお客様サービスの向上の取組を進め、かつ持続可能な経営を行う。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和 6 年度～10 年度	協約期間設定 の考え方	当社中期経営計画の期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	当社が確実な運行を行うことにより、市民・利用者の利便性が向上し、間接的に「まちづくり」による市内定住人口の確保、沿線の固定資産税(路線価)の維持向上等に貢献している。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 取組	横浜市における総合交通体系の一端を担い、市民の交通の利便を確保する。		
イ 公益的使命の達成に に向けた現在の課題等	人口減少及び沿線施設の立地環境の変化等(横浜市立大学附属 2 病院・医学部等の再整備等)で将来的な運輸収入の減が想定されるなか、人件費の増加や物価高騰等の社会・経済状況の変化に対応出来るよう、効率的な会社運営に努め、安全運行・定時運行を確保する。		
ウ 公益的使命達成に向け た協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・無事故運転の達成 ・異常時の安全な対応 (異常時対応訓練等 毎年度 1 回) (参考) 令和 5 年度実績: <ul style="list-style-type: none"> ・事故件数 0 件 ・金沢八景駅合同列車火災訓練実施 	主要目標の 設定根拠 及び公益的 使命との 因果関係	公共交通機関として安定的に利用してもらうためには、安全第一を基本とした定時運行を確保することが重要である。

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	開業から35年以上経過し、老朽化する諸設備や機器等を計画的に更新するほか、異常時対応訓練等に取り組み、安全運行・定時運行を確保する。
	市	令和元年6月に発生した事故を風化させることなく、公共交通機関の使命である安全・安心な運行を継続するため、団体との情報共有を密に行い、適切な指導・調整を行う。

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	人口減少及び沿線施設の立地環境の変化等（横浜市立大学附属2病院・医学部等の再整備等）で将来的な運輸収入の減が想定されるなか、人件費の増加や物価高騰等の社会・経済状況の変化に対応出来るよう、事業等の見直しを行い、税引後純利益の確保による健全で安定した経営の継続と開業以来累積した欠損金（令和5年度末:44億円）を減少させる。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	税引後純利益の確保 令和6年度 79百万円 令和7年度 133百万円 令和8年度 117百万円 令和9年度 113百万円 令和10年度 95百万円 (参考) 令和5年度実績： 税引後純利益 301百万円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	健全で安定した経営のためには税引後純利益の確保の継続が重要であるため、沿線の各種イベントへの積極的な参加、商業施設との連携等、収入を確保するとともに、経費削減に取り組む必要がある。
	主要目標達成に向けた具体的取組		
	市		引き続き、団体と十分に連携を図り、持続可能な運営に向けた指導・調整を行う。

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	社員個々の人材育成・組織力の強化		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・社員個々の人材育成、能力開発を通じて組織全体の力の向上（資格別研修及び社員全体研修 毎年度2回） ・固有社員の部・課長職への計画的な登用（R7:1名、R9:1名） ・動力車操縦者運転免許要員の養成（毎年度2名） ・経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築と安全意識の醸成（安全推進研修 毎年度1回） ・女性社員の計画的な採用・管理職登用（R7 までに:4名採用、1名管理職登用） 	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した企業経営、組織運営の推進を目指して、更なる部・課長職への固有社員の登用を推進するため、横浜シーサイドライン人材育成ビジョンに基づく、社員個々の能力開発を継続的かつ確実に取り組む必要がある。 ・災害や事故発生時の運行継続を担保するため、動力車操縦者運転免許所持者を計画的に養成し、有事に備える。 ・令和元年6月に発生した事故の教訓を常に保ち、二度と事故を起こさない意識を常に高めていくため、全社員を対象とした安全推進研修を実施する。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の採用と管理職登用の取組を積極的に進める。
	(参考) 令和5年度実績： <ul style="list-style-type: none"> ・資格毎の研修、社員全体研修 2回 ・営業課長 1名登用 ・動力車操縦者運転免許合格者 3名 ・安全推進研修 1回 ・女性社員 6名、うち管理職 1名 		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体		<ul style="list-style-type: none"> ・固有社員の資格毎、昇格時に必要な能力を確実に身に付けるための外部研修の実施 ・動力車操縦者運転免許所持者の計画的な養成 ・安全推進研修を全社員対象に実施（毎年度1回） ・女性の採用を積極的に進めるために働きやすい環境整備とPRを行う。
	市		市の計画や規定、研修資料等の共有、監察の実施等を通じて、市と団体との連携・情報共有を密に行う。

協 約 等

団体名	横浜港埠頭株式会社
所管課	港湾局物流運営課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	<p>当該団体は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 埠頭施設の建設、賃貸、管理及び運営 (2) コンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営 (3) 港湾、道路等に関する設計、工事監理及び維持管理に関する業務 (4) 公共港湾施設及びこれらに準ずる施設等の維持管理及び運営に関する業務 (5) 物流施設、事務所、会議室等の施設の賃貸及び管理運営 (6) 港湾振興に寄与する集荷促進に関する業務 (7) 環境にやさしいみなどづくりのための自然環境の保全及び改善に関する事業 (8) 港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究 (9) 駐車場施設の建設、賃貸、管理及び運営 (10) 埋立処分地への建設発生土及び土砂等の受入及び処理に関する業務 (11) 海域環境の保全及び水生生物の維持培養等に関する業務 (12) 各種イベント等の企画及び開催 (13) 食堂、売店等の経営 (14) 損害保険代理業 (15) 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p>
(2) 設立以降の環境の変化等	<p>・当該団体は、前身である京浜外貿埠頭公団及び財団法人横浜港埠頭公社の時代から、横浜港の外貿埠頭（コンテナターミナル等）の建設・管理を担い、日本を代表する貿易港である横浜港の発展に寄与してきた。</p> <p>2011（平成23）年7月、日本の港湾の国際競争力強化と利用者サービスの向上を図るため当該団体が設立され、2012（平成24）年4月、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」により、前身の公社は解散し、「指定会社」として指定を受けた当該団体がその業務を承継した。</p> <p>2016（平成28）年1月には、当該団体を新設分割し、「国際コンテナ戦略港湾政策」を推進すべく、国・横浜市・川崎市・民間金融機関の出資を受け、「横浜川崎国際港湾株式会社（YKIP）」が設立され、同年3月、国土交通大臣より「港湾運営会社」として指定された。これにより、当該団体のコンテナターミナル運営事業が同社に移管された。</p> <p>・近年、船舶の大型化や世界的な船会社のアライアンスの再編、環境問題への対応など、海運・港湾業界を取り巻く環境・情勢が大きく変容している。横浜港においても、東日本最大の自動車取扱拠点である大黒ふ頭において、自動車専用船の大型化、着岸隻数の増加に対応するため、自動車取扱機能の強化が求められている。また、生産拠点の海外移転などを踏まえ、これまで中心であった輸出貨物に加え、輸入貨物の取扱機能強化策としてもロジスティクス拠点の形成が求められている。流通加工や温度管理等の高機能な物流サービスを提供するロジスティクス拠点を臨海部に形成することで、保税上の利便性や迅速な貨物の配送、輸送の効率化や雇用の確保など多くの利点があると注目されている。これらの環境変化、また国際競争力の強化に向けて、横浜港におけるふ頭の再編が進展している。</p> <p>・2050年の脱炭素社会の実現を目指し、国や市、横浜川崎国際港湾株式会社（YKIP）、民間事業者等と連携しながら、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を進める必要がある。</p>
(3) 上記(1)・(2)を踏まえた今後の公益的使命	<p>・当該団体は、引き続き、自社所有の在来物流施設の管理運営及び、公共の在来物流施設の指定管理業務等を担っていく。さらに「東日本最大の自動車取扱拠点」として、大黒ふ頭のコンテナターミナルの自動車ターミナルへの転換を進めるとともに、自社所有施設の貸付や維持管理業務等を通して、YKIPと連携し国際コンテナ戦略港湾施策を推進していく。</p> <p>・新たな事業の柱として、港湾の物流拠点の形成を目指し、株式会社横浜港国際流通センター（YCC）とも連携を深め、横浜港におけるロジスティクス機能の強化・充実を図る。</p> <p>・当該団体では、これらの取組を着実に推進するため令和3年度から5か年の中期経営計画を策定し、横浜港のさらなる発展と国際競争力強化への貢献に向けて市及びYKIPと三位一体となって事業を推進していく。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和3年度～7年度	協約期間設定の考え方	当該団体の中期経営計画の期間

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

ア 公益的使命①	横浜港の発展・国際競争力強化への貢献		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	当該団体は、横浜港の管理運営を担う団体として、横浜港全体のふ頭再編を支えながら、より一層の事業者ニーズの把握に努め、引き続き適切な管理運営を推進することで、継続的な利用や新規利用を促し、横浜港の活性化と安定的な収益の確保を図っていくことが求められている。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>①大黒ふ頭内の自動車ターミナル等の再編推進・利用促進 (C3ターミナルの運営継承) R3年度 運営主体継承 R4年度以降 利用促進 (C4ターミナルの機能転換) R3年度 設備調整 R4年度 供用開始 R5年度以降 利用促進</p> <p>②効率的な指定管理業務等の推進と次期指定管理期間 (R4～8年度)における指定管理業務の受託 R3年度次期指定管理業務受託 R4年度以降 指定管理業務等の着実な遂行</p> <p>③横浜港におけるロジスティクス機能の充実・強化 (1)本牧A突堤ロジスティクスパーク計画の推進 R3年度 調査・設計 R4・5年度 着工・建設 R6年度 供用開始 (2)YCCへの経営・運営への参画・経営参画強化:役員等の増強により、役割強化。(R3年度実施、以降継続) ・営業力強化:臨海部の倉庫需要等の営業情報を共有し、当社営業力を強化。(R3年度実施、以降継続) ・技術力の活用:当社技術力をYCC施設の長期修繕計画の実践に活かし、長寿命化、維持管理コストの削減を図る。(R3年度実施、以降継続)</p> <p>(参考) 令和2年度実績: ①ー ②指定管理業務等の着実な執行 ③35.4% (本牧A突堤ロジスティクスパーク事業契約率)</p>	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<p>①横浜港のふ頭再編が進展する中で、コンテナ貨物のみならず、主要取扱品目である自動車貨物の取扱についても的確な対応を図る必要がある。また、自動車ターミナルの運営は当該団体の収益確保にも繋がる。</p> <p>②港湾施設の安定的な管理運営は必要不可欠である。</p> <p>③国際コンテナ戦略港湾施策における「創貨」に資するロジスティクス機能を強化する必要がある。さらに、令和3年度よりYCCの筆頭株主として、同社へのガバナンスを強化し、当社の営業力、技術的ノウハウを活かし、ロジスティクス施策をけん引していく必要がある。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>大黒ふ頭のコンテナターミナルの自動車ターミナル化に向けて検討を進め、市、YKIP、事業者等と調整・協議を図り、大黒C-3、C-4等において、順次、当社による運営を開始する。コロナ禍の影響で1年間延長された現行指定管理期間における指定管理業務等を着実に遂行するとともに、次期指定管理期間 (令和4～8年度)における受託に向けた準備を進める。引き続き、市と連携し、事業者ニーズを把握しながら協議を進め、本牧A突堤ロジスティクスパーク事業の推進を図り、早期の全体供用を目指すとともに、通勤手段や厚生施設等、事業者の利便性向上に向けた取組を進める。</p> <p>また、令和3年度、市が保有する株式会社横浜港国際流通センター (YCC) 株式の一部を取得し、当社が筆頭株主となる同社と連携し、今後の横浜港のロジスティクス施策の推進に向けた具体的な取組等を進める。具体的には、同社の持つ臨海部の倉庫需要等の営業情報を共有・連携しロジスティクスに係る営業力を強化する。現在YCCが外注している施設の保守・メンテナンス業務や長期の改修計画などに取り組む。</p>	
	市	<p>港湾管理者として、当該団体と横浜港の発展・国際競争力強化に向けた施策展開に係る連携を強化し、ふ頭機能の再編・強化を推進していきます。また当該団体とYCCとの連携強化に向け確実に取組を進めます。</p>	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	横浜港のさらなる発展と国際競争力強化への貢献に向けて、当社の公益的な役割を着実に果たしていくために、安定的かつ健全な運営による財政基盤の強化を図ることが求められている。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①本牧A突堤におけるロジスティクスパーク計画の着実な進捗による収益の確保【再掲】</p> <p>R3年度 調査・設計 R4・5年度 着工・建設 R6年度 供用開始</p> <p>②自己資金の活用による新規借入の抑制</p> <p>毎年度 新規借入れなし</p> <p>(参考) 令和2年度実績：</p> <p>①35.4% (本牧A突堤ロジスティクスパーク事業契約率)</p> <p>②新規借入なし</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>今後、ふ頭再編に伴う施設撤去、整備や大規模修繕が想定される中で、新たな収益を着実に確保するとともに、新規借入を抑制することで財政の健全化を図る必要がある。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <p>市</p>	<p>当社所有の本牧A突堤でのロジスティクスパーク事業の着実な推進、大黒自動車ターミナルの運営、その他の所有財産の機能を最大限生かし、当社収益の確保を図る。</p> <p>また、施設の建設・改良等に要する資金の調達については、国の制度貸付金とあわせ、当社が市中銀行等、金融機関から有利子で借り入れてきたが、自己資金の活用によりこれらの借入を抑制することで、調達コストの削減や借入金の圧縮を図る。</p> <p>引き続き当該団体の経営状況を注視しながら、団体の財務基盤強化の取り組みを支援していきます。</p>	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	台風や高潮等の自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常事態に的確に対応するために、会社経営の観点から組織的な対応力を高め、ニューノーマル（新常态・アフターコロナを踏まえた新たなワークスタイル）を意識した体制づくりを進めることが求められている。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>①非常事態時の対応力の強化</p> <p>R3年度 新BCPの検討と確立 R4年度以降 見直しと改善</p> <p>②ICTを活用した業務効率化の推進と新たなワークスタイルの構築</p> <p>R3年度 文書管理システム化と社内Wi-Fi環境整備の検討、重要会議のWEB開催 R4年度 同 実施 R5年度以降 見直しと改善</p> <p>(参考) 令和2年度実績：</p> <p>①-</p> <p>②在宅勤務を含むローテーション勤務の実施（暫定）</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p>	<p>①非常事態時においても港湾の物流機能を持続させることは必要不可欠である。</p> <p>②コロナ禍において、暫定的に在宅ワーク等に取り組んできた経緯を踏まえ、ICTの活用等により、業務効率化とニューノーマルへの的確な対応を図る必要がある。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <p>市</p>	<p>自然災害・感染症等、非常事態発生時に的確に対応するために、港内施設のリスク抽出と対応策の検討・実施を進めるとともに、関係機関と連携し、より実効性の高いBCPの確立と体制強化を図る。その中でも本社機能のある産業貿易センタービルと各ふ頭にある事務所との間での情報共有の迅速化、システム化を図る。</p> <p>業務の効率化を図るために、ICTを活用し、文書管理のシステム化や社内Wi-Fi環境整備等を実施するとともに、在宅ワーク等、新たなワークスタイルに適応した規程類の見直しや必要な機器類の整備等を進める。また、取締役会や株主総会など社内の重要会議について、常時WEB会議での開催ができるよう、システムや制度の整備を進める。</p> <p>非常事態においては、より緊密に連携を取り対応できるよう、平時より体制を構築していきます。</p>	

【変更】協 約 等

団体名	公益財団法人帆船日本丸記念財団
所管課	港湾局賑わい振興課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	市民とともに誘致した帆船日本丸の保存・公開を担うことを目的に設置され、高度な専門性と技術の蓄積を有する団体である。 帆船日本丸、横浜みなと博物館（柳原良平アートミュージアム含む。）、緑地等の管理運営を通して、青少年の錬成や海事思想の普及を促進する。
(2) 設立以降の環境の変化等	横浜みなと博物館は、開館から30年以上が経過し、展示設備等の老朽化や耐震化への対応が必要となっていたため、令和3年度にリニューアルを行った。 社会教育施設としての運営だけではなく、みなとみらい21地区の賑わいづくりに、これまで以上に貢献するための施設としての運営を求められている。 全国的な人口減少や新型コロナウイルスの感染拡大が長引くなど、外部環境の変化に注視が必要である。 令和4年度から第4期指定管理期間が始まった。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	横浜みなと博物館では、新たな体験型コンテンツ（VRシアター）導入等展示施設の更新や、案内サインの多言語化等の拡充、吊り天井の耐震化が完了し、これまでの学習の場に加え、都心臨海部の観光の中核施設として、更なる集客を図る。 また、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、実行性の高い取組を進める。 第3期までの経験で培った高度な専門性と技術の蓄積を活かして、国指定重要文化財の日本丸をはじめとした日本丸メモリアルパークの管理運営を行う。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和4年度～8年度	協約期間設定 の考え方	令和4年度からの第4期指定 管理期間と連動した目標設定 を見定める必要があるため。

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 日本丸メモリアルパーク・横浜みなと博物館の運営

ア 公益的使命①	帆船日本丸やリニューアルされた横浜みなと博物館などパーク全体を通じて、横浜港の歴史・役割・魅力を多くの市民や観光客に伝えるとともに、参加型事業を提供することで、青少年の錬成や海事思想の普及に寄与し、海洋都市横浜の魅力向上を図る。 また、上記取組により、みなとみらい21地区の賑わいづくりに貢献する。		
イ 公益的使命①の達成に に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大による来場者数及び来校数の減少。 ・博物館の長期休館による来館者離れ。 ・タワー棟をはじめパーク内の施設の有効活用。 ・利用者が安心して利用できるよう、設備の老朽化への対応。 		
ウ 公益的使命達成に向け た協約期間の主要目標	日本丸メモリアルパーク利用者 数 50万人 令和4年度 35万人 令和5年度 38万人 令和6年度 41万人 令和7年度 45万人 令和8年度 50万人 (参考) 令和3年度実績: 32万人	主要目標の 設定根拠及 び公益的使命との因果 関係	新型コロナウイルス感染症終息の見通しが 立たない状況ではあるが、リニューアルされた 横浜みなと博物館や総帆展帆等の屋外イベ ント等を最大限活用し、令和3年度の利用者 数から1.5倍増を目指す。

主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を徹底したうえで、パーク内でのイベントを誘致・開催（地元根付いた音楽イベントや地域企業が主催するフラダンス等）するとともに、水陸両用バスなど近隣観光施設や横浜港内の他施設（YOKOHAMA AIR CABIN、京浜フェリーボート、万葉倶楽部、スカイウォーク等）で連携したプランを旅行会社へ提供し、商品化する。 ・旅行代理店等への働きかけや、Instagram等SNSを活用し、みなとみらい21地区周遊客への情報発信等を行う。 ・法人の団体客、クルーズ客船の乗客及び国際会議を含むインバウンドによる外国人観光客を取り込むための営業活動を行う。 ・各種ボランティアの養成及び質の向上、安全性の確保に取り組む。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・他局との連携によるイベントの実施など、積極的な日本丸メモリアルパーク活用に向けて団体と連携する。

② 帆船日本丸の保存・活用

ア 公益的使命②	国の重要文化財である帆船日本丸を現役当時の姿を保ちながら維持・保存、活用することにより、市民や来館者に向けて海と港と船に関する理解と知識の増進を図る。		
イ 公益的使命②の達成に向けた現在の課題等	<p>現役当時の姿を保ち続けるため、劣化が進む船体の維持保全を文化財としての価値を損なわないよう、継続的にメンテナンスを行う必要がある。</p> <p>日本丸の現役当時の航海記録等、貴重な資料である附（つかけり）資料を整理及び修復し、一般公開する。</p>		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>海洋教室の開催</p> <p>令和4年度 19回 令和5年度 21回 令和6年度 23回 令和7年度 25回 令和8年度 28回</p> <p>重要文化財「附」の一般公開</p> <p>令和4年度 修繕箇所の調査 令和5年度 修繕設計 令和6年度 修繕の実施 令和7年度 修繕の実施及び公開方法の検討 令和8年度 公開</p> <p>【通年】日本丸改修事業の実施 (参考) 令和3年度実績: メインマストのロイヤルヤード更新</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>市民の更なる海事思想普及のため、海洋教室の開催数について、令和3年度の利用実績から1.5倍増を目指す。</p> <p>また、高度な専門性や過去に行った大規模改修等で培った技術の蓄積を活かし、帆船日本丸を文化財としての価値を保ちながら船齢100年を目指すことや「附」を修復し一般公開する。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・帆船日本丸の維持修繕や管理において、これまで蓄積された専門的知識と長年のノウハウを活かし、市と改修事業を進めるとともに、専門職による技術支援を行う。 ・総帆展帆や海洋教室を通じて、青少年の錬成及び海事思想の普及に努める。 ・文化庁及び横浜市等関係者と附（つかけり）資料の整理及び修復について協議し、一般に公開する。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業により計画的に改修事業を行う。 ・重要文化財としての有効的な保存・活用方法について、文化庁や県と協議を行う。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	効率的な財政運営と効果的な広報を行い安定的な団体経営を目指す。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>【変更前】利用料金収入 50,000千円</p> <p>令和4年度 36,000千円 令和5年度 39,000千円 令和6年度 43,000千円 令和7年度 46,000千円 令和8年度 50,000千円</p> <p>【変更後】利用料金収入 85,000千円</p> <p>令和4年度 36,000千円 令和5年度 85,000千円 令和6年度 85,000千円 令和7年度 85,000千円 令和8年度 85,000千円</p> <p>(参考) 令和3年度実績: 33,000千円</p>	<p>主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係</p>	<p>【変更前】 新型コロナウイルス感染症終息の見通しが立たない状況ではあるが、リニューアルした横浜みなと博物館や総帆展帆等の屋外イベント等を最大限運動させ、令和3年度の利用料金から1.5倍増を目指す。</p> <p>【変更後】 令和4年度の利用料収入は、約76,000千円となっている。 令和5年度は、横浜みなと博物館の令和4年4月～6月の観覧料収入、訓練センターの利用拡大、イベント誘致等により、令和4年度の実績値から10%増加させることが可能であると考える。リニューアル直後の令和5年度がピークになると考えるため、それ以降についてはその数値の維持を継続できるよう努める。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・月次決算、過年度の収支分析を事業計画に反映させることにより、コスト削減と収入増の両立によって効率的な財政運営を目指す。 ・クラウドファンディングを始め、様々な手法により財源確保を行い、安定的な経営に取り組む。 ・小中学校等の団体客を取り扱う旅行代理店等へ営業やヒアリングを行う。 ・SNSを活用し、パーク内の施設の利用や緑地における撮影利用について更なるPRを継続する。 	

	市	・市のイベントや広報等を活用し、団体の情報発信を促進する。
--	---	-------------------------------

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の人数でより効率的・効果的な組織を運営するため、IT等を活用し事務改善を図るとともに、職員一人ひとりのスキル等をレベルアップし、業務の多様化を図る。 ・第4期指定管理期間（10年間）を安定した組織の運営を図るため固有職員を財団の中心的役割を担う職員となるよう育成する。 	
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ITを活用した事務改善 施設利用申請のオンライン化 実施や施設で配布する紙媒体をWeb配信に転換 ・各種研修への参加 文化庁が主催する文化財管理に関する研修への毎年参加や横浜市主催の人権研修への毎年参加による職員の人権意識の醸成 <p>(参考) 令和3年度実績: 常任理事1名減の実施</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p> <p>5年先、10年先の将来を見通した人材計画及び組織体制の計画を立てる。 OJTや財団内外の研修等によるスキルアップを図る。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用形態を研究し、契約職員制度等の規程を整備する。 ・当財団の事務改善に合ったIT技術を導入する。 ・集合研修及びOJTを効果的に組合せた職員研修を実施する。 ・役職の隔たり無く職員同士が相互に意見交換が出来る環境を整えるため、毎週の管理職業務調整会議や職員ミーティングを開催する。 	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の月次報告にて意見交換や情報提供を積極的に行い、連携をより一層密にしていく。 ・市が実施する研修への積極的な参加を呼びかけ、スキルアップの機会を提供する。 ・コンプライアンス委員会には、引き続き市職員が委員として出席して団体の取組状況を把握し、風通しの良い組織風土への取組が進められているかを確認する。 ・年一度の定期監査を実施する。

協 約 等

団体名	横浜ベイサイドマリーナ株式会社
所管課	港湾局賑わい振興課
団体に対する市の関与方針	財務の健全性確保に向けて経営をチェックする団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	当該団体は、本市が放置艇対策を推進するうえで必要不可欠な受け皿施設（係留）の整備・運営の主体であるとともに、横浜港における海洋性レクリエーションの普及促進活動を行うことを目的とする団体である。また、レクリエーション等活性化水域における賑わい創出に欠かせない団体であり、あわせて横浜ベイサイドマリーナ地区の街づくりにおいて、中核的な役割を担う市内唯一の団体である。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボートの大型化により、中・大型艇区画の受入需要が増大している。 ・都心臨海部を中心に、大型プレジャーボートの停泊需要が高まっている。 ・マリンレジャーの普及により、横浜港内でのマリンイベント開催の機会が増えている。 ・令和2年度に三井アウトレットパークがリニューアルオープンしたことから新たな街の賑わいが創出されている。 ・ベイサイドマリーナ地区開発の進展に伴い、エリアマネジメントとしての街づくり協議会の役割が重要となっている。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	栈橋の改修・新設や放置艇受入区画の確保をしながら、大型プレジャーボートの需要に対応するとともに、地区内及び都心臨海部でのビジターバスの管理・運営を行う。誰もが気軽に楽しめる水辺空間を目指し、市民向けのイベント等や海洋性レクリエーションを実施する。街づくり協議会を運営し、地域と一体となって主体的に地区環境整備に取り組んでいく。これらにより、利用者サービスの向上、地区の賑わい創出を図る。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	事業の整理・重点化等に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	事業の整理・重点化等に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和3年度～7年度	協約期間設定 の考え方	団体が策定する中期経営計画 期間と整合性を図る。

3 目標

(1) 事業の整理・重点化に向けた取組

ア 事業の整理・重点化に 向けた取組を行う理由及 び期待する成果・効果	株式会社としての健全な経営の維持に加え、利用者サービスの向上や地区の賑わい創出といった公益的使命を達成するため、事業の整理・重点化を行う。		
イ 事業の整理・重点化に 向けた協約期間の主要目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの向上に向けた施設等の充実 ・賑わいと観光の振興 ・海洋性レクリエーションの普及・振興 ・街づくりと環境保全活動の推進 具体的な事業は（2）に記載		
主要目標達成に 向けた具体的取組	団体	—	
	市	—	

(2) 公益的使命の達成に向けた取組

① サービスの向上に向けた施設等の充実

ア 公益的使命①	質の高いサービスの提供と施設の老朽化への対応及び艇の中・大型艇化への対応を進める。また、小型艇区画の必要数を確保しつつ、放置艇の受入に対応する。	
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	国内最大級のマリーナにふさわしい質の高いサービス水準と、常にお客様目線に立った、満足度の高い施設の管理・運営を実現する必要がある。引き続き、市内放置艇の解消に向けて、放置艇の受入施設の管理、運営が必要である。	
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・オーナークラブとの意見交換を実施（年1回） ・入会時に理由等を聴取するとともに、退会時にはアンケートを実施 ・他企業派遣研修及びマリンエキスパート研修を実施（年1回） ・会社のブランド力向上に向けたSNS等さらなる情報発信年200回以上 ・棧橋の改修・新設 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 改修2か所 令和4年度 新設1か所 令和5年度 改修1か所 新設1か所 令和6年度 改修4か所 令和7年度 改修4か所 ・陸上作業ヤードの拡張等に向けた検討・取組 ・放置艇受入施設の管理・運営 <p>(参考) 令和2年度実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棧橋の改修 1か所 ・棧橋の新設 なし ・小型艇：50千円/m以下など利用しやすい料金体系を維持 	<p style="text-align: center;">主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p> <p>オーナーニーズに対応するため、ニーズの把握と、サービス水準向上に向けた社員育成を進める。 会社のブランドイメージ向上のため、マリーナ情報のさらなる発信を進める。 開業以来20年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、未改修となっている棧橋の改修を計画的に実施する。 お客様から入艇の問合せが増えている中・大型艇の対応を進める。 放置艇対策として利用しやすい料金体系の設定・維持が必要である。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	お客様のニーズ把握や、他企業派遣研修等により、サービス向上に努める。棧橋改修5か年計画に基づき棧橋改修及び新設を行う。艇の中・大型艇化に伴い、受電容量の不足が見込まれることから、受電設備を増強する。上下架できない大型艇があることから、ヤードの拡張等に向けた検討・取組を行う。市と協議の上、放置艇の受入に対応する。
	市	団体経営状況の推移を把握しながら、計画的な設備投資の実施を確認していく。また、横浜市内にはなお約300隻の放置艇があるため、今後も受入施設の確保は必要である。今後の横浜市内の放置艇隻数の状況を踏まえ、横浜ベイサイドマリーナの小型艇区画の必要数を確保しつつ放置艇受入施設の最適な区画数を、地区外における受入の可能性も含め団体と適宜協議していく。

② 賑わいと観光の振興

ア 公益的使命②	横浜ベイサイドマリーナ地区において、賑わいと観光の振興に努める。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	三井アウトレットパークのリニューアルオープンに伴い今まで以上に連携を図るとともに、マリーナ港内の遊覧等、横浜ベイサイドマリーナの立地や知識・経験などの強みを、地区の賑わいと観光の振興に活かしていく必要がある。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催（合計5回／年） ・マリーナ港内遊覧の実施（新規）（合計70回／年） ・地区内及び都心臨海部でのビジターバース管理・運営 	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	人々が集い、賑わいのある街づくりを行うために、地区のメインエントランスである緑地（マリーナウォーク・広場）の良好な保全整備及び賑わい創りを関係団体と連携、調整を図る必要がある。
	（参考）令和2年度実績： <ul style="list-style-type: none"> ・クリスマスイルミネーション、ヨットショー、ボートフェア ・ビジターバース利用 720 隻 		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	マルシェ（新規）やクリスマスイルミネーションなど、時宜をとらえた様々なイベントを関係団体と連携して実施する。解放感抜群の遊覧船によるマリーナ港内の遊覧など、多くの人にマリーナを楽しんでもらえるよう賑わいの創出に努める。だれでも利用できる観光船等の水上交通やプレジャーボートのためのビジターバースの管理・運営を行う。	
	市	イベント実施や水上交通の活性化に向け、地域や関係団体との調整を支援する。また、横浜ベイサイドマリーナ区域外とのより広域な連携により、市南部の賑わい振興に繋げる。	

③ 海洋性レクリエーションの普及・振興

ア 公益的使命③	誰もが気軽に楽しめる水辺空間を目指し、海洋性レクリエーションの普及・振興を図る。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	現在、海洋性レクリエーションへの参加機会が少ないことから、様々な世代をターゲットに、マリンスポーツへのきっかけを提供し、マリンファンを増やす必要がある。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	年度目標 <ul style="list-style-type: none"> ・マリン体験教室（海の学校）の実施 延べ150名／年（コロナ対策による定員の制限） ・ヨット体験セーリングの実施 延べ110名／年 ・マリンイベントの開催 11回／年 ・ボート安全講習の実施 延べ350名／年 ・レンタルボートの実施 延べ950件／年 ・操船技術講習の実施 延べ400名／年（コロナ対策による定員の制限） ※いずれもコロナ対策を実施	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	海洋性レクリエーションの公益的使命を担う団体として、横浜独自の魅力ある臨海部での水辺の賑わいを創出する。日常的には体験できないマリン体験やヨット体験セーリング等の機会を提供することで、子どもから高齢者まで幅広い世代の海洋性レクリエーション実現の端緒とする。
	（参考）令和元年度実績： <ul style="list-style-type: none"> ・マリン体験教室 延べ325名 ・ヨット体験セーリング 延べ88名 ・マリンイベントの開催 13回 ・ボート安全講習 延べ300名 ・レンタルボート 延べ903件 ・操船技術講習 延べ503名 		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	小学生や障害者等を対象にしたマリン体験教室（ハンザディンギー体験、ジュニアヨットスクール等）及びヨット体験セーリングを実施するとともに、マリンイベントを開催し、マリンスポーツの普及・振興に努める。ボートの安全講習を実施するとともに、レンタルボートを行う。ヨット及びボートの入門から段階的に技術向上が図れるよう操船講習を実施する。これらの取組によりマリンスポーツの普及を図り、次世代の顧客づくりにつなげていく。	
	市	港湾計画の改訂において設定しているレクリエーション等活性化水域の実現へ向け、団体と連携して企画・調整を行う。	

④ 街づくりと環境保全活動の推進

ア 公益的使命④	横浜ベイサイドマリーナ地区の街づくりの牽引役として、地区内地権者との各種調整を行うとともに、環境保全活動を推進する。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	街づくりに関する調整を関係団体と適切に対応する必要がある。近年、海洋汚染による環境破壊が問題視されている。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> 街づくり協議会の円滑な運営 環境保全活動の推進による意識醸成 	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	横浜ベイサイドマリーナ地区開発の進展に伴い、エリアマネジメントとしての街づくり協議会事務局の重要性が高まっている。近年、マイクロプラスチック等の海洋汚染による環境破壊が問題視されている。
	(参考) 令和2年度実績： <ul style="list-style-type: none"> 街づくり協議会開催2回 環境啓発ポスター・チラシ作成 		
主要目標達成に向けた具体的取組	団 体	地区の街づくりについて調整を要する事項について主体的に対応するとともに、来街者の利便性の向上と、より質の高い街づくりを進める。環境保全活動として、環境保全の啓発を行うとともにマイクロプラスチック問題の取組み等を推進する。	
	市	「横浜ベイサイドマリーナ地区街づくり協議会」の共同事務局として、団体をサポートし、団体とともに質の高い街づくりを推進する。	

(3) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	中長期的に安定した健全経営		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> 売上高の確保 令和3年度 1,919 百万円 令和4年度 1,935 百万円 令和5年度 1,971 百万円 令和6年度 2,007 百万円 令和7年度 2,042 百万円 在籍隻数の確保 令和3年度 1,086 隻 令和4年度 1,088 隻 令和5年度 1,094 隻 令和6年度 1,120 隻 令和7年度 1,124 隻 	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	プレジャーボートの大型化に伴い、中・大型艇区画の受入需要が増加していることから、大型艇区画及び中型艇区画の新設を行い、増収を図る必要がある。
	(参考) 令和2年度実績 <ul style="list-style-type: none"> 売上高 1,935 百万円 在籍隻数 1,111 隻 		
主要目標達成に向けた具体的取組	団 体	お客様のニーズ（中・大型艇化等）を取り入れながら、棧橋の改修・新設、受変電設備の増強等を極力自己資金の範囲で対応し、健全経営を継続する。	
	市	健全経営の維持に向け、引き続き団体の経営や設備投資の状況を把握していく。	

(4) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	経営・運営体制の確立、社員の育成と成長		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<ul style="list-style-type: none"> ・より効率的かつ効果的な体制の確立(令和3年度機構改革の実施、令和4～7年度一) ・教育研修規程に基づく年度ごとの研修計画の策定 ・ワーク・ライフ・バランスの推進(年次休暇10日以上/年、リフレッシュ休暇5日の取得/年) <p>(参考) 令和2年度実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革(令和3年度実施に向けた制度整備等) ・令和2年度研修計画の策定と研修の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進計画の策定 	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	常に働きやすく、効率的かつ効果的な経営・運営体制を確立するとともに、プロパーの管理職への登用・育成を進める。人権やマリネ専門研修等について、計画的・網羅的な研修計画を策定し、研修実施することにより、社員の自律性を育成し、会社運営に寄与する。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	経営・運営体制については、令和3年度に機構改革を行う。職場研修(人権啓発研修、ハラスメント研修、コンプライアンス研修、個人情報保護研修、発想と発表のスキル向上研修、マリネエキスパート研修)を実施する。職場外研修(他マリネナ派遣研修、舟艇製造工場研修、海外研修、自己啓発研修)を実施する。年次休暇10日以上、リフレッシュ休暇5日の取得を促進する。	
	市	市が実施する研修で団体役職員も参加可能なものについては、適切な情報提供を行い、団体役職員のスキルアップの機会として役立ててもらう。	

協 約 等

団体名	横浜ウォーター株式会社
所管課	水道局国際事業課
団体に対する市の関与方針	経営に積極的な関与を行う団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜市水道局が長い歴史の中で培ってきた技術やノウハウ等を活用して、国内外の水道事業に貢献を行い、新たな収益を確保し、お客さまに還元するとともに、横浜市水道局の経営基盤の強化を図る。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立以降、国内外の上下水道事業におけるコンサルティングや技術支援、システム開発など多岐にわたる事業実績を重ね、国内外事業体等を中心に認知度が向上してきた。平成 25 年に環境創造局と協定を締結し、上下水道一体となったビジネスの展開により、一層の支援ニーズが増加している。 ・ 平成 27 年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標 (SDGs) が採択され、企業において目標達成に向けて取り組む機運が高まってきている。 ・ 平成 30 年 12 月に水道法が改正され、全国の各水道事業体において、広域連携や官民連携の推進、適切な資産管理に向けた施設台帳整備等による水道基盤の強化が求められており、これらの支援を担う団体の役割に期待が高まっている。 ・ 令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の蔓延により、海外渡航をはじめとする移動制限があり、現地活動や集合研修が中止や延期となる影響を受け、国際事業における売り上げが一時的に減少した。 ・ 当社で開発した給水装置電子申請システムが横浜市全行政区に導入されるとともに、他の事業体に展開するなど、DX 推進が加速された。 ・ 令和 6 年度に水道整備等に関する行政が国土交通省に移管され、更なる上下水道一体となった支援が求められる。
(3) 上記 (1)・(2) を踏まえ た今後の公益的使命	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100% 出資団体だからこそ提供できる事業体に寄り添った上下水道一体となったサービスにより、市場変化やニーズに柔軟に対応し、国内外の上下水道事業体の課題解決に貢献する。 ・ 横浜市業務の受託や人材交流や技術協力を通して、市の業務効率化と技術継承に貢献する。 ・ ESG 経営を推進することで、団体と社会の共通価値を創造し、利益の最大化と企業価値の向上を図るとともに、SDGs の目標達成を意識した取組を行う。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考 (前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由			
(4) 協約期間	令和 6 年度～ 9 年度	協約期間設定 の考え方	団体の中期計画と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	当年度の業績に応じた適切な株主配当をしていく。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 国内の上下水道事業体への貢献

ア 取組	国内の上下水道事業体の持続可能な運営に向けた課題解決への貢献		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	国内の上下水道事業体の共通する課題として、人口減少等による収入の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や自然災害への対応に加え、人材不足による執行体制の脆弱化が顕著となっており、課題解決や経営基盤強化に向けて官民連携や広域化・共同化が国の政策により推進されている。これらのニーズを的確に捉えるとともに、必要な技術やノウハウを提供し、課題解決に向けた支援に引き続き取り組む必要がある。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①国内技術支援 30件/各年度 ②新規顧客の獲得：1件/各年度 ③電子申請システム等の国内事業体への導入支援：2件/R6～9	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	前協約期間中の国内技術支援件数は、全ての年度において目標である年 30 件を達成することができた。国内技術支援の受注件数は、安定的に同水準を確保するように引き続き取り組むとともに、新規顧客の獲得を新たな目標とした。また、電子申請システム導入及び研修事業については、国内上下水道事業体への様々な課題解決への貢献として、引き続き取り組んでいく必要がある。
	(参考) 令和5年度実績： ①45件 ②3件 ③導入支援1件、システム構築1件		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> これまでの様々な支援実績により蓄積された上下水道事業運営のノウハウや、公と民の両方の機能を有していることを生かし、その事業体に見合った中立的かつ上下水道一体となったサービスの提供を通じて、経営基盤強化や公営力強化を支援することで、他社との差別化を図り、新規顧客の獲得に取り組む。 研修事業については、顧客ニーズの把握と市場調査を行い、事業体の課題解決に資する内容への見直しや、新たな研修メニューを企画するなどの検討を行う。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> 団体が他事業体から受託したコンサルティング等の業務について、必要に応じて技術やノウハウを有する人材及び施設の提供を行い、国内における事業拡大を引き続き支援する。 団体の研修事業について、新たなメニューや新規スキームについて団体とともに検討を行う。 国内の他事業体へのPRの機会を捉えて、団体の営業活動を支援する。 	

② 海外各国の上下水道事業体への貢献

ア 取組	国際協力機構(JICA)をはじめ、アジア開発銀行(ADB)等の国際協力機関が発注する途上国の上下水道事業の多様な課題解決へ貢献する。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	途上国における人口増加や経済発展に伴う水需要増加、SDGs 達成に向けた取組の活発化により、様々な状況下における支援ニーズが多様化している。一方、JICAの上下水道案件については、コンサルタント会社間での受注競争が激しくなっている。海外事業は業務を実施する中で、それまでの経験やスキルでは解決が困難な状況が発生することもあることから、業務に対応できる組織全体の能力向上や、新たなビジネスモデルの構築が課題である。また、多様化する案件の受託には、業務を実施する個々のコンサルタントの能力強化と人員確保が課題でもある。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	国際関連業務受託(継続案件含む)：7件/各年度	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	JICA 案件の受託を中心に、JICA 以外の国際協力機関の案件受託に向けた活動が必要である。各機関の案件公示情報を調査し、実施可能な案件には積極的に応募する。
	(参考) 令和5年度実績： 11件		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な企画競争への参加による受託を目指す。一社単独での参加が困難な場合は、共同企業体(JV)を各社に打診し、企画競争への参加による受託を目指す。 JICA 案件の形成のため、現地業務実施地周辺の事業体や関係省庁へのヒアリングを能動的に行い、案件形成につながる情報収集に努める。 JICA 以外の案件獲得のため、他の国際協力機関の企画応募プロセス、案件情報収集を積極的に行う。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> 団体の海外プロジェクト案件の受託に伴い、必要に応じて技術やノウハウを有する人材の提供や、海外研修員受入の際の助言や講師調整、研修随行など引き続き支援を行う。 国際事業に関する運営手法の検討や人材育成等に向けた支援や調整を行う。 団体のニーズに合わせた情報提供を行うなど、新規案件受注や形成のための支援を行う。 	

③ 横浜市の業務効率化や技術継承に対する貢献

ア 取組	横浜市の上下水道に係る業務の効率化及び技術継承への貢献		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	水道局からの給水装置工事設計審査業務の委託拡大へ対応するための体制構築や、電子申請システムの安定運用及び申請率の維持・向上を図る必要がある。また、下水道河川局の「横浜下水道 DX 戦略」に掲げられている「排水設備計画確認申請手続きのオンライン化」の全市展開への貢献が求められる。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	①市業務委託拡大に向けた体制の構築 ②排確申請電子システムの18区への本格導入	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	①委託拡大に向けた体制の構築により横浜市の業務効率化や技術継承への貢献につながる。 ②排確申請電子システムを全市に導入することで、排確手続きのオンライン化を実現する。
	(参考) 令和5年度実績: ①委託拡大に向けた準備 ②3区に試行導入		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市業務の委託拡大に向け、プロパー社員の採用や市の研修への参加などによる人材育成による体制構築に取り組む。また、退職派遣者を中心に企業ならではの技術やノウハウを取得し、横浜市への技術力向上などの人材育成に貢献する。 ・給水装置工事電子申請システムの新規事業者及び登録済み事業者に対する操作研修等を充実させ、利便性をPRするなど申請率の維持・向上に寄与する。 ・システムユーザーを対象とした操作研修を行い、排確申請電子システムの円滑な導入に寄与する。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・市水道局の新たな中期経営計画では、将来を見据えて引き続き基盤強化に取り組むとともに、将来を見据えた水道システム再構築による施設の最適化、効率的・効果的な執行体制の構築や業務効率化による運営体制の最適化など、「水道事業の最適化」に向けて事業を推進し、持続可能な事業運営を目指している。団体とは水道局業務効率化に資する連携に向け、局内における調整を密に行うとともに、団体と水道局の将来像を共有するなど、団体及び本市の業務効率化の両立を目指す。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	設立15期目を迎え、経営基盤のさらなる安定を図るためには、国の政策などの動向や顧客ニーズを的確に捉え、新たな支援スキームを検討するなど、中長期的な視点での受注拡大を図るとともに、引き続き収支・コスト管理の徹底が必要となる。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①売上高 6年度:8.5億円、7年度:9.0億円、8年度:9.5億円、9年度:10億円 ②経常利益 6年度:4,300万円、7年度:4,800万円、8年度:5,000万円、9年度:5,500万円	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	①売上高は、6年度については、事業計画における見込み額とし、7～9年度については「中期計画2027」の最終年度の目標達成に向けて売上高を伸ばしていく。 ②目標に掲げた売上高を達成するための人材の確保や育成などの投資が必要となる一方で、今後も人件費の上昇などの影響が見込まれる。プロジェクト及び収益管理を徹底することにより、最終年度の目標達成に向けて安定的に経常利益を確保していく。
	(参考) 令和5年度実績: ①8.48億円 ②7,592万円		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ESG経営を基盤として公営力強化に資するサービスの着実な推進により、売上高及び経常利益の目標達成に取り組む。 ・利益確保に向けて、業務遂行における工夫や案件管理の徹底などに取り組む。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財政状況について共有するとともに、取締役会や業務監察などを通じて、健全な財政運営のために適切に関与をしていく。 	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	経営基盤のさらなる安定に向けた人材の採用と育成を推進するため、体系的な人材育成制度の整備や、技術者不足や市の定年延長などの環境変化に対応するため、長期的視点での技術継承が課題となっている。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	①民間等出身者の採用の推進 民間等出身者の割合：50%以上/ 各年度 ②体系的な人材育成制度の充実 (参考) 令和5年度実績： ①54.1% ②取組中	主要目標の 設定根拠 及び人事・ 組織に 関する 課題との 因果関係	①プロパー社員の採用を進めることにより、経営基盤と組織力を強化することができ、事業拡大に対応できる体制の構築を図り、将来的な安定経営を目指す。 ②社員の経歴等を踏まえた体系的な人材育成制度を構築することで、持続的に業務を行える組織体制を整える。
主要目標達成に に向けた具体的取組	団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・民間等出身者の計画的かつ効果的な人材採用に取り組む。 ・人材育成制度の検討・構築及びOJTや社内研修の充実による技術継承の推進に取り組む。 ・プロパー社員のスキルアップのため、市への社員派遣や研修への参加を積極的に行う。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の人材育成制度の構築に向けて、市の取組事例などを共有し支援を行う。 ・プロパー社員のスキルアップに向け、制度確立をした団体社員の市への研修受入や、市の研修を団体プロパー社員が受講できる環境整備を行い、組織力の強化に貢献する。 	


協 約 等

団体名	横浜交通開発株式会社
所管課	交通局経営管理課
団体に対する市の関与方針	自主的・自立的な経営の確立を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜市交通事業資産の有効活用を行い、市営交通事業の経営基盤の強化とお客様サービスの向上に資することを目的に設立されました。
(2) 設立以降の環境の 変化等	昭和 63 年の設立当時の不動産事業部門に加え平成 19 年には公共交通機関としての役割を果たすべくバス事業部門を開始し、平成 21 年には広告事業部門を開始するなど、事業規模の拡大を図り、安定した営業利益を確保してきました。令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の拡大によるお客様の減少の影響を受け、事業全体での営業利益は確保したものの、駐輪場事業、バス事業で営業損失を計上するなど厳しい経営環境となりました。その後、新型コロナウイルス感染症の減少や令和 5 年 5 月に感染症の区分が 5 類に移行したことに伴い、徐々にお客様の利用は回復してきましたが、多くの企業や学校においてテレワークやオンライン授業の導入が浸透・定着したことやエネルギー価格の高騰等により引き続き先行きの不透明な状況が続くことが予測されます。また、2024 年問題により今後はバス乗務員の確保がより厳しい状況になると考えられます。
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	先行きが不透明な事業環境の中でも、業務の改善等による経費の節減を行うとともにより効率的・効果的な事業展開を図り、市営交通グループの一員として安全・確実・快適な市営交通事業に寄与します。併せて様々なチャンネルを活用してバス乗務員の確保を図ります。

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和 6 年度～9 年度	協約期間設定 の考え方	団体の中期経営計画期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	各種事業の効果的かつ効率的な運営により収益の向上を図り交通局の経営に寄与できるよう努力していきます。団体の利益に応じた配当については、今後の在り方も含めて今後両方で検討を進めていきます。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 安全・確実・快適な交通サービスの向上

ア 取組	安全・確実・快適に利用できる交通サービスの提供
イ 公益的使命の達成 に向けた現在の課題等	運転技術の向上と接客意識の徹底による乗務員一人ひとりの資質の向上 安全・確実・快適にバスを運行するための乗務員の確保

ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標		R6 年度末	R7 年度末	R8 年度末	R9 年度末	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	安全重点施策を共通の目標とし、公共交通事業者として輸送の安全確保を最優先の取組とします。目標設定にあたっては、具体的な取組内容を見えやすくするため、安全に関する各種研修や、第三者の目を入れた添乗調査等を主要目標としました。また、ハード面の取組として、安全性の高いバス車両（ドライバー異常時対応システム（EDSS）・ドライバーステータスマニターなどの安全装置が搭載されたバス車両）への更新を目標としました。
	振り返り研修の着実な実施（3年間で実施）	全乗務員受講完了（R4～6）	全乗務員の約1/3（累計）	全乗務員の約2/3（累計）	全乗務員受講完了（R7～9）		
	外部機関による添乗調査の実施	全乗務員/年	全乗務員/年	全乗務員/年	全乗務員/年		
	事故未然防止研修の実施	3年に1度定められた年齢で受講	3年に1度定められた年齢で受講	3年に1度定められた年齢で受講	3年に1度定められた年齢で受講		
	SAS スクリーニング検査	年1回	年1回	年1回	年1回		
	バス車両の更新（自社）	—	—	2両	—		
<p>（参考）令和5年度実績：</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り返り研修 全乗務員の約2/3が受講（3年で全員受講） 外部添乗調査 全乗務員について実施 事故未然防止研修 3年に1度定められた年齢で受講 睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査 年1回実施 							
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>改善基準告示を厳守するとともに、全乗務員に対し睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査を実施し、健康起因による事故の防止に努めます。</p> <p>研修面ではドライブレコーダーのデータや乗務員から寄せられるヒヤリハット情報等を活用した事故未然防止研修を行うとともに、実車を用いた振り返り研修を実施するなど、乗務員のスキルアップと安全性向上に努めます。</p> <p>接遇面においては外部機関を活用した添乗調査を行い接遇力の強化に取り組みます。</p> <p>また、積極的に採用活動を展開するとともに登用制度の充実等により離職者の抑制を図ります。</p>					
	市	<p>横浜交通開発株式会社は、市営交通ネットワークにおいて一翼を担うグループ会社になります。安全で確実な輸送サービスの提供は交通事業者としての使命であり、安全対策やお客サービス向上に向けた団体の取組について交通局として積極的に支援します。</p>					

（2）財務に関する取組

ア 財務上の課題	安定した収入の確保と収益力の向上		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>全事業を通じた営業利益の確保</p> <p>R6 63,539千円</p> <p>R7 102,925千円</p> <p>R8 94,931千円</p> <p>※3か月分の減価償却費反映</p> <p>R9 74,827千円</p> <p>※12か月分の減価償却費反映</p> <p>（参考）令和5年度実績： 営業利益 219,026千円</p>	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	<p>新型コロナウイルス感染症の分類が令和5年5月に第5類に移行したことに伴い、お客様は増加傾向にありますが、企業や学校のテレワークやリモート授業等が一定程度定着したことやエネルギー価格の高騰等もあり、引き続き厳しい経営環境が続くことが予測されます。また、令和8年度には、先送りしていたバス車両の購入を予定しており、減価償却費の増加を見込んでいます。こうした状況下でも安定的に利益を確保していただくため事業の見直し等に取り組み、収益力の向上を目指します。</p>
	<p>バス事業においては乗務員の確保に努めるとともにダイヤ改正や路線の見直し等を行うことにより経費の削減と効率化を進めてまいります。センター北駅で新規開発を進めるとともに新既存施設の価値向上を図ります。また、駐車場事業については料金の見直しや、利用率の低い箇所への時間貸への転換等、さらなる収支の改善を行うなど収益力の向上を図り、市営交通事業に寄与します。</p>		<p>厳しい経営環境の中においても、団体の持つ民間事業者としての知見や営業力を最大限発揮できるように、施設価値向上に向けた取組や新規開発等を支援します。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<p>バス事業においては乗務員の確保に努めるとともにダイヤ改正や路線の見直し等を行うことにより経費の削減と効率化を進めてまいります。センター北駅で新規開発を進めるとともに新既存施設の価値向上を図ります。また、駐車場事業については料金の見直しや、利用率の低い箇所への時間貸への転換等、さらなる収支の改善を行うなど収益力の向上を図り、市営交通事業に寄与します。</p>	
	市	<p>厳しい経営環境の中においても、団体の持つ民間事業者としての知見や営業力を最大限発揮できるように、施設価値向上に向けた取組や新規開発等を支援します。</p>	

(3) 人事・組織に関する取組

<p>ア 人事・組織に関する課題</p>	<p>次世代を担う計画的な人財育成と持続可能な組織づくり</p>	
<p>イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標</p>	<p>① 人財育成ビジョンの策定 ② 人財の確保 R6～R9 を通じて5回程度/年の採用活動 ③ 社員のモチベーションの向上 ・トップによるメッセージの発信 ・社員顕彰制度の活用 ④ 健康管理の強化 ・健康担当係長を中心とした健康管理体制の構築</p> <p>(参考) 令和5年度実績: ・採用回数 6回 20人 ・社員顕彰 4回 37人</p>	<p>主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係</p> <p>労働力の流動化が進む中、安定的で持続可能な組織としていくため、必要な人財の確保を図るとともに計画的な人財育成が不可欠です。</p> <p>人財育成ビジョン策定により、社員にとっては目指すべき人物像が明確になり個々の成長のきっかけになるとともに、組織としては、一貫性を持った「異動」「評価」「昇任」等の各種人事施策を行うことができ、持続可能な組織づくりを図ります。</p> <p>また、バス乗務員については2024年問題による影響が今後も続くことが予測されます。こうした状況下で安定的に乗務員を確保するため、様々なチャンネルを活用した積極的な採用活動を展開するとともに、登用制度や待遇の改善等により離職防止に努めます。</p> <p>また、社員の健康管理こそが安定した組織運営の原点と捉え、総務課に健康担当係長を配置し、全社員の健康増進に取り組めます。</p>
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>団体 市</p>	<p>すべての社員が希望とモチベーションをもって働けるよう、計画的に次世代を担う人財の育成を図るとともに積極的に健康増進に取り組み、安定的かつ持続可能な組織づくりに努めます。また、バス事業については積極的かつ定期的に採用活動を展開し乗務員の確保を図ります。</p> <p>バス乗務員の採用難など2024年問題に直面する中、必要に応じた情報提供等を通して、団体の計画的な人財確保・育成と持続可能な組織づくりを支援します。</p>

協 約 等

団体名	公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
所管課	教育委員会事務局生涯学習文化財課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	横浜に関連した歴史の理解に役立つ国内外の資料や文化財の収集・保管、調査・研究を行うとともに、その成果を活用し、児童・生徒や市民の求める「横浜の歴史」の学習意欲に応える展示、閲覧、出版等の普及啓発を行い、先人たちの歩みや積み上げてきた文化を市民共有のものとし、さらに次世代へ継承していくことで、ふるさと意識の醸成及び市民文化の発展に寄与すること。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度の導入（平成 18 年度～）や公益財団法人化（平成 23 年度～） ・ 文化財保護法の改正（保存から保存・活用へ）や文化観光推進法の制定（観光収益を保存へ再投資）及び博物館法改正による博物館や文化財を取り巻く環境の変化 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下で進めたデジタルコンテンツを活用した取組など、新たに整備した事業の強化
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<p>①管理運営する博物館施設の安定的な経営と、デジタルコンテンツ等を活用した「横浜の歴史文化」の普及啓発</p> <p>②多様な保存活用の取組を通じ郷土愛を醸成し、文化財・埋蔵文化財や博物館に対する興味や関心を育み、共有財産としての文化財・埋蔵文化財を将来世代へ継承していくこと</p> <p>③横浜市内の文化財に関する新たな魅力の創出と発信により、「横浜」の街としての魅力向上、観光面や地域活性化へ貢献すること</p> <p>上記①～③の公益的使命に資する取組を通して、今後の団体の事業等のあり方を検討していく。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考（前期協約の 団体経営の方向性）	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和 6 年度～ 8 年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	国費をはじめとする補助金等の外部資金の獲得や、指定管理者の創意工夫を生かした指定管理事業や収益事業を進め増収増益を目指します。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 博物館機能の更なる強化

ア 取組	管理運営する博物館施設の安定的な経営と、デジタルコンテンツ等を活用した「横浜の歴史文化」の普及啓発		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営施設への来館促進や企業協賛獲得に向けた広報 PR の強化 ・デジタルコンテンツの活用促進・発信の強化 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<p>1. 施設利用者数</p> <p>R6年度 700,000人 R7年度 785,000人 R8年度 870,000人</p> <p>1-1. 利用者数</p> <p>R6年度 450,000人 R7年度 535,000人 R8年度 620,000人</p> <p>1-1-1. うち有料入場者数</p> <p>R6年度 70,000人 R7年度 75,000人 R8年度 80,000人</p> <p>1-2. デジタルコンテンツ閲覧数</p> <p>250,000回/年</p> <p>1-2-1. デジタルアーカイブPV</p> <p>100,000回/年</p> <p>1-2-2. オンライン動画視聴数</p> <p>150,000回/年</p>	<p>主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係</p>	<p>○設定根拠</p> <p>1 (1-1 と 1-2 の計)</p> <p>1-1</p> <p>有料入場者数及び、その他（無料展示室入場者、野外施設、研修室等の利用者及び主催イベントの参加者）の実来館者数合計。R8年度に H28～30（コロナ禍前）実績の水準にする。</p> <p>H28 630千人 H29 638千人 H30 593千人 平均 620千人</p> <p>1-1-1</p> <p>R8年度に H28～30（コロナ禍前）実績の水準を超えた回復を目指す。</p> <p>H28 73千人 H29 83千人 H30 76千人 平均 77千人</p> <p>1-2. (1-2-1 と 1-2-2 の計)</p> <p>財団施設で公開しているデジタルアーカイブの閲覧回数 (PV) と YouTube 等のオンライン動画の視聴回数とする。</p> <p>1-2-1</p> <p>参考：R6実績 1/10～2/14 で 10,002PV 10,002PV ÷ 36日 = 277PV/日 277PV/日 × 365日 = 101,105PV →当面の目標とする。</p> <p>1-2-2</p> <p>指定管理施設の YouTube・Vimeo 再生回数 R4 (69,738回) 実績の2倍程度まで増加を目指す。</p> <p>○公益的使命との因果関係</p> <p>博物館の基盤である調査、研究、収集、保管及び公開等普及啓発機能の強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、研究、収集、保管→デジタルアーカイブやオンライン動画での提供情報の充実 ・普及啓発→博物館施設利用者やデジタルコンテンツ利用者の増加
<p>主要目標達成に向けた具体的取組</p>	<p>(参考) 令和5年度実績：</p> <p>1. 新規目標</p> <p>1-1</p> <p>358,643人</p> <p>1-1-1</p> <p>51,584人</p> <p>1-2. 新規目標</p> <p>1-2-1</p> <p>新規目標</p> <p>1-2-2</p> <p>新規目標</p>		

② 学校教育を通じた郷土愛の醸成と文化財の次世代への継承

ア 取組	多様な保存活用の取組を通じ郷土愛を醸成し、文化財・埋蔵文化財や博物館に対する興味や関心を育み、共有財産としての文化財・埋蔵文化財を将来世代へ継承していくこと		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書だけでは伝えきれない郷土としての「横浜」の歴史や文化の継承 ・文部科学省のGIGAスクール構想に対応する、文化財を活用した授業コンテンツの作成や充実 		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問授業実施校数 120校/年 2. 指定管理施設への学校来館校数 900校/年 3. 授業コンテンツ動画の視聴数 140,000回/年 4. 訪問授業効果アンケート 対象項目評価4以上 <p>(参考) 令和5年度実績：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規目標 2. 514校 3. 新規目標 4. 新規目標 	主要目標の設定根拠及び公益的使命との因果関係	<p>○設定根拠</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年間で市立小学校全校(337校)に対応できるように目標設定。 2. R4年度実績(883校)を維持する。 ※R5年度は施設休館があったため、R4年度を基準とする。 3. R5年度実績(約135,000回を切り上げ)を維持する。 4. 訪問授業実施後に教員向けに行うアンケートのうち、児童の単元への興味関心が向上したかを問う項目について、効果ありとの回答が4以上(5段階)とする。 <p>○公益的使命との因果関係 教育委員会所管の施設として、GIGAスクール構想の前提となるタブレット等のICT機器を活用した学校教育との連携を一層推進する。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体		<ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校長会、社会科研究会や新任の教員が参加する研修会等に出向き、施設訪問授業や研修について積極的に案内する。 ・訪問授業の実施回数の維持するためエデュケーターの効率的な配置。 ・コロナ禍で充実を図った授業で活用できるコンテンツ動画を継続して作成するとともに、過去に作成した動画を含めた、更なる利用の促進。 ・授業に役立ったか、児童の単元への興味関心が高まったか、訪問授業の効果測定アンケートを職員向けに実施。
	市	学校への周知や各区との連携した取組の実施がより円滑にすすめられるよう、庁内向けの情報発信や事業展開の支援を行っていく。	

③ 専門的な人材による外部への積極的な支援

ア 取組	横浜市内の文化財に関する新たな魅力の創出と発信により、「横浜」の街としての魅力向上、観光面や地域活性化へ貢献すること	
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法の改正（平成 31 年 4 月 1 日施行）や文化観光推進法の施行（令和 2 年 5 月 1 日）、及び博物館法の改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い、文化財の保護と併せて、文化財の「活用」に関する取組の推進が強く求められている。 団体が有する、高度で専門的な知識を持つ職員と施設で所蔵する歴史的資料など生かしたコンテンツの充実、市民やマスメディアなどへの情報発信などを通じて、文化財の活用の推進、横浜の魅力向上につなげていくことが求められている。 	
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門職員の講師派遣および原稿執筆回数 38 回以上/年 2. ボランティア研修の開催 6 回以上/年 3. 各施設が主催する講座・講演会の開催 45 回以上/年 <p>(参考) 令和 5 年度実績：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規目標 2. 新規目標 3. 新規目標 	<p>○主要目標の設定根拠</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. R5 年度参考実績（38 回）を維持する。 2. 横浜市歴史博物館・横浜市三殿台考古館で活動するボランティアに向けた研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 横浜市歴史博物館 企画展等に合わせた研修：4 回以上 横浜市三殿台考古館 ボランティア内容別研修：2 回以上 参考：R5 参考実績 11 回 ※R5 は歴史博物館の休館時期があったため、通常時より研修機会増となった。また、三殿台考古館の研修は新規。 3. 横浜市文化財保存活用地域計画に掲載された指標にあわせ、R11 年までに 48 回へ増加を目指す。 <p>○公益的使命との因果関係 横浜の歴史に関する高度で専門的な知識を生かし、横浜市の事業等への支援を進めていく。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> 横浜の歴史に特化した人材を多数擁する専門家集団として、専門的な知見が求められる市の施策等の委員会や書籍の刊行などの各機会に積極的に人材を派遣、協力。 各施設の基本的な博物館機能を市民と協働して維持するために、専門的な知見を生かしたボランティアを育成。 博物館や職員が有する知見を普及啓発するために各種の講座や講演会を開催。
	市	団体が有する人材等の資源を市内関係部署等で活用できるよう、調整や情報提供等の支援を行う。

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	博物館の基礎的な活動を維持することはもとより、博物館資料の文化観光面での活用の取組を通じた収益の拡大、それによる経営状況の改善	
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	<p>1. 収益向上および財源確保</p> <p>1-1. 指定管理事業収益の向上 R6年度 1,800万円 R7年度 2,000万円 R8年度 2,200万円</p> <p>1-2. ミュージアムショップ事業収益の向上 R6年度 2,800万円 R7年度 3,300万円 R8年度 3,800万円</p> <p>1-3. その他事業活動収益等の向上 (3年間で合計1億円) R6年度 5,000万円 R7年度 4,000万円 R8年度 1,000万円</p> <p>(参考) 令和5年度実績： 1-1. 10,885,683円 1-2. 16,880,322円 1-3. 新規目標</p>	<p>○主要目標の設定根拠</p> <p>1 1-1. R8年度にH28～30(コロナ禍前)実績の平均1.5倍程度への増加を目指す。 H28 1,367万円 H29 1,420万円 H30 1,892万円 平均1,560万円</p> <p>1-2. R8年度にH28～30(コロナ禍前)実績の平均2.0倍程度への増加を目指す。 H28 1,858万円 H29 1,954万円 H30 2,082万円 平均1,965万円</p> <p>1-3. 「(事業収益の)その他事業活動収益」(国費、民間補助金、講師派遣謝礼等)及び「受取寄附金(一般正味財産、指定正味財産)」の合計。 なお、前期の協約目標から文化庁からの「横浜開港資料館文化観光拠点化推進事業」に関する補助金がR7年度終了に伴う減額を加味した目標設定にしている。(R6-R7は拠点事業補助金込み)</p> <p>○財務に関する課題との因果関係 博物館の基礎的な活動や文化財への再投資のサイクルを進めるためには、指定管理事業収益およびショップ事業収益の拡大、多様な自主財源となる外部資金の確保が必要。</p>
主要目標達成に向けた具体的取組	<p>団体</p> <p>市</p>	<p>・施設利用者増にむけた会員制度の導入検討。 ・デジタルコンテンツの充実による事業収益の向上。 ・ミュージアムショップやオンラインショップの売上拡大による事業収益の向上。 ・企画展に関する民間補助金、講師派遣謝礼、寄附金の受入等の継続的な事業確保に向けた取組の推進。</p> <p>補助金・助成金に関する情報収集を行い、団体の自主財源の獲得に向けた情報提供等の支援をする。また、団体が行う外部資金の確保に向けた事業に関する周知等、支援を行う。</p>

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	事務業務の効率化、開港資料館の文化観光拠点計画による整備後の安定的な施設運営に向けた経営知識の涵養	
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	1. 財団管理職（事務系・学芸系）の経営及び組織運営に関する研修 R6年度 研修計画の策定 R7年度 研修の実施 R8年度 研修の実施 2. 協約期間中に全管理職が研修を受講 9人/年 (参考) 令和5年度実績： 1. 新規目標 2. 新規目標	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係 ○主要目標の設定根拠 2. 財団管理職 17人（実施年であるR7時点（予定））÷研修期間2年＝9人 ○人事・組織に関する課題との因果関係 財団の安定的な運営を図っていくためには、管理職の経営及び組織運営に関するスキルの向上が必須となる。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	財団の安定的な運営に向けた管理職の知識涵養のための研修を計画的に実施する。
	市	文化庁が主催する研修への参加や、外郭団体等が参加可能な研修についての情報収集を行い、安定的な団体運営に向けた管理職の人材育成ができるよう情報提供等の支援を行う。

協 約 等

団体名	公益財団法人よこはま学校食育財団
所管課	教育委員会事務局健康教育・食育課
団体に対する市の関与方針	政策実現のために密接に連携を図る団体

1 団体の使命等

(1) 団体の設立目的 (設立時の公益的使命)	当財団は、横浜市内にある市立学校の給食事業の充実発展と、その運営及び食の安全・安心、地産地消、食育等に関する取組を推進することにより、児童・生徒の健全育成に寄与するとともに、豊かな市民生活に貢献することを目的とした公益的な団体です。
(2) 設立以降の環境の 変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全安心への関心の高まり ・ 食品衛生法改正による HACCP に沿った衛生管理の義務化 ・ 令和 8 年度から横浜市立中学校給食のデリバリー方式による全員給食の実現 など
(3) 上記(1)・(2)を踏まえ た今後の公益的使命	<p>上記(2)の状況に対応するため、当財団の中心的な事業である市立学校給食用物資の調達について、引き続き最新の市況把握に努め、安全・安心で良質な物資の安定的な確保及び適正価格による調達に取り組みます。また、HACCP に沿った衛生管理の適正運用の推進にも努めていきます。</p> <p>新たに中学校給食の物資一括調達業務も担うことにより、小学校給食とは異なる新たな物資調達のスキームを完成させることが求められており、業務の質・量が増大します。そのため実際の調達事務を開始する令和 7 年度に備えて必要な準備・体制を整えるとともに、調達方法や調達物資の見直しなどの検討を行いながらより安全・安心で良質な物資の調達に取り組み、児童・生徒・保護者・学校等のニーズと期待に応えていきます。なお実施にあたっては横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を可能な限り最大限に踏まえて取り組んでいきます。</p>

2 団体経営の方向性

(1) 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	参考(前期協約の 団体経営の方向性)	引き続き経営の向上に取り組む団体
(2) 前協約からの団体経営 の方向性の変更の有無	有 ・ 無		
(3) 団体経営の方向性の 分類変更理由	—		
(4) 協約期間	令和 6 年度～ 8 年度	協約期間設定 の考え方	前協約の期間(R3～R5)と同期間
(5) 市財政貢献に向けた 考え	安全・安心で良質な給食用物資を適正価格で安定的に供給できるよう努めます。		

3 目標

(1) 公益的使命の達成に向けた取組

① 安全・安心で良質な物資の調達

ア 取組	安全・安心で良質な物資の調達に取り組みます。
イ 公益的使命の達成に 向けた現在の課題等	<p>横浜市の小学校等では、給食は当財団が調達した物資を各給食実施校が調理し児童に提供しています。当財団には、安全・安心な物資を調達し、納品する役割が求められており、これまでも納入業者への施設訪問や衛生講習会の開催などを通じて安全・安心な物資の調達に努めてきました。</p> <p>HACCP に沿った衛生管理を定着させ、納入する物資の安全性確保を図ることが必要です。そのためすべての納入業者が、この衛生管理手法を正しく理解し、適正かつ継続的に実施するよう当財団から適切な支援を行うことが重要となります。</p>

ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	給食における重大事故 0 件	主要目標の設定根拠及び公益的使命感との因果関係	当財団、教育委員会、学校が協力し、それぞれの役割を果たすことで、最終的に子どもたちに安全・安心な給食を届けていきます。 当財団では、納入業者の衛生管理を推進し、合わせて物資検査、施設訪問等により、調達する物資に起因した健康被害や不良品等による大規模な提供中止などの重大な事故を防ぎます。
	(参考) 令和 5 年度実績： 給食における重大事故 0 件		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の衛生検査を実施し、財団規格から逸脱したものがないか確認します。 ・冷凍食品等のアレルギー物質やヒスタミンについては、製造ごとの検査結果で問題ないものを納品します。(小学校：年間 250 物資程度) ・納入業者を訪問し、衛生管理状況や HACCP の実施状況を確認し、適正かつ継続的な実施を徹底するため助言等を行います。(年間 30 件程度) ・当財団主催の研修会や衛生管理講習を開催し、納入業者の HACCP に沿った衛生管理の理解と推進、食品衛生管理意識の向上などを図ります。(年 2 回以上) ・衛生管理上の課題等の発生時には、原因を調査および分析し、再発防止対策やその運用等について助言を行い不良品の発生防止に取り組みます。 ・納入業者が HACCP に沿った衛生管理を適切かつ継続的に実施できるよう、保健所等行政が施設立入時に発行した食品衛生監視票の確認など一定の点数以上を確認し各納入業者の実施状況を把握し、必要に応じた助言等を行います。 ・物資の衛生上の安全性及び適正な納品の確保を図るために、学校を訪問して物資納入時の品質・規格・鮮度等の納入状況を調査し、教育委員会に報告します。(訪問回数：年 1 回以上) ・中学校給食用物資の調達に向け、物資の情報収集や取扱い方法等の検討、関係業者等への訪問、衛生検査実施方法の模索などを行い、令和 8 年度からの全員給食を円滑にスタートさせます。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、国、県、及び本市衛生管理関係所管部署等から発出される HACCP を含む衛生管理に関する情報を適時適切によこはま学校食育財団と共有します。 ・教育委員会は、衛生管理マニュアル等の整備や周知を進めるとともに、学校の栄養士や調理員向けに衛生管理に関する情報提供や研修・講習会を実施し、また財団の給食相談員による学校訪問時の聞き取り結果を参考に、学校に対して必要な助言や指導を行うなど、学校での衛生的な給食調理実施を支援し、事故発生の未然防止を図ります。 ・各学校は、検収(物資の受領時確認)、検品(物資の調理前確認)、調理、教室での配食等の各段階で、教育委員会が定める衛生管理マニュアル等に沿って、安全・安心な給食の提供に取り組みます。 ・中学校給食全員給食を円滑にスタートさせるため、よこはま学校食育財団と連携し、安全・安心な物資の提供に取り組みます。 	

② 児童・生徒、保護者等に対する食育の推進

ア 取組	児童・生徒の生涯にわたる健全な食生活の実現のため、児童・生徒、保護者等に対する食育を推進します。		
イ 公益的使命の達成に向けた現在の課題等	学校給食の献立は、食育の「生きた教材」として健全な食生活の模範となることを目標として作成されています。横浜市の学校給食献立を広報し、給食食材や献立を題材とした食育事業の推進を行っていく必要があります。		
ウ 公益的使命達成に向けた協約期間の主要目標	「作ってみよう！給食の献立」ページ閲覧件数 年間平均 12,000 件/月以上	主要目標の設定根拠及び公益的使命感との因果関係	令和 3 年から 5 年の取り組みで、「給食献立」の閲覧数が増加しました。また、保護者や学校から食育資料などの提供依頼も増えており、食育情報の活用が図られています。 引き続き食育への関心を高め、児童・生徒の健全な食生活の実現に寄与することを目指します。
	(参考) 前期 3 年間平均 11,634 件/月		
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページなど ICT を活用した広報媒体を用いて、献立のレシピや料理の基礎知識やポイントなどについて新コンテンツを加えて継続的に発信することで、家庭で手軽に調理できるようにし、児童・生徒の健全な食生活の実現を図ります。 ・親子料理教室や食材塾などの食育イベントにおいてホームページ掲載中の給食献立を紹介するなど広報に努めます。 ・市内給食実施の小学校、義務教育学校、特別支援学校(以下、小学校等)へ相談訪問や給食試食会支援などで訪問する際に財団ホームページの食育に関する情報の活用を進めます。 ・中学校全員給食を機に教育委員会や各学校等と連携を図りながら食育に関する情報発信などの準備を進め、取組を実施していきます。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・食育財団のホームページに掲載される情報を学校にも周知することで、授業等で活用してもらうなど、学校における食育活動の一層の充実を図ります。 	

(2) 財務に関する取組

ア 財務上の課題	天候不良や燃料費、配送コスト、物価の高騰により、給食物資の調達費用は増加傾向にある中、給食費を財源とする物資購入費を最大限活用し、安全・安心で良質な物資を適正価格で調達する必要があります。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	入札対象物資※の入札実施率100%の維持 (※アレルギー除去などの独自規格対応等により随意契約している物資を除く) (参考) 令和5年度 入札対象物資の入札実施率: 100%	主要目標の設定根拠及び財務に関する課題との因果関係	社会・経済情勢の影響により消費者物価指数は上昇傾向にあり、今後も生鮮食品や運搬費を中心に物資代の増大が見込まれます。学校給食費の限られた財源の中で、引き続き安全・安心で良質な物資を安定的に調達するためには、競争性の確保を図り適正価格での調達に努めていくことが重要です。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	安全・安心で良質な物資を適正価格で調達することを目指し、全市立学校分物資の一括調達によるスケールメリットを発揮するとともに、市内事業者の受注機会の確保を前提としつつ、透明性、公平性、競争性の高い入札契約方式を選択できるよう、発注仕様（物資規格等）や業者選定方式などの工夫に取り組みます。 市 ・学校給食で使用する物資の在り方や、給食費とのバランス等について随時確認・検討し、物資調達における横浜市の考え方を、適時適切に財団に伝達していきます。 ・団体への業務監察などを通じて、財政運営を支援します。	

(3) 人事・組織に関する取組

ア 人事・組織に関する課題	団体の自律性を高めるため、今後も職員の能力向上と適正な職員配置を進めるとともに、職員の運営参画意識の向上と人材育成の充実を図る必要があります。また、令和8年度からの中学校の全員給食の円滑な実施に向け組織・体制の強化が求められます。		
イ 課題解決に向けた協約期間の主要目標	業務目標の共有及び人材育成のため ・面談の実施 4回/年以上 ・研修の実施 3回/年以上 (参考) 令和5年度実績: 上司との面談4回/年	主要目標の設定根拠及び人事・組織に関する課題との因果関係	個々の職員の運営参画意識や能力の向上と知識・ノウハウの継承による安定的な組織運営が重要です。
主要目標達成に向けた具体的取組	団体	・人事考課制度を導入し、上司と職員の定期的な面談を通して業務目標の共有化や進捗管理を行い人事評価につなげています。さらに、試験制度による無期雇用制度や主任制度も行っており、職員の働く意欲の向上を図っています。 ・市から提供される人材育成や市職員研修の資料などを活用し、職員研修を適宜実施して人材育成に取り組みます。 ・中学校給食の物資一括調達等の業務量の増大が見込まれるため、実際に物資調達事務を開始する令和7年度に備えた組織体制の構築を行うとともに、ICTを活用したより効率的な業務運営を行っていきます。	
	市	・市の人材育成資料で、財団での取組に資するものを適宜情報提供します。 ・令和8年度からの中学校給食全員給食を円滑に実施するため、財団の組織体制の整備の支援を行います。	